森林経営管理制度に係る事務の手引

（その２　経営管理権集積計画の作成手続の特例等　編）

令和８年 11 月

林野庁森林利用課

○　本手引の位置付け

平成 30 年５月、森林経営管理法が成立し、適切に経営や管理が行われていない森林について、市町村が主体となって森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されました。令和７年５月には、それまでの制度の取組上の課題を踏まえた改正法が成立し、市町村の事務負担の軽減に係る措置や森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みが追加されたところです。

本手引は、森林経営管理制度に係る市町村の事務が円滑に実施されるよう、技術的助言として、標準的な作業手順、判断基準等をまとめたものです。

都道府県及び市町村においては、本手引を参照の上、地域の実情を踏まえながら森林経営管理制度を適切に運用願います。

（その２　経営管理権集積計画の作成手続の特例等　編）

目次

６．経営管理権集積計画の作成手続の特例について ..... - 1 -

６－１　共有者不明森林に係る特例について ..... - 3 -

６－１－１　概要 ..... - 3 -
６－１－２　対象森林 ..... - 4 -
６－１－３　不明森林共有者の探索 ..... - 4 -
６－１－３－１　（探索）基本事項 ..... - 4 -
６－１－３－２　（探索）不明森林共有者が個人の場合 ..... - 15 -
６－１－３－３　（探索）不明森林共有者が法人の場合 ..... - 20 -
６－１－３－４　（探索）変則型登記の場合 ..... - 22 -
６－１－４　公告 ..... - 22 -
６－１－５　公告した旨の報告 ..... - 25 -
６－１－６　公告期間中に不明森林共有者が現れた場合 ..... - 26 -
６－１－７　経営管理権集積計画の公告 ..... - 28 -
６－１－８　金銭の分配方法・供託 ..... - 29 -
６－１－９　経営管理権集積計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合 ..... - 32 -
６－１－10　経営管理権集積計画の取消し ..... - 33 -

６－２　所有者不明森林に係る特例について ..... - 36 -

６－２－１　概要 ..... - 36 -
６－２－２　対象森林 ..... - 38 -
６－２－３　不明森林所有者の探索 ..... - 38 -
６－２－３－１　（探索）基本事項 ..... - 38 -
６－２－３－２　（探索）不明森林所有者が個人の場合 ..... - 39 -
６－２－３－３　（探索）不明森林所有者が法人の場合 ..... - 41 -
６－２－３－４　（探索）変則型登記の場合 ..... - 41 -
６－２－４　公告 ..... - 42 -
６－２－５　公告した旨の報告 ..... - 45 -
６－２－６　公告期間中に不明森林所有者が現れた場合 ..... - 45 -
６－２－７　裁定の申請 ..... - 47 -
６－２－８　裁定 ..... - 47 -
６－２－９　裁定に基づく経営管理権集積計画の公告等 ..... - 49 -
６－２－10　供託 ..... - 50 -
６－２－11　経営管理権集積計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合 ..... - 64 -
６－２－12　経営管理権集積計画の取消し ..... - 66 -

６－３　確知所有者不同意森林に係る特例について ..... - 68 -

６－３－１　概要 ..... - 68 -
６－３－２　対象森林 ..... - 70 -
６－３－３　同意の勧告 ..... - 70 -
６－３－４　裁定の申請 ..... - 71 -
６－３－５　意見書の提出 ..... - 72 -

６－３－６　裁定 - 73 -
６－３－７　裁定に基づく経営管理権集積計画の公告等 - 75 -
６－３－８　供託 - 75 -
６－３－９　経営管理権集積計画の取消し - 77 -
７．経営管理支援法人について - 81 -
７－１　経営管理支援法人 - 81 -
７－１－１　経営管理支援法人制度の趣旨 - 81 -
７－１－２　経営管理支援法人の指定・指定に係る審査 - 83 -
７－１－３　経営管理支援法人の公示 - 86 -
７－１－４　経営管理支援法人による関連事項の変更 - 86 -
７－１－５　経営管理支援法人の業務 - 87 -
７－１－６　経営管理支援法人の監督 - 88 -
７－１－７　経営管理支援法人への情報提供等 - 89 -
７－１－８　支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出 - 91 -
８．災害等防止措置命令等について - 93 -
８－１　概要 - 93 -
８－２　災害等防止措置命令の対象森林 - 93 -
８－３　災害等防止措置命令の発出の基準 - 94 -
８－４　災害等防止措置命令の発出手続 - 96 -
８－５　災害等防止措置の代執行 - 97 -
９．林業経営者への支援措置について - 101 -
９－１　林業経営者への支援措置 - 101 -
９－２　日本政策金融公庫の金融支援措置 - 101 -
10．都道府県による事務の代替執行について（都道府県実施） - 103 -
10－１　概要 - 103 -
10－２　都道府県から市町村への代替執行に関する協議 - 103 -
10－３　規約の作成 - 103 -
10－４　規約の公告 - 104 -
10－５　森林経営管理事務の代替執行の実施 - 104 -
11．市町村の実施体制の確保について - 106 -
11－１　林業技術者等の確保 - 106 -
11－２　他の地方自治体との協力 - 106 -
11－３　その他 - 106 -
12．市町村に対する援助等 - 107 -
12－１　市町村に対する援助 - 107 -
12－２　国への報告 - 107 -
＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞ - 109 -
- 109 -

（その１　経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等　編）

１．森林経営管理法の趣旨及び概要

２．経営管理権集積計画の作成等について

３．市町村森林経営管理事業について

４．民間事業者への経営管理実施権の配分

５．経営管理によって発生する金銭の会計処理について

（その３　集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成等　編）

13. 集約化構想について

14. 権利集積配分一括計画の作成等について

６．経営管理権集積計画の作成手続の特例について

市町村は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進のため、必要かつ適当と認める場合には経営管理権集積計画を定める必要がありますが（２－１参照）、経営管理権集積計画は森林所有者をはじめとする関係権利者全員の同意が必要となるため（共有林に間伐等経営管理権を設定する場合を除く）（２－５－４及び２－５－５参照）、森林所有者の全部又は一部が不明な森林等については、通常の手続では経営管理権集積計画を定めることができません。そのため、法では上記のような場合でも経営管理権集積計画を定めることが可能となるよう、特例が措置されています（法第 10 条～法第 32 条）。

特例措置には、①所有者の一部が不明である場合に適用する「共有者不明森林に係る特例」、②所有者の全部が不明である場合に適用する「所有者不明森林に係る特例」、③確知している所有者の一部または全部が集積計画の作成に不同意である場合に適用する「確知所有者不同意森林に係る特例」の３つがあり（図 1）、それぞれ６－１～６－３において解説します。

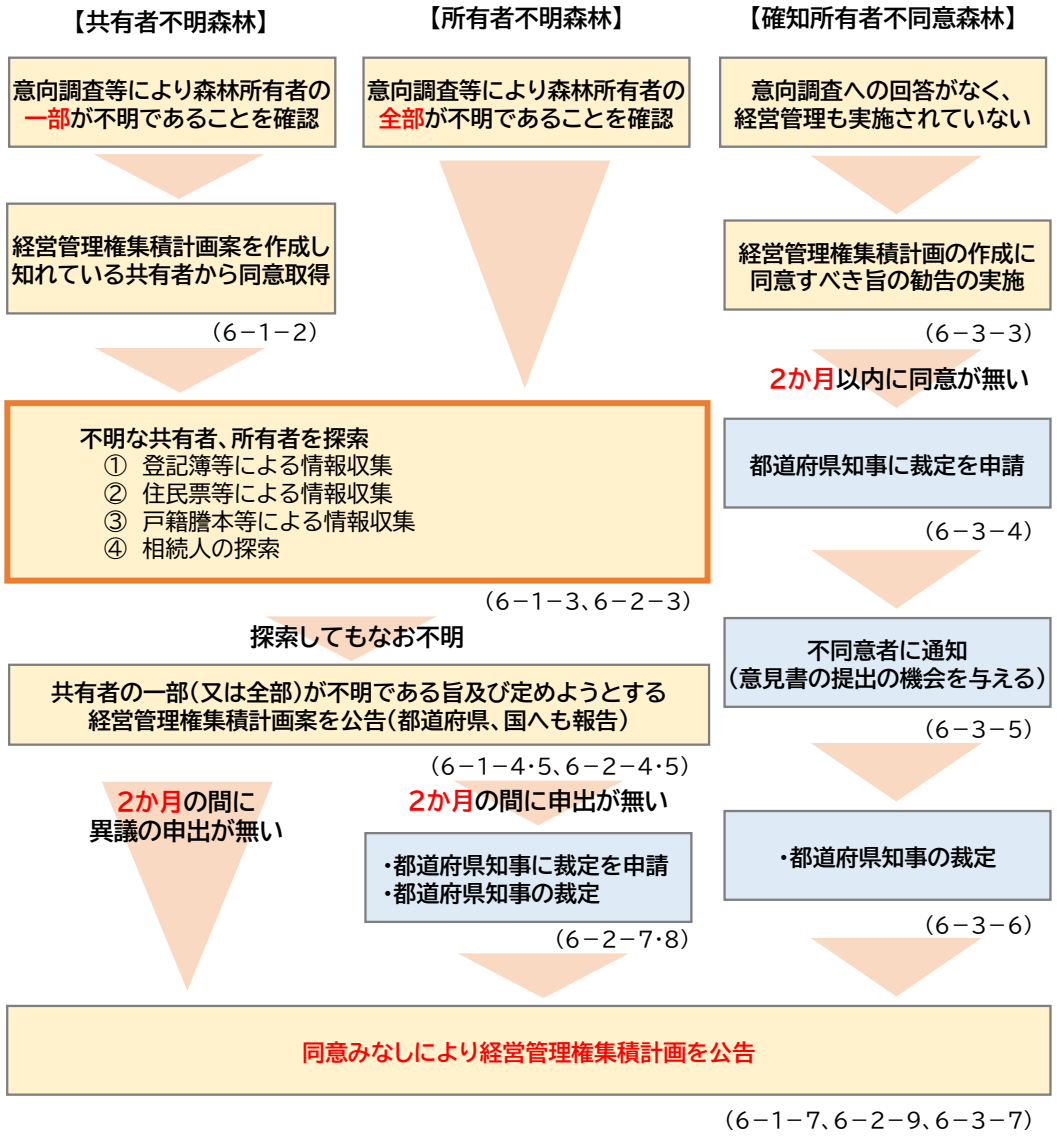


図 1：特例措置に関する主な事務の流れ

なお、共有林が集落有林（登記は個人名義）である場合には別の手続や手段による解決が可能な場合があるため、森林所有者への聞き取り等により、集落有林であるか事前に確認することが有効です。集落有林であった場合の対応については、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」（林野庁作成）を参照してください。

６－１　共有者不明森林に係る特例について

６－１－１　概要

市町村は、共有者の一部が不明であることが明らかとなった森林（共有者不明森林）において経営管理権集積計画を定めようとする場合は、①不明な森林共有者を探索し、②なお不明の場合はその旨及び当該経営管理権集積計画を公告し、③公告期間中に異議の申出がない場合は不明な森林共有者が同意したとみなして当該経営管理権集積計画を定めることができます。

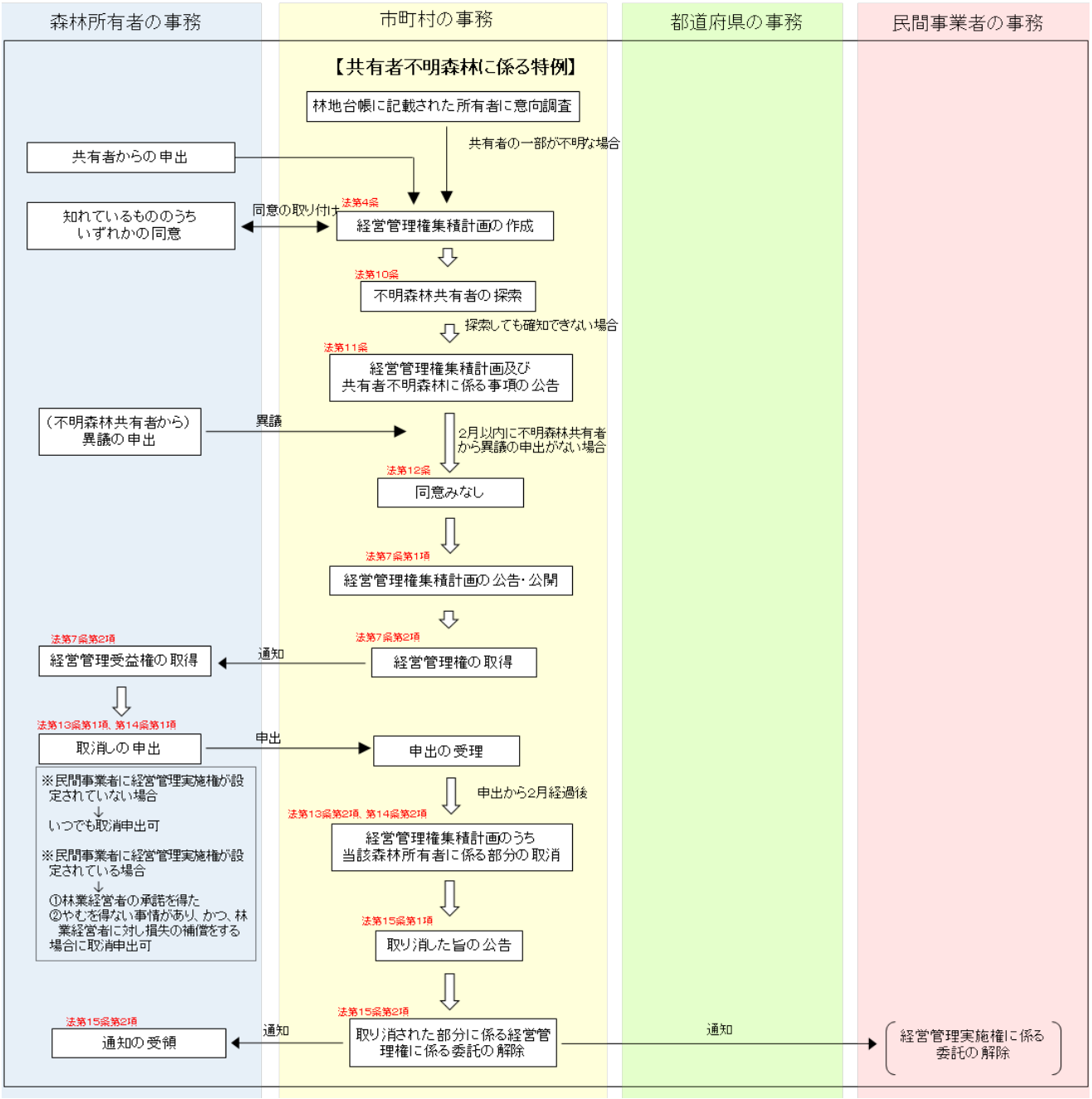


図 2：共有者不明森林に係る特例における経営管理権集積計画の作成事務フロー

６－１－２　対象森林

共有者不明森林とは、

①　経営管理権集積計画を定めようとする森林（※１）であり、かつ

②　数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない森林（※２）です。（法第 10 条）

※１　経営管理権集積計画を定めようとする森林とは、通常の経営管理権集積計画を定める森林と同様です（２－１参照）。特例を活用するという理由で、特別な計画を定める必要はありません。

※２　数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない森林とは、市町村による意向調査（２－３参照）又は知れている森林所有者からの経営管理権集積計画の作成申出（２－４参照）により森林所有者の一部が不明であることが明らかとなった森林です（長官通知第８の１(1)）。

森林所有者の一部が不明であると明らかとなった場合とは、知れている森林所有者からの情報提供により他の森林所有者（共有者）がいることが判明し、当該森林所有者に対して意向調査票を郵送したものの宛先不明の場合、郵送した日から１月以上返答がない場合等、森林所有者の一部が所在不明であることが明らかになった場合です（長官通知第８の１の⑵）。ただし、直近まで市町村の担当職員が当該森林所有者と連絡を取っていた場合等、当該森林の森林所有者の所在が明らかであり、単に森林所有者から返答がないときは、当該森林所有者の意向が判明しないものとして扱い、引き続き当該森林所有者の同意を得られるよう努めるものとします。

法第 10 条の「当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき」とは、一人以上の森林所有者が同意しているときをいうものとします。（長官通知第８の１(3)）。

法第 10 条の「当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。」は、同条が原則として、共有者不明森林について経営管理権集積計画を作成しようとする場合であって、一人以上の森林所有者が同意している場合には、市町村に不明森林共有者の探索を義務付けているところ、間伐等経営管理権を設定する経営管理権集積計画を定める場合であって、共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意している場合には、不明森林共有者の探索を不要とすることを意味するものとします。（長官通知第８の１の(4)）。

６－１－３　不明森林共有者の探索

６－１－３－１　（探索）基本事項

（不明森林共有者の探索）
第十条　市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意して

いるとき（当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。）は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（参考：森林経営管理法施行令）
（不明森林共有者の探索の方法）
第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。
二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
五　前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）
第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者
二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）
第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）
第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

市町村は、共有者不明森林において経営管理権集積計画を定める場合には、当該森林所有者のうち確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行う必要があります（法第 10 条）。

この探索を行うためには、共有者不明森林において森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が、経営管理権集積計画に同意していることが必要です。

ただし、その経営管理権集積計画が、

①　その内容が「間伐（間伐材の販売を含む。）」「保育」に限定されていること

②　設定する経営管理権の存続期間が 50 年を超えないこと

に該当する場合には、共有者不明森林の立木竹・土地それぞれについて、二分の一超の共有持分を有する者がその経営管理権集積計画に同意している場合であれば、不明森林共有者の探索を行わずに、経営管理権を設定できます。

不明森林共有者が個人の場合の探索方法は図 10、法人の場合は図 11 のとおりです。また探索で請求する書類一覧は表 1 のとおりです（書類の見本は図 4 から図 8 参照）。以下詳細を記載します。

表 1：不明森林共有者の探索で請求する書類一覧

	用語	記載事項	備考
登記簿関係	登記事項証明書（図 4）	登記名義人等の氏名及び（登記時の）住所が記載	
住民票関係	住民票（全部事項証明。以下同じ。）（図 5）	氏名、本籍、住所等が記載	転出又は死亡により消除
	住民票の除票	住民票の記載内容に加え、住民票が消除された理由が記載（転出が理由の場合は転出の年月日、死亡が理由の場合は死亡の年月日。）	住民票を消除したときに保存するもの。保存期間は住民票が消除されてから 150 年※
戸籍関係	戸籍簿 （戸籍謄本）	筆頭に記載した者の氏名及び本籍が記載	戸籍謄本（図 6）は戸籍簿に記載されている全ての事項を証明するもの。戸籍内の全員を戸籍から除いたときは、除籍簿として保存
	除籍簿 （除籍謄本）	筆頭に記載した者の氏名、本籍、除籍理由等が記載（死亡であれば死亡の年月日、転籍であれば転籍の年月日及び転籍先）	除籍謄本は除籍簿に記載されている全ての事項を証明するもの。平成 22 年 6 月 1 日以降に作成されたものの保存期間は、保存開始年度の翌年から 150 年（保存期間は、昭和 36 年までに作成されたも

			のは 50 年、昭和 36 年～平成 22 年までに作成されたものは 80 年）
	改製原戸籍	筆頭に記載した者の氏名及び本籍が記載	戸籍の改製により閉鎖された戸籍のこと（改製：法令の改正による戸籍の形式の変更のこと）。
戸籍の附票関係	戸籍の附票（図 7）	氏名、住所等が記載	区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作成されるもの。戸籍内の全員を戸籍から除いたときは消除
	戸籍の附票の除票（消除された戸籍の附票）	戸籍の附票の記載内容が記載	戸籍の附票を消除したときに保存するもの。保存期間は戸籍の附票が消除されてから 150 年※
法人登記簿関係	法人登記簿（図 8）（全部事項証明。以下同じ。）	商業登記簿には法人の所在地、代表取締役の氏名・住所等が記載。 一般社団法人及び一般財団法人の登記簿には法人の所在地、代表理事の氏名・住所等が記載	解散した場合は清算法人として登記される。清算法人が清算結了すると法人登記簿が閉鎖される。
	閉鎖登記簿	法人登記簿の記載内容（現に効力を有しないもの等を除く）に加え、記載登記記録に閉鎖の事由及びその年月日が記載	保存期間は法人登記簿が消除されてから 20 年

※　除籍謄本の保存期間は、従来 80 年間でしたが、平成 22 年６月１日に施行された改正戸籍法により、保存期間が 150 年となりました（ただし、昭和５年６月１日より前に廃棄対象となったものは基本的に廃棄されている）。

戸籍の除附表・住民票の除票の保存期間は、従来５年間でしたが、令和元年６月 20 日に施行されたデジタル手続法等により、保存期間が 150 年となりました（平成 26 年６月 20 日より前に廃棄対象となったものは基本的に廃棄されている）。

なお、廃棄対象となっている場合でも、実際には廃棄されていない可能性もありますので、各市町村の担当課に確認してください。

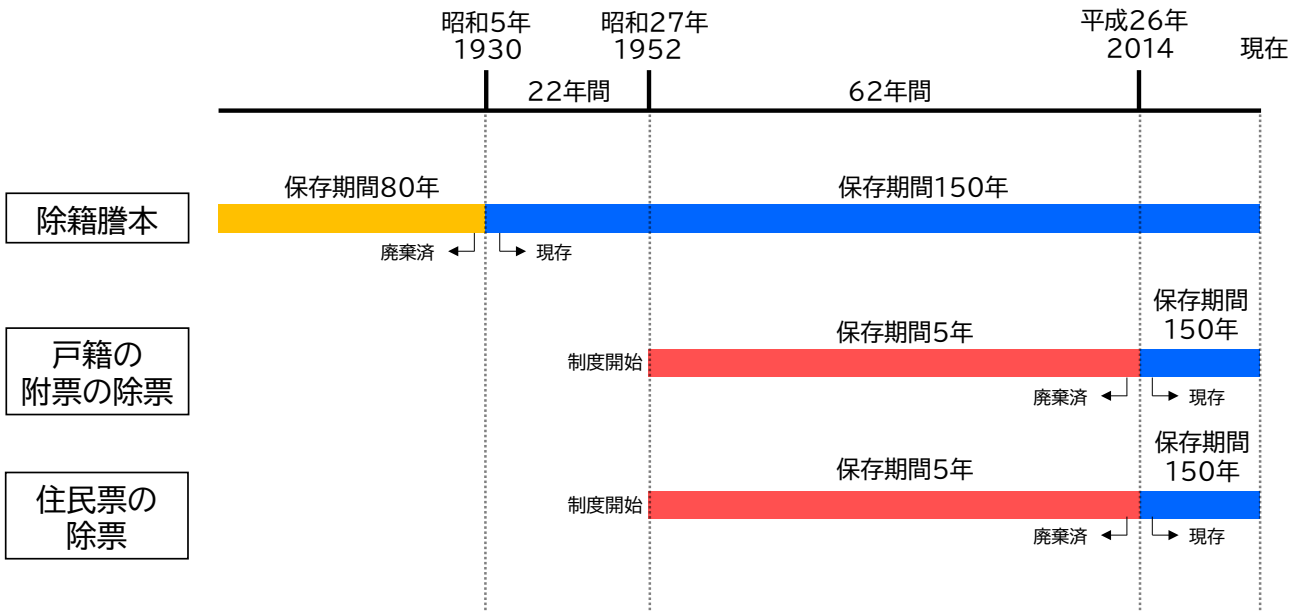


図　3：探索する書類の保存期限

表題部　（土地の表示）		調製	（余白）	不動産番号	●●●●●●●●●●●●
地図番号	（余白）	筆界特定	（余白）		
所在	●●市●丁目			（余白）	
①　地番	②　地目	③　地積　㎡		原因及びその日付 （登記の日付）	
●●番	宅地	400	00	不詳	
所有者	（住所）●●市●丁目●番●号　（氏名）●●　●●、▲▲　▲▲				

権利部（甲区）　（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成２年１月１１日 第●●●●●号	共有者　●●市●丁目●番●号 持分　３分の２ ●●　●● 持分　３分の１ ▲▲　▲▲

権利部（乙区）　（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成３年３月３日 第●●●号	原因：平成３年２月２２日金銭消費貸借同日設定 債権額：金4,00万円 損害金：年14・5％（年365日日割計算） 債務者　▲市▲丁目▲番▲号 ■■　■■ 抵当権者　■市■丁目■番■号 ◆◆　◆◆ 共同担保　目録（あ）第●●●号

見本

共同担保目録			
記号及び番号	（あ）第2340号	調製	平成3年3月3日

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	●●市●丁目　●●番の土地	1	（余白）
2	●●市●丁目　●●番地　家屋番号　●●番の建物	1	（余白）

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成●●年●月●●日
●●法務局　●●出張所　　登記官　●●　●●

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　整理番号　●●●●

図　４：登記事項証明書の見本

住　民　票

世帯主	●●　一郎							
住所	●●県●●市●丁目●番●号							
1	氏名	●●　一郎				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成●年●月●日	性別	男	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	世帯主
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号 平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出						
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
2	氏名	●●　花子				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成▲年▲月▲日	性別	女	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	妻
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号 平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出						
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
3	氏名	●●　二郎				個人番号	住民票コード	
	通称	＊＊＊＊＊				（省略）	（省略）	
	生年月日	平成■年■月■日	性別	男	住民となった日	平成●年●月●日	続柄	子
	前住所	▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号 平成●年●月●日　転入 平成●年●月●日　届出						
	本籍	●●県●●市●丁目●番●号				筆頭者	●●　一郎	
	備考							
4	氏名	（以下余白）				個人番号	住民票コード	
	通称							
	生年月日		性別		住民となった日		続柄	
	前住所							
	本籍					筆頭者		
	備考							

見　本

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成●●年●月●日　●●市長　▲▲　▲▲　　印

図 5：住民票の見本

戸籍謄本

全部事項証明

本籍 氏名	●●県●●市●丁目●番●号 ●●　一郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成●年●月●日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】一郎 【生年月日】平成●年●月●日　　【配偶者区分】 夫 【父】●●　三郎 【母】●●　桜子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成●年●月●日 【配偶者氏名】▲▲　花子 【従前戸籍】▲▲県▲▲市▲丁目▲番▲号　　●●　三郎
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】平成●年●月●日　　【配偶者区分】 妻 【父】▲▲　太郎 【母】▲▲　桃子 【続柄】 二女
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成●年●月●日 【配偶者氏名】●●　一郎 【従前戸籍】■■県■■市■丁目■番■号　　▲▲　太郎
戸籍に記録されている者	【名】和夫 【生年月日】平成●年●月●日 【父】●●　一郎 【母】●●　花子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】平成●年●月●日 【出生地】●●県●●市 【届出日】平成●年●月●日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成●年●月●日 【受理者】●●市長

見本

発行番号　●●●●

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成●●年●月●日　　●●市長　　印

図 6：戸籍謄本の見本

附票の全部証明

改製日	平成●●年●月●日
本籍 氏名	●●県●●市●●町●●丁目●●番 ●●　一郎
附票に記載されている者 【除　票】 平成▲年▲月▲日	【名】 一郎 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日
附票に記載されている者	【名】 花子 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日
附票に記載されている者	【名】 一郎 【住所】 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県▲▲市町▲▲丁目▲▲番▲▲号 【住定日】平成●●年●●月●●日 --- 【住所】 ●●県■■市町■■丁目■■番■■号 【方書】 ●●マンション101号室 【住定日】平成●●年●●月●●日
	以下余白

見本

発行番号　●●●

この写しは、戸籍の附票に記載されている事項の全部事項を証明した書類である。

平成●●年●●月●●日
●●県●●市　　印

図 7：戸籍の附票の見本

履歴事項全部証明書

●●県●●市●●町●丁目●番●号
株式会社●●●●
会社法人等番号　●●●●－●●－●●●●●

商号	株式会社●●●●
本店	●●県●●市●●町●丁目●番●号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成●●年●月●日
目的	1．不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理 2．経営コンサルタント業 3．上記に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役　●●　●● ●●県●●市●●町●丁目●番●号 代表取締役　▲▲　▲▲
登記記録に関する事項	設立　　平成●●年●月●日登記

見本

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である
（●●法務局●●支局）
平成●●年●●月●●日
●●法務局
登記官　　■■　■■　　印

整理番号　●●●●　　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

図 8：法人登記簿の見本

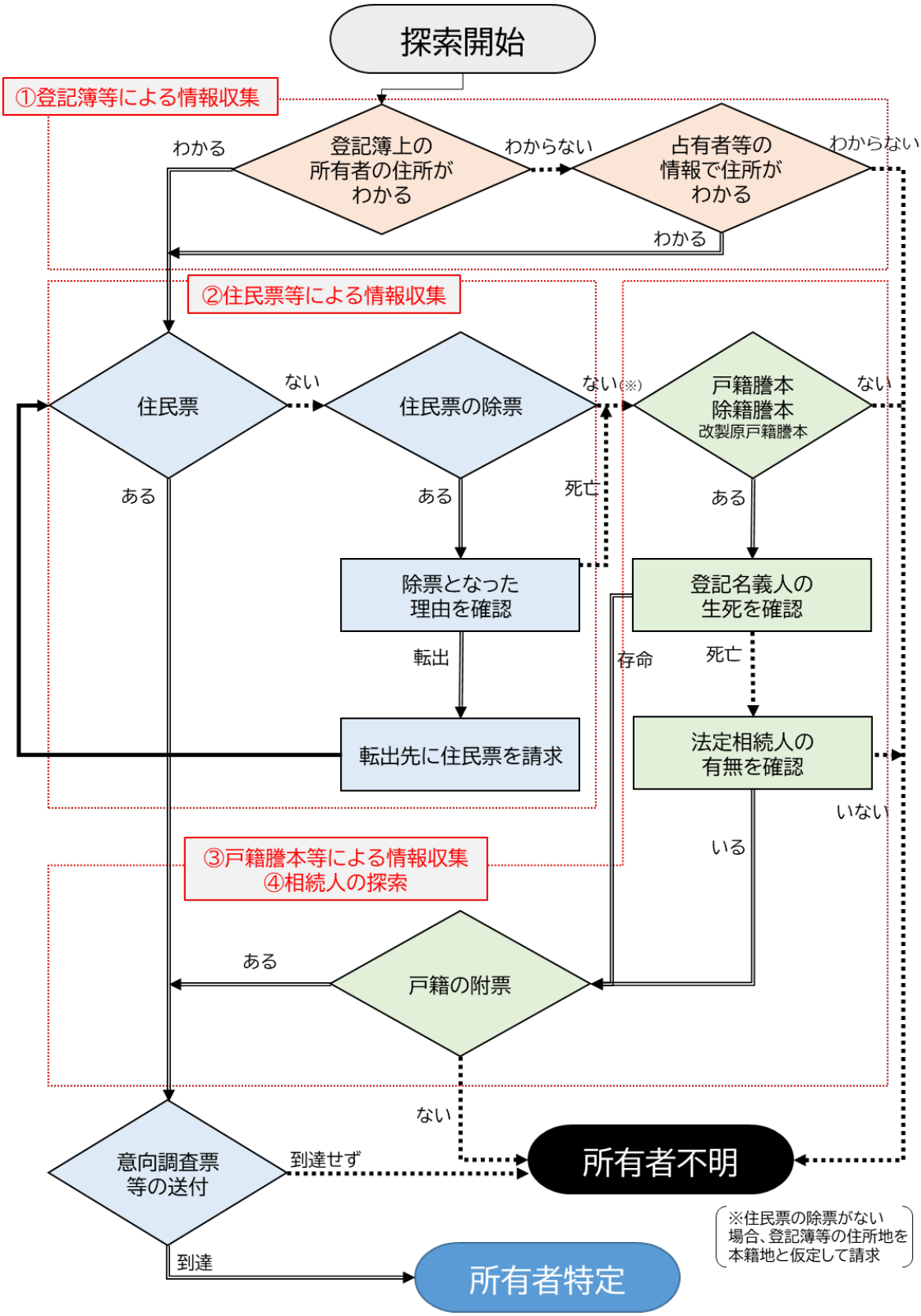


図 9：森林所有者の探索の流れ（所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインより）

６－１－３－２　（探索）不明森林共有者が個人の場合

⑴　共有者不明森林の登記事項証明書等により不明森林共有者関連情報を取得

市町村は共有者不明森林の土地及び立木について登記事項証明書の交付を登記所に請求し、権利者の氏名、住所等に関する情報を取得するとともに（森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号。以下「令」という。）第１条第１号）、不明森林共有者関連情報を保有すると思われる者に対して、情報の提供を求める必要があります（令第１条第２号）。

不明森林共有者関連情報を保有すると思われる者とは、①当該森林の土地を現に占有する者、②当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者、③意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思われる者、④その他市町村が保有する情報に基づき不明森林共有者関連情報を有すると思われる者です（規則第８条第各号）。

①当該森林の土地を現に占有する者とは、当該森林に設置された電柱、林道等の構造物を管理する者で、知れている森林所有者からの情報や現地確認による情報を基に、その管理者に情報の提供を求めることとします。

②当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者とは、当該森林に賃借権や抵当権等を設置している者で、森林の立木及び土地の登記事項証明書に記載された氏名、住所を基に情報の提供を求めることとします。

③意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思われる者とは、林地台帳上に記載されているが森林所有者ではない者（意向調査により森林所有者ではないことが判明した者）又は知れている森林所有者への意向調査で得られた森林所有者と思われる者で、得られた氏名、住所を基に情報の提供を求めることとします。

④市町村が保有する情報に基づく不明森林共有者関連情報を有すると思われる者とは、森林の土地の所有者届出書に記載された前所有者等、市町村の担当職員が業務上知り得る者で、市町村が保有する情報に記載された氏名、住所等を基に情報の提供を求めることとします。

なお、第 10 次地方分権一括法による森林法の一部改正を踏まえ、地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、市町村内部での利用の範囲が拡大されました（令和２年６月 10 日施行）※。そのため、固定資産税情報を森林法の規定に基づき、市町村の税務部局から提供を受けている場合は、当該情報に記載の課税者に対しても、不明森林共有者関連情報の提供を求めることとします。

※　詳細は「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成 24 年３月 26 日付 23 林整計第 342 号林野庁計画課長通知、令和２年６月 15 日付２林整計第 212 号改正）を参照）。

※　固定資産課税台帳に係る情報は、森林法第 191 条の２及び第 191 条の４第２項の規定により関係部局から提供を受けて林地台帳の記載を修正した上で（林務部局が保有する情報とした上で）活用することを前提としています。

市町村は、上記の手続により、意向調査を実施した者と異なる者が森林所有者と思われる旨の情報が得られた場合は、その者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便により送付する措置を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、書類の送付の措置に代えて、当該市町村内に所在する者を訪問する措置によることができます（令第１条第５号、規則第 10 条）。

また、森林所有者を特定するための書類は、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目等を設けた書類で行うこととします（別記様式第２号及び第 79 号の模範例を参照）。

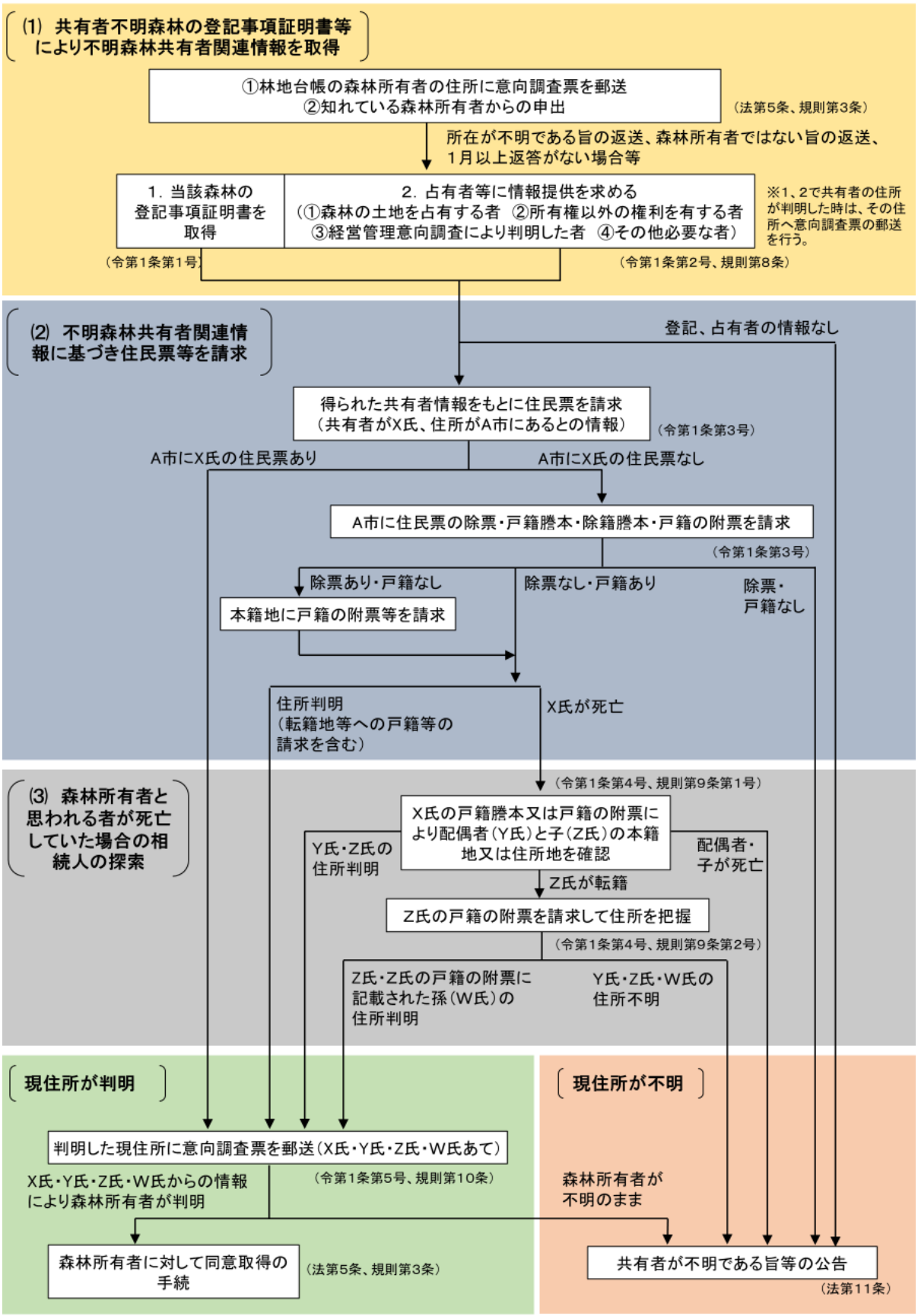


図 10：不明森林共有者が個人の場合の探索フロー（登記名義人等に配偶者又は子がいる場合）

上記の森林所有者の特定作業によって当該森林の共有者全員が判明した場合は経営管理権集積計画の同意取得手続を進め、森林所有者と思われる者の所在が不明であること（宛先不明や１月以上返答がない場合等）が明らかとなる場合は⑵の手続に進みます。

なお、登記事項証明書や現に占有する者等からの情報では森林所有者と思われる者の住所に関する情報が何も得られなかった場合、それ以上の探索は困難となることから、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

⑵　不明森林共有者関連情報に基づき住民票等を請求

市町村は⑴で所在が不明であることが明らかになった森林所有者について、転居の可能性等があることから、⑴で得られた情報に基づき、森林所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村の長に対し、森林所有者と思われる者に係る不明森林共有者関連情報の提供を求める必要があります（令第１条第３号）。

そのため、住民基本台帳を備えると思われる市町村の長には、まず住民票の写しの提供を求め、住民票がない場合は住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの提供を求めることとし、それにより現住所、移転先の住所、本籍地を明らかにすることとします。※

※　なお、市町村の当該事務は、法第 10 条及び令第１条という法令に基づく事務の遂行に必要である場合のため、住民基本台帳法第 12 条の２第１項及び戸籍法第 10 条の２第２項の規定などに基づき他の市町村に対しても上記の書類の提供を求めることができます。

※　さらに、住民基本台帳法の一部改正（令和５年９月 16 日施行）及び森林経営管理法等の一部改正（令和８年４月１日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務として、所有者不明土地法等に基づく事務が追加され、森林関係では、森林法に基づく林地台帳の作成に関する事務、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画の作成、意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索、権利集積配分一括計画の作成又は災害等防止措置命令に関する事務等が該当します。これにより、住民票及び除票の写しに係る公用請求が不要になり、事務負担の軽減、効率的な森林所有者等の探索への寄与が期待できます。

①請求した市町村に住民票がある場合、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、書類の送付の措置に代えて、当該市町村内に所在する者を訪問する措置によることができます（規則第 10 条）。

なお、森林所有者と思われる者に連絡が取れない場合は、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

②請求した市町村に住民票がない場合、当該市町村に住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しを請求することとします。

（ｉ）住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写しの情報に基づいて森林所有者と思われる者の住所が判明した場合は、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。これにより森林所有者と思われる者が森林所有者であると判明した場合は経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

（ⅱ）住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本の情報に基づいて森林所有者と思われる者が死亡していた場合は⑶の相続人の探索手続に進みます。

（ⅲ）請求した当該市町村に住民票の除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しがない場合は、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

⑶　森林所有者と思われる者が死亡していた場合の相続人の探索

住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本の情報に基づいて、登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が死亡していることが判明した場合、当該登記名義人等が記載された戸籍謄本又は除籍謄本により登記名義人等の相続人を確認し（規則第９条第１号）、当該相続人の現住所を知るためにその相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求する必要があります（令第１条第４号、規則第９条第２号）。

相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しにより相続人の現住所が判明した場合は、相続人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。その際、相続人からの情報により森林所有者が判明した場合は経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しがない場合、相続人が死亡していた場合、相続人が存在しない場合は、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

なお、探索する範囲は、登記名義人等とその相続人までとされています（令第１条第４号）。したがって、登記名義人等に配偶者がいる場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている配偶者又は子が探索の範囲となりますが、登記名義人等に配偶者がいない場合は、登記名義人等の戸籍謄本等に記載されている直系尊属（父母）や兄弟姉妹が探索の範囲となります。

ただし、当該相続人が亡くなっている場合であって、当該相続人の戸籍の附票の写しや消除された戸籍の附票の写しから、相続人の相続人（例えば､登記名義人等の孫）の現住所が判明したときは、その者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととします。ただし、その者が転籍等をしており、相続人の戸籍の附票や消除された戸籍の附票の写しか

らでは現住所が判明しない場合等、相続人を探索する中で相続していると思われる者の現住所が判明しなかった場合、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

また、(1)、(2)又は(2)のいずれの場合においても、現住所が判明し森林所有者を特定する書類の到達が確認されてもなお経営管理権集積計画に係る同意を得ることができなかった場合には、６－３の確知所有者不同意森林に係る特例の申請手続に進むことができます。このとき、共有者不明森林に係る特例は、知れているもののうちいずれかの同意を得ることで活用可能であるため、不明な共有者と知れていて同意を得られない共有者の双方がいた場合、他の共有者１人以上の同意が得られていれば、共有者不明森林に係る特例と確知所有者不同意森林の特例の両方の手続を同時に活用することができます。

６－１－３－３　（探索）不明森林共有者が法人の場合

⑴　共有者不明森林の登記事項証明書等により不明森林共有者関連情報を取得

６－１－３－２⑴と同様です。

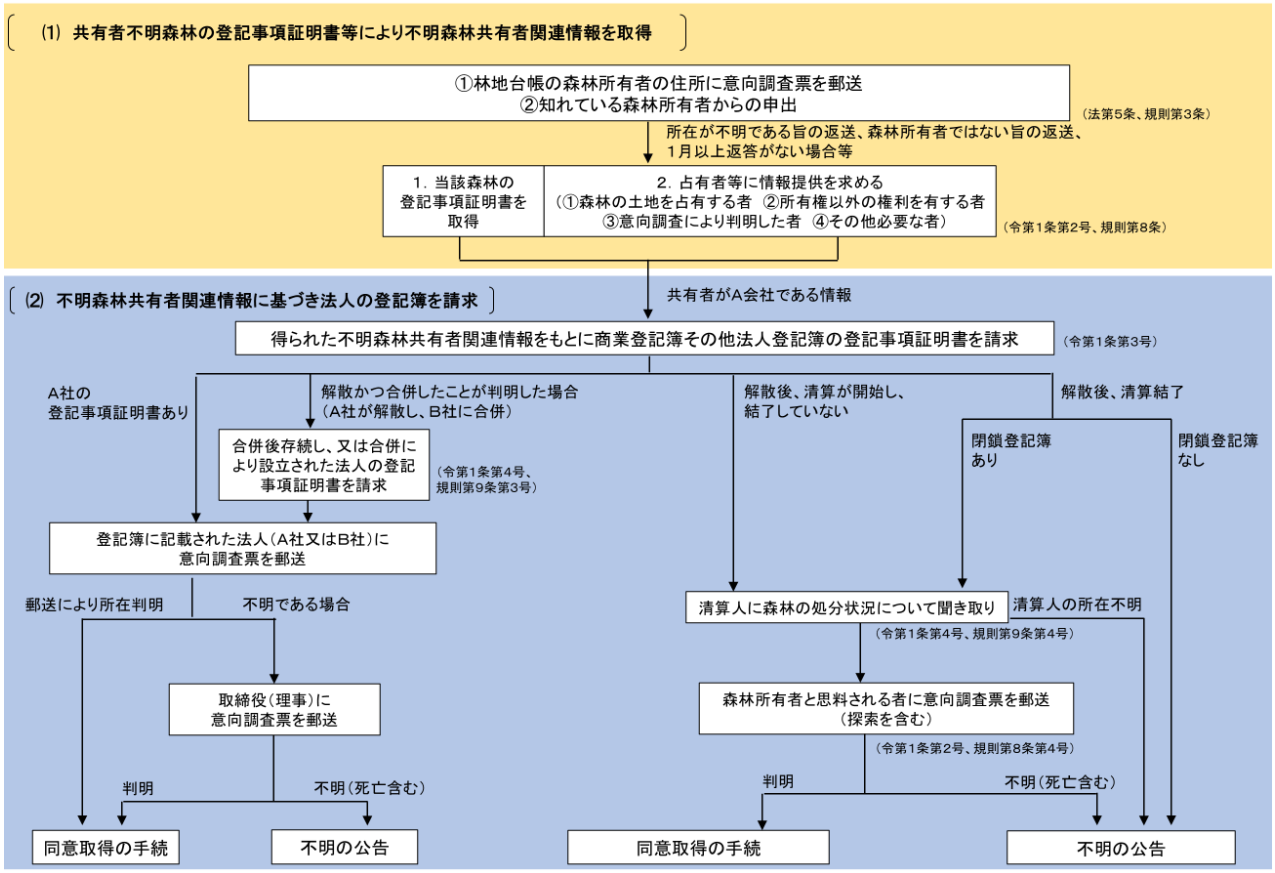


図　11：不明森林共有者が法人の場合の探索フロー

⑵　不明森林共有者関連情報に基づき法人の登記事項証明書を請求

市町村は⑴で得られた情報に基づき、森林所有者と思われる法人が記録されている法人の登記簿を備えると思われる登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求める必要があります（令第１条第３号）。登記所の登記官に提供を求めるものは商業登記簿や法人登記簿（以下「法人登記簿等」という。）の登記事項証明書で、それにより法人の事務所の所在地等を明らかにすることとします。法人登記簿等が存在するか否か等により以下の通り場合分けされます。

① 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人の事務所の所在地等が判明する場合、証明書に記載された法人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

送付等により当該法人の事務所の所在地等が判明した場合は経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

事務所の所在地等が不明であることが判明した場合は証明書に記載された取締役（理事）に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

取締役（理事）が判明し、取締役（理事）からの情報により森林所有者が判明した場合、経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

取締役（理事）の所在が不明な場合は、６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

② 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散して別の法人に合併したことが判明した場合、合併後存続し、又は合併により設立された法人の登記事項証明書を請求する（令第１条第４号、規則第９条第３号）とともに、証明書に記載された法人に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。それ以降の手続は①と同様です。

③ 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散し、清算が開始しているが結了していない場合、清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めることが必要です（令第１条第５号、規則第 10 条）。その他適当な方法とは、清算人を訪問することとします。

清算人に提供を求める情報は、当該森林を清算法人が所有しているか否か、第三者に売却した場合の売却先の氏名、住所等の当該森林の処分状況とします。清算人に連絡が取れ、森林所有者と思われる者の情報が得られた場合は、森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

その上で、森林所有者と思われる者の所在が不明であれば、その者の探索を行う必要があります（森林所有者と思われる者が個人であれば（６－１－３－２）、法人であれば⑴と同様の方法。）。

森林所有者と思われる者の所在が判明すれば、経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

清算人の所在が不明又は死亡していた場合は６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

なお、清算人は、清算法人を代表して、残務の結了や残余財産の引渡し等を職務としており、新たに契約関係を締結する権限はないことから、清算法人が当該森林の一部又は全部を引き続き所有している状況にあった場合は、経営管理権集積計画を定めることはできません（まずは、清算を結了させることが必要です）。

④ 法人登記簿等によって森林所有者と思われる法人が解散し、清算が結了している場合、当該森林の所有権等は清算の過程で第三者に移転しているため、③と同様の方法により清算人の所在が判明すれば、当該森林の処分状況についての情報を取得した上で、森林所有者と思われる者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行う必要があります（令第１条第５号、規則第 10 条）。

送付等により森林所有者が判明すれば経営管理権集積計画の同意取得手続に進みます。

不明であれば６－１－４の共有者が不明である旨の公告の手続に進みます。

６－１－３－４　（探索）変則型登記の場合

共有者不明森林であって、登記事項証明書の交付を受けたものの、表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の一部又は全部が正常に登記されていない変則型登記であった場合には、６－１－３－２に基づく探索によるほか、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）」に基づいて法務省法務局・地方法務局が行う探索の活用を検討することとします（令和元年 11 月 22 日施行）。

なお、同法に基づき、表題部所有者等の一部を特定することができなかった場合（又はその旨登記されている場合）にあっては、特定された表題部所有者に係る部分につき、意向調査等を行うこととし、特定することのできなかった部分については、森林経営管理法に基づく探索を省略することとして差し支えありません（ただし、６－１－４に基づく公告等は行う必要があります）。

６－１－４　公告

（共有者不明森林に係る公告）
第十一条　市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。
一　共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三　共有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨
四　前号に規定する経営管理権に基づき、共有者不明森林について次のいずれかが行われる旨
イ　第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
ロ　第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理
五　共有者不明森林についての次に掲げる事項
イ　第三号に規定する経営管理権の始期及び存続期間
ロ　第三号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ハ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
ニ　イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
六　不明森林共有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨
七　不明森林共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨

（参考：森林経営管理法施行規則）
（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画についての異議）
第十一条　法第十一条第六号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の趣旨及びその理由

市町村は、６－１－３の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、知れている森林所有者の同意の下、定めようとする経営管理権集積計画及び表２に掲げる事項を公告する必要があります（法第 11 条）。公告は別記様式第 32 号を用いて、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により行ってください。

なお、この公告は、不明森林共有者に経営管理権集積計画の内容を知らしめ、異議を述べる機会を与えるためのものであり、法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告（２－６－１参照）とは異なるため、法第 12 条により不明森林共有者が同意したものとみなされた経営管理権集積計画の効力発生には、当該公告により不明森林共有者が同意したものとみなされた後に法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告をする必要があります。

表 2：法第 11 条各号に定める公告事項

公告事項	記載事項	備考
一　共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積	森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。
二　共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨	共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨を記載すること。	

三　共有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨	共有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨を記載すること。	
四　経営管理権に基づき、共有者不明森林について市町村森林経営管理事業等が行われる旨	三の経営管理権に基づき、市町村森林経営管理事業又は経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理が行われる旨を記載すること。	
五　共有者不明森林についての右に掲げる事項	イ　「経営管理の始期及び存続期間」 経営管理権集積計画に記載された始期及び存続期間を記載すること。 「始期」には経営管理権集積計画を公告し、実際に経営管理を開始する日を記載すること。 「存続期間」は 50 年を超えない範囲で経営管理を行う期間を記載すること（法第 10 条）。 ロ　「経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること。 ハ　「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること。	「始期」は共有者不明森林に係る公告が開始されてから２月経過後の日となる。 「存続期間」は、経営管理の内容に林業経営者による主伐を含む場合は経営管理実施権配分計画で定める経営管理実施権の存続期間中に成林させることができるよう、15 年以上（主伐後 10 年以上）の期間が確保されるよう定めること。 記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照 記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照 当該共有林から発生した利益の分配方法は共有者間で決めることとするため、市町村は、金銭の支払を受けた者

	「相手方」については、当該共有林の知れている森林所有者の氏名を記載すること。 ニ　「存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること。	に対して、不明森林共有者を含む共有者間で適切に金銭を分配するため、金銭を留保するよう指導すること。 記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照。支払の相手方の考え方はハで述べたとおり。
六　不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は三、四、五に掲げる事項について異議を述べることができる旨。	不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は三、四、五に掲げる事項について異議を述べることができる旨を記載すること。	
七　異議を述べなかった場合は、同意したものとみなされる旨	不明森林共有者が２月以内に異議を述べなかったときは、経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨を記載すること。	

６－１－５　公告した旨の報告

（情報提供等）
第六十七条　農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

農林水産大臣は、共有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、６－１－４の公告に係る共有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めることとされています（法第 67 条）。そのため、市町村は共有者不明森林に係る公告をした場合は、別記様式第 33 号により、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第８の２の⑴）。

市町村から報告を受けた都道府県は、別記様式第 33 号により、農林水産大臣に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第８の２の⑵）。

また、都道府県においても、共有者不明森林に関する情報の周知を図るため、当該情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めることとします（長官通知第８の２の⑵）。

なお、国においては、下記の林野庁ホームページにて当該情報の周知を行うこととしています。

【ホームページ URL】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html

【トップページからのアクセス】

林野庁 HP→政策について→分野別情報→森林経営管理制度（森林経営管理法）について

６－１－６　公告期間中に不明森林共有者が現れた場合

不明森林共有者が経営管理権集積計画に異議（内容の変更、作成の中止等を希望）がある場合、不明森林共有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は一部の公告事項について異議を述べることができます（法第 11 条第６号）。不明森林共有者の異議申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の趣旨及びその理由について記載した申出書により行う必要があります（規則第 11 条各号。別記様式第 34 号を参照）。申出書に添える権原を証する書面は、森林所有者証明書類（事務の手引その１　２－４－１参照）とします。

なお、実際には、公告期間中に不明森林共有者が現れた場合には、市町村に問合せがあることが想定されるため、その際には、市町村は当該共有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の森林所有者であることを確認した後、知れている森林所有者及び現れた森林所有者の間で公告をしている経営管理権集積計画の取扱いについて協議させることとします（長官通知第８の２の⑶）。協議後の具体的な対応方法は、森林の所有構成や協議結果により次の通り場合分けされると考えられます（図 12）。

①　共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合

市町村は、当該公告を直ちに取りやめる必要があります。その後の対応は、協議の結果により、次の通り場合分けされます。

ア　共有者全員が経営管理権集積計画に同意する場合は、通常の経営管理権集積計画作成・公告の手続（２－５、２－６参照）により経営管理権集積計画を定めることとします。

イ　経営管理権集積計画の内容を変更することで共有者全員が同意した場合は、再度新たな経営管理権集積計画を作成し、通常の経営管理権集積計画作成・公告の手続（２－５、２－６参照）により経営管理権集積計画を定めることとします。

ウ　経営管理権集積計画を作成することについて共有者間で協議が調わない又は経営管理権集積計画を作成しないことで共有者全員が同意した場合、共有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお経営管理権集積計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林に係る手続を行うことも可能です（６－３参照）。

②　共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合

協議の結果により、次の通り場合分けされます。

ア　知れている共有者全員が公告されている経営管理権集積計画に同意する場合には、当該公告手続を継続することとします。２月経過し、経営管理権集積計画を定めた旨の公告を行う際には、経営管理権集積計画に当該申出をした共有者の名前を追加することとします。

イ　経営管理権集積計画の内容を変更することに同意した場合は、直ちに公告を取りやめ、再度新たな経営管理権集積計画を作成し、知れている共有者全員の同意を得た上で、再度、共有者不明森林に係る手続を行うこととします。

ウ　経営管理権集積計画を作成しないことで同意又は経営管理権集積計画を作成することについて知れている共有者間で協議が調わなかった場合、直ちに公告を取りやめ、共有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお経営管理権集積計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林に係る手続を行うことも可能です（６－３参照）。

③　間伐等経営管理権を設定しようとする場合であって、共有者が現れることで、1/2 超の持ち分を持つ共有者を確知できた場合

1/2 超の同意により間伐等経営管理権の設定を目指す場合は、「①共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合」に準じた対応を行うこととなります。

また、同意みなしによる全員同意を目指す場合は、「②共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合」に準じた対応を行うこととなります。

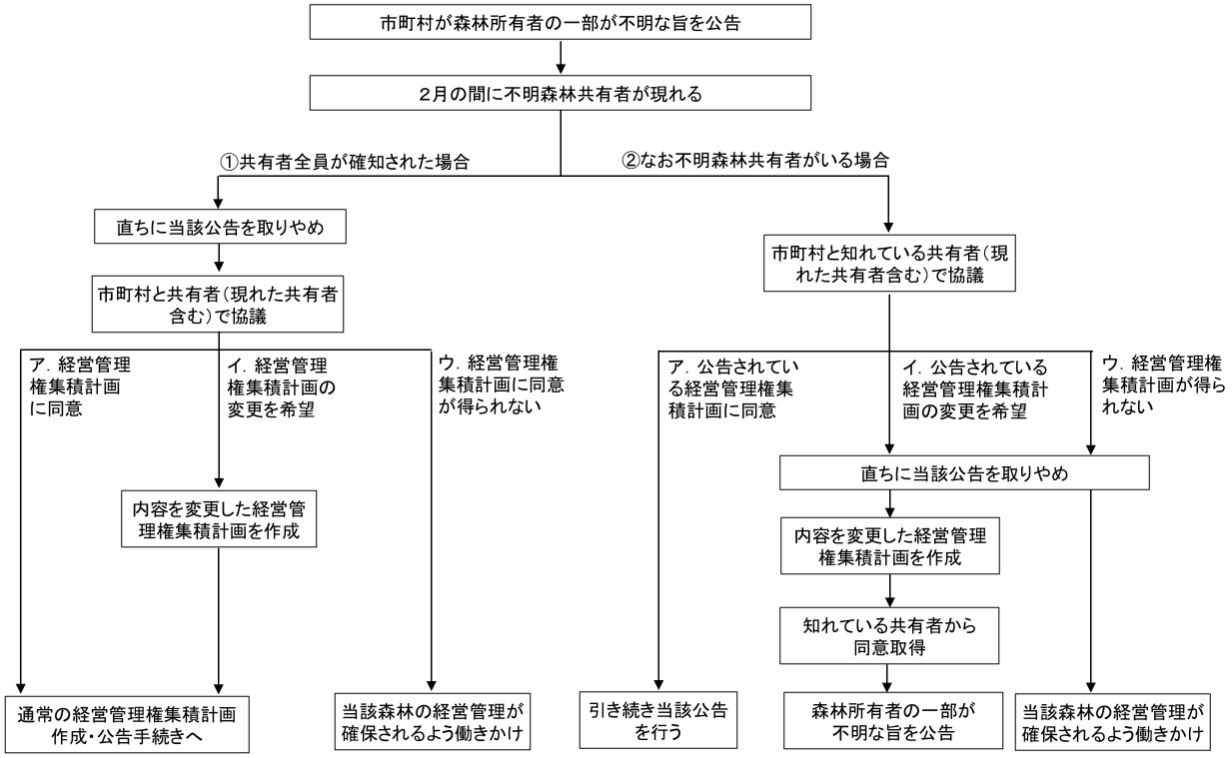


図 12：共有者不明森林の公告期間中に不明森林共有者が現れた場合のフロー

６－１－７　経営管理権集積計画の公告

（不明森林共有者のみなし同意）
第十二条　不明森林共有者が前条第六号に規定する期間内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したものとみなす。

不明森林共有者が公告の日から起算して２月以内に異議を述べなかったときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したとみなされます（法第 12 条）。市町村は当該不明森林共有者が同意したとみなされた経営管理権集積計画について法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告をすることにより経営管理権を取得することとします（公告の方法、公告後の公開の方法については通常の経営管理権集積計画の公告・公開の方法を参照（２－６参照））。なお、公告の際には、当該経営管理権集積計画が共有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 35 号により公告することとします（長官通知第８の２の⑷）。

６－１－８　金銭の分配方法・供託

共有者間の分配

原則として、共有林における利益については、共有者間でその分配方法を決定した上で分配すべきものと考えられます。このため、市町村（経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者））は、６－１－４に記載のとおり、経営管理権集積計画等の「甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法」欄のうち「相手方」に関して、共有者のうち知れている森林所有者の氏名のみを記載することとします。

このようにすることで、市町村（又は林業経営者）は、不明森林共有者に対しては直接債務を負っていない状態となり、知れている共有者のみに対して金銭を支払うこととなります（市町村（又は林業経営者）は、不明森林共有者に対して直接金銭を支払うことはできません）。

この金銭を支払う相手方としては、例えば共有林の代表者のみとすることや、知れている共有者の全員とすること等が想定されますが、実務上の観点からすると、代表者一名に対して支払いを行い、その者から分配していただくことが想定されます。合わせて、不明森林共有者も含む共有者間の分配方法についても記載しておくことが望ましいです。

「共有者間の金銭の分配方法」の記載については、複数の個人がそれぞれ森林について持分を持っている場合（狭義の共有の場合）は、「他の共有者に対して、持分割合に応じて分配する」などと記載し、登記上は複数の個人による共有となっているものの実質的には自治会が管理している場合（総有などの場合）であって、その団体の規約において「収入は全て本団体に帰属し、これを構成員に分配しない」などの分配方法が定められている場合は、「○○自治会に全額を支払う」などと記載することが想定されます。

こうして金銭の支払いを受けた者は、集積計画に記載した分配方法や共有者間の取決め等にしたがって金銭を分配等する必要があります（記載や取決めの内容にもよりますが、基本的には、金銭の支払いを受けた者が、不明森林共有者に対して債務を負っている状態になると考えられます）。なお、集積計画において金銭の分配方法を定めず、共有者間の取決めもない場合は、一般的には、不明森林共有者を含む全ての共有者に対して、その持分割合に応じた金銭を支払うこととなります（図 13）。

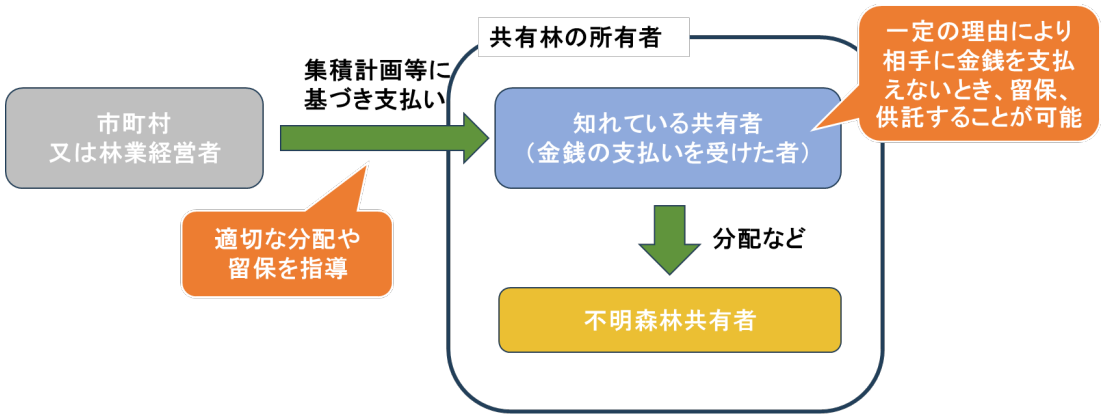


図　13：共有者不明森林における金銭の支払い方法

不明森林共有者に金銭の支払いが必要な場合、金銭の支払いを受けた者は、不明森林共有者に支払うべき金銭を留保することになります。この場合、不明森林共有者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時（市町村等から代表者等に対し金銭の支払いをした時など）から 10 年間行使しないときは、不明森林共有者の債権の消滅時効が成立します。はその後、金銭の支払いを受けた者が時効の援用を行えば、不明森林共有者以外の共有者間でその金銭を分配することも可能です。（民法第 166 条第１項各号、同法第 145 条）。

以上の対応を円滑に進めるため、市町村（又は林業経営者）は、金銭の支払を受けた者に対して、不明森林共有者を含む全ての共有者間で適切に金銭を分配するよう指導・助言する必要があります。

また、不明森林共有者から市町村（又は林業経営者）に対して金銭の支払いに係る連絡があった場合は、事情を説明した後に、金銭の支払いを受けた者を案内することが考えられます。

なお、金銭の支払いを受ける者が、集積計画に記載した分配方法や共有者間の取決め等に従わず、共有者への金銭の分配を適切に行わないことが予見される場合は、市町村（又は林業経営者）は支払いの前に適切な分配について指導するなど、慎重に対応することが望ましいです。

供託（一定の理由により相手に金銭を支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度）

金銭の支払いを受けた者は、原則として時効の成立まで金銭を留保し続ける必要がありますが、長期にわたる金銭の留保には心理的負担や事務的な手間が伴うことも考えられます。こうした負担を解消するための選択肢として、不明森林共有者に対する当該金銭の支払いに代えて、支払うべき金銭について、民法第 494 条の規定に基づき、供託することも考えられます。

なお、６－１－４に記載のとおり対応することで、市町村（又は林業経営者）は、不明森林共有者に対しては直接債務を負っていない状態となることから、市町村（又は林業経営者）が供託をすることは基本的に想定されません。

> 第 494 条（供託）
> 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
> 一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
> 二　債権者が弁済を受領することができないとき。
> ２　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

供託の可否については各法務局の供託官が判断することとなりますが、基本的には、既に市町村の探索により所在等が不明であることが判明しているため、受領不能又は債権者不確知を原因として供託することが考えられます。その供託原因等を記載し、法務局へ供託書を提出することとなります。

なお、手続の詳細等は個別事案ごとに異なる場合があります。状況によって、必ず供託が認められるとも限りませんので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。相談先は、債権者の住所地の供託所となるため、遠方となる可能性もあります。電話やファックスで相談を受けてくれることもありますので、まずは一度連絡することをおすすめします。

また、供託を行うに当たり、そのほかに想定される事項は下表のとおりです。供託を行う意思がある場合、市町村（又は林業経営者）から金銭の支払いがあり次第、速やかに行うことが望ましいです。

供託者	金銭の支払いを受けた確知共有者
供託の単位	不明森林共有者ごと
供託の場所	各不明森林共有者の住所地の供託所 ※債権者が所在不明等である場合は、判明している最後の住所地（登記簿に記載の住所など）を記載することが想定されます。
供託の原因たる事実	・当該森林が共有である旨 ・当該経営管理権集積計画等に基づき支払われた金銭であり、不明森林共有者に分配すべき金銭として、自身に支払われた旨及びその額 ・【受領不能の場合】一部共有者（被供託者）の住所若しくは氏名が不明であり、現に金銭の受領をさせることができない旨 ・【債権者不確知の場合】一部共有者（被供託者）が死亡しており、その相続人がいるかどうか不明であるなど、債権者を確知することができない旨
供託金額の計算方法	供託する金額は、市町村又は林業経営者から支払いのあった金額のうち、不明森林共有者に分配すべき金銭（分配に関する取決めがない場合は、支払いのあった金額に、不明森林共有者の持分割合を掛けた額とすることが一般的です。）

時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

供託を行った者は、債権者がその供託を受け取らない場合や、供託が有効であると判断した裁判の判決がまだ確定していない間は、供託した金銭を取り戻すことができます。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法及び供託規則等の法令の定めるところによる必要があります。供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

６－１－９　経営管理権集積計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合

法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告後に不明森林共有者が現れた場合、市町村は当該共有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の共有者であることを確認した後、定められた経営管理権集積計画の取扱いについて、市町村と知れている共有者（現れた共有者を含む）とで協議することとします（長官通知第８の３）。取扱いは森林の所有構成や協議内容により次の通り場合分けされると考えられます（図 14）。

①　共有者が現れることで共有者全員を確知できた場合

ア　現れた共有者が定められた経営管理権集積計画に同意する場合は、市町村の職権により経営管理権集積計画の名義に現れた共有者を追加し、知れている全ての関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度経営管理権集積計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　定められた経営管理権集積計画の内容を変更することで共有者全員が同意した場合は、定められた経営管理権集積計画を取り消した上で、通常の経営管理権集積計画作成・公告の手続（２－５、２－６参照）により、内容を変更した経営管理権集積計画を定めることとします。

ウ　現れた共有者が定められた経営管理権集積計画に同意しないことを希望する場合、その他の共有者は引き続き経営管理権集積計画の存続を希望することが考えられるため、その他の共有者が現れた共有者から持分権の譲渡を受ける等、現れた共有者との共有関係を解消する方法を検討することが望ましいです。現れた共有者が共有関係を維持したまま経営管理権集積計画に同意しないことを希望する場合は、６－１－10 の経営管理権集積計画の取消し手続を進めることとなります。

②　共有者が現れてもなお不明森林共有者がいる場合

ア　現れた共有者が定められた経営管理権集積計画に同意する場合、市町村の職権により経営管理権集積計画の名義に現れた共有者を追加し、知れている全ての関係権利者に写

しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度経営管理権集積計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　定められた経営管理権集積計画の内容を変更することで知れている共有者全員が同意した場合は、公告した経営管理権集積計画を取り消した上で、内容を変更した経営管理権集積計画を作成し、再度、共有者不明森林に係る手続を実施することとします（６－１－４参照）。

ウ　現れた共有者が定められた経営管理権集積計画に同意しないことを希望する場合、その他の共有者は引き続き経営管理権集積計画の存続を希望することが考えられるため、その他の共有者が現れた共有者から持分権の譲渡を受けること等、現れた共有者との共有関係を解消する方法を検討することが望ましいです。現れた共有者が共有関係を維持したまま経営管理権集積計画に同意しないことを希望する場合は６－１－10 の経営管理権集積計画の取消し手続を進めることとなります。

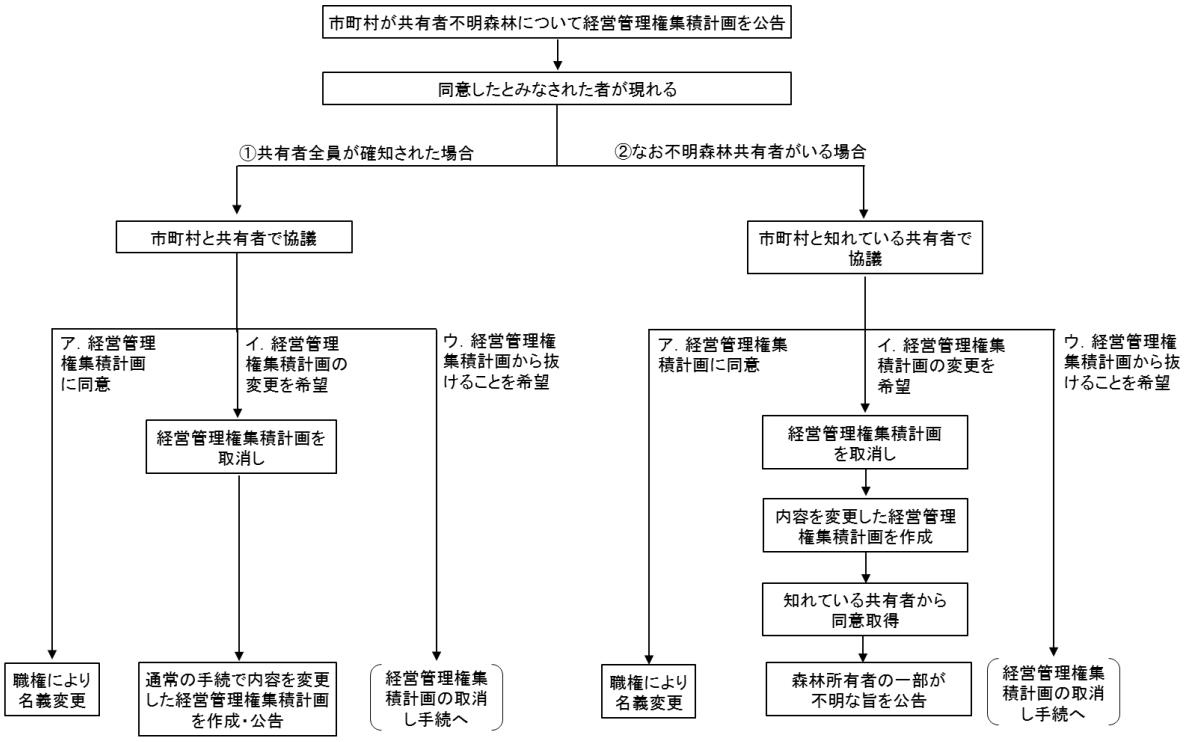


図 14：経営管理権集積計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合のフロー

６－１－10　経営管理権集積計画の取消し

６－１－10－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）

第十三条　前条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
２　市町村の長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第十四条　第十二条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該同意に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合
二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
２　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第十五条　市町村は、第十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第十三条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第十三条　法第十五条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 12 条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者は、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 13 条第 1 項）。ただし、経営管理実施権配分計画が定められている場合には、次のいずれかに該当（②の場合は②－１及び②－２双方に該当）する場合に限り取り消すべきことを申し出ることができます（法第 14 条第 1 項）。

①　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合（法第 14 条第 1 項第 1 号）

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 14 条第 1 項第 2 号）、

②－２　当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 14 条第１項第２号）

「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第８の４の⑴）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、林業経営者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第８の４の⑵）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に林業経営者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって、当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」とは、林業経営者が経営管理実施権配分計画の作成のために提出した見積額のうち、林業経営者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消しの申出では、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則 12 条各号。別記様式第 36 号を参照）及び、申出者が共有者であることが確認できる森林所有者証明書類を提出することとします。また、経営管理実施権が林業経営者に設定されている森林については、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必要）を添付させることとします。

①　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、林業経営者が同意していることを証明する資料又は、

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料、

②－２　林業経営者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

を添付させることとします。

６－１－10－２　取消し手続

市町村の長は、６－１－９－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法 13 条第２項、法第 14 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設

定を受けている林業経営者に対しては、申出のあった日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 15 条第１項、規則第 13 条において準用する規則第 7 条。別記様式第 37 号参照）。また、当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が終了後、取り消すこととした森林の経営管理権集積計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 15 条第２項）。

また、市町村は、経営管理権集積計画の取消しを行った場合は、当該森林の知れている全ての関係権利者に対して別記様式第 38 号によりその旨を通知することとし、当該森林について経営管理実施権が設定されている場合は、林業経営者に対しても同様の通知をすることとします（長官通知第８の４の⑶）。

６－２　所有者不明森林に係る特例について

６－２－１　概要

市町村は、意向調査によって森林所有者が不明であることが明らかとなった森林について経営管理権集積計画を定めようとする場合には、①不明な森林所有者を探索し、②なお不明の場合はその旨及び経営管理権集積計画を公告し、③公告期間中に不明な森林所有者が現れない場合は市町村が都道府県知事に裁定を申請し、④都道府県知事の裁定があれば、当該経営管理権集積計画に不明な森林所有者が同意したとみなして経営管理権集積計画を定めることができます。

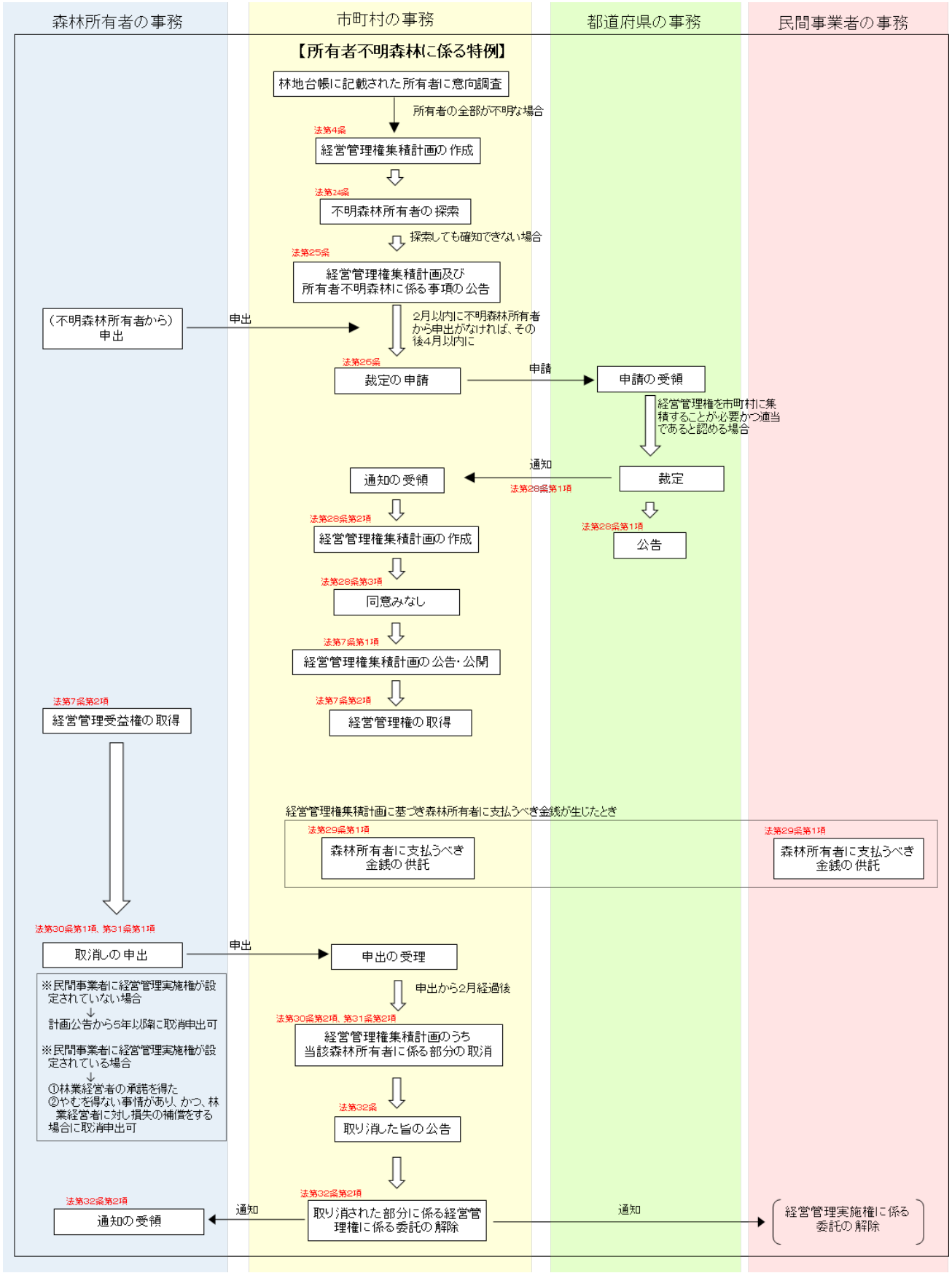


図　15：所有者不明森林に係る特例における経営管理権集積計画の作成事務フロー

６－２－２　対象森林

所有者不明森林とは、

①　経営管理権集積計画を定めようとする森林（※１）で、かつ

②　森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。以下６－２において同じ。）を確知することができない森林（※２）です（法 24 条）。

※１　経営管理権集積計画を定めようとする森林とは、通常の経営管理権集積計画を定める森林と同様です（２－１参照）。

※２　森林所有者を確知することができない森林とは、市町村による意向調査（２－３参照）により森林所有者が不明であることが明らかとなった森林です（長官通知第 10 の１の⑴）。

森林所有者が不明であるとする場合は、林地台帳に記載された森林所有者に対して意向調査票を郵送したものの宛所不明や１月以上返答がない場合等、当該森林所有者が所在不明であることが明らかになった場合です（長官通知第 10 の１の⑵）。ただし、直近まで市町村の担当職員が他の業務上で当該森林の森林所有者と連絡を取っていた場合等、当該森林の森林所有者の所在が明らかではあるが単に森林所有者から返答がないときは、当該森林所有者の意向が判明しないものとして扱い、引き続き当該森林所有者の同意を得られるよう努めるものとします。

６－２－３　不明森林所有者の探索

６－２－３－１　（探索）基本事項

（不明森林所有者の探索）
第二十四条　市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。次条第二号において同じ。）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする。

（参考：森林経営管理法施行令）
（不明森林所有者等の探索の方法）
第二条　法第二十四条（法第五十三条において準用する場合を含む。）及び第六十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。

（不明森林共有者の探索の方法）
第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。
二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の

森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
五　前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（森林経営管理法施行規則）
（不明森林所有者関連情報等を保有すると思料される者等）
第二十一条　第八条の規定は、令第二条において準用する令第一条第二号の農林水産省令で定める者について、第九条の規定は、令第二条において準用する令第一条第四号の農林水産省令で定める措置について、第十条の規定は、令第二条において準用する令第一条第五号の農林水産省令で定める措置について、それぞれ準用する。

（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）
第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者
二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）
第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）
第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

市町村は所有者不明森林について経営管理権集積計画を定める場合には、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行う必要があります（法第 24 条）。不明森林所有者が個人の場合の探索方法は図 16、法人の場合は図 17 のとおりです。また探索で請求する書類一覧は表１（６－１－３参照）のとおりです（書類の見本は図 4 から図 8 を参照）。

６－２－３－２　（探索）不明森林所有者が個人の場合

不明森林所有者が個人の場合の探索方法は、６－１－３－２と同様の方法で行います（知れている森林所有者に情報提供を求める部分を除く。）。

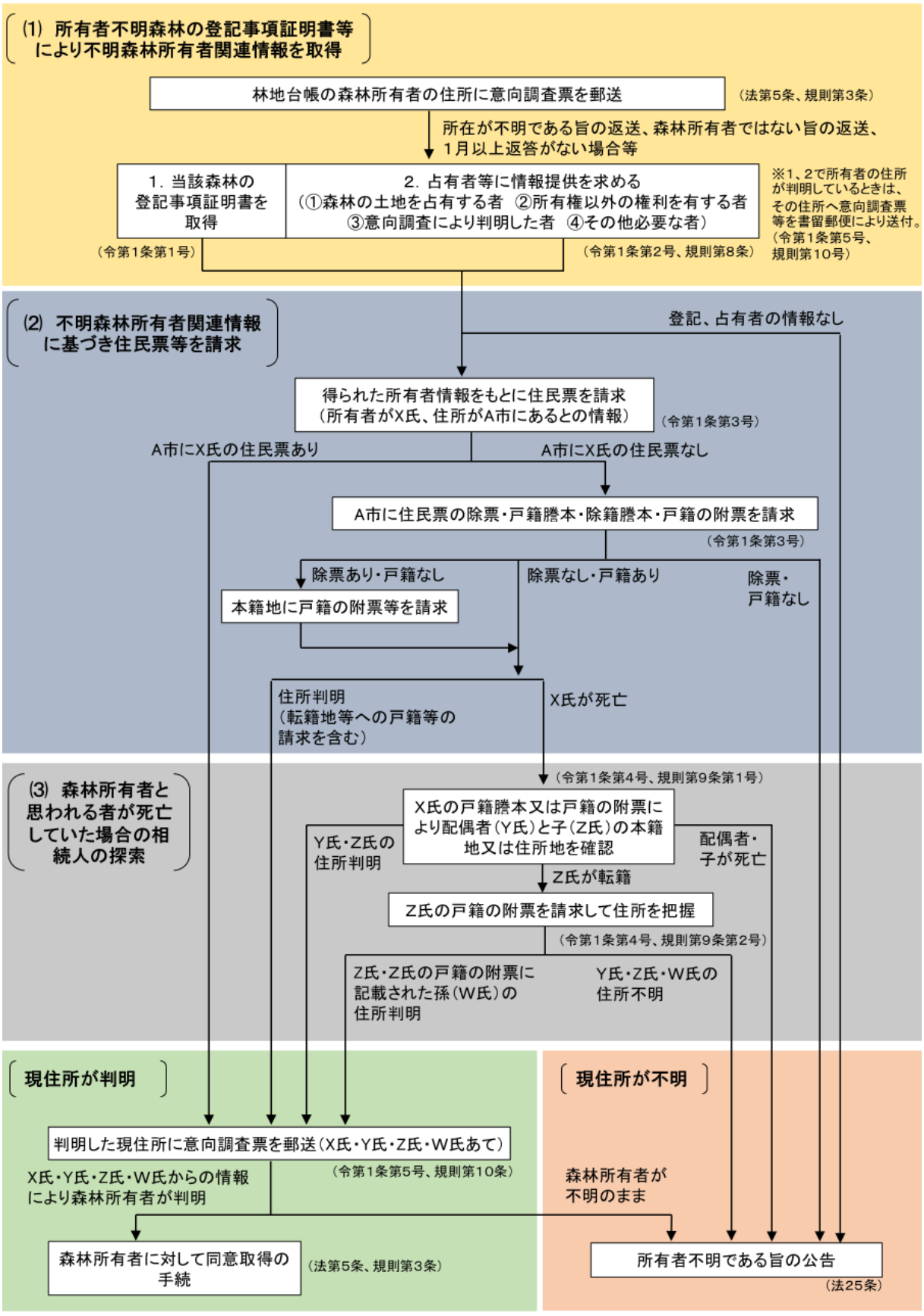


図 16：不明森林所有者が個人の場合の探索フロー（登記名義人等に配偶者又は子がいる場合）

６－２－３－３　（探索）不明森林所有者が法人の場合

不明森林所有者が法人の場合の探索方法は、６－１－３－３と同様の方法で行います（知れている森林所有者に情報提供を求める部分を除く。）。

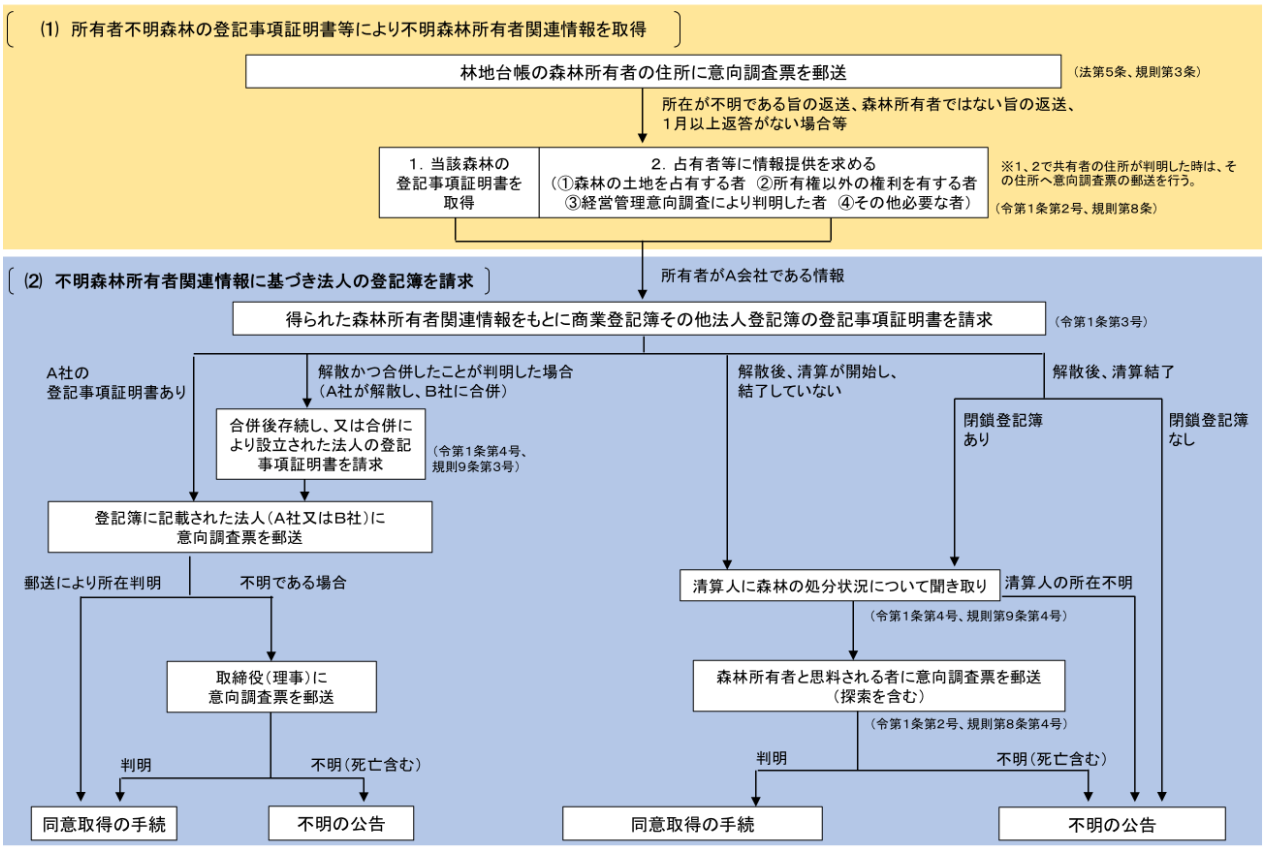


図　17：不明森林所有者が法人の場合の探索フロー

６－２－３－４　（探索）変則型登記の場合

所有者不明森林であって、登記事項証明書の交付を受けたものの、表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の一部又は全部が正常に登記されていない変則型登記であった場合には、６－２－３－２に基づく探索によるほか、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づいて法務省法務局・地方法務局が行う探索の活用を検討することとします。

同法に基づいて、表題部所有者等の全部を特定することができなかった場合（又はその旨登記されている場合）にあっては、森林経営管理法に基づく探索を省略することとし、６－２－４に基づく公告等を行うこととします。

６－２－４　公告

６－２－４－１　公告事項

（所有者不明森林に係る公告）
第二十五条　市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨
三　不明森林所有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨
四　前号に規定する期間内に同号の規定による申出がないときは、所有者不明森林について、都道府県知事が第二十七条第一項の裁定をすることがある旨
五　所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨
六　前号に規定する経営管理権に基づき、所有者不明森林について次のいずれかが行われる旨
イ　第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
ロ　第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理
七　所有者不明森林についての次に掲げる事項
イ　第五号に規定する経営管理権の始期及び存続期間
ロ　第五号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
ハ　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期
ニ　イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
八　その他農林水産省令で定める事項

（参考：森林経営管理法施行規則）
（不明森林所有者の申出）
第二十二条　法第二十五条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

（所有者不明森林の公告において定めるべき事項）
第二十三条　法第二十五条第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同条第七号イからニまでに掲げる事項を除く。）とする。

市町村は、探索を行ってもなお不明森林所有者を確知することができないときは、定めようとする経営管理権集積計画及び表 3 に掲げる事項を公告する必要があります（法第 25 条）。公告は別記様式第 39 号を用いて、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により行ってください。

なお、この公告は、不明森林所有者に経営管理権集積計画の内容を知らしめ、申出をする機会を与えるためのものであり、法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告（２－６－１参照）とは異なるため、法第 28 条により不明森林所有者が同意したものとみなされた経営管理権集積計画の効力発生には、法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告をする必要があります。

表 3：法第 25 条各号に定める公告事項

公告事項	記載事項	備考
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積	森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積を記載すること。	林地台帳の情報と整合性をとること。
二　所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨	所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨を記載すること。	
三　不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨	不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、森林所有者証明書類を添えて市町村に申し出るべき旨を記載すること。	
四　三に規定する期間内に申出がないときは、都道府県知事が法第 27 条第１項の裁定をすることがある旨	三に規定する期間内に申出がないときは、都道府県知事が法第 27 条第１項の裁定をすることがある旨を記載すること。	
五　所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨	経営管理権集積計画の定めるところにより市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨を記載すること。	
六　経営管理権に基づき、所有者不明森林について市町村森林経営管理事業等が行われる旨	五の経営管理権に基づき、市町村森林経営管理事業又は経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理が行われる旨を記載すること。	
七　所有者不明森林についての右に掲げる事項	イ　「経営管理の始期及び存続期間」 経営管理権集積計画に記載された始期及び存続期間を記載すること。 「始期」には経営管理権集積計画を公告し、実際に経営管理を開始する日を記載すること。 「存続期間」は経営管理を行う期間を 50 年を超えない範囲で記載すること（法第 27 条第３項）。	「存続期間」は経営管理の内容に林業経営者による主伐を含む場合は経営管理実施権配分計画で定める経営管理実施権の存続期間中に成林させることができるよう、15 年以上（主伐後 10 年以上）の期

		間が確保されるよう定めること。
	ロ　「経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること。	記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照
	ハ　「利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること。	記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照
	ニ　「存続期間の満了及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法」 経営管理権集積計画に記載された内容を記載すること（例：清算時において、当該森林の森林所有者が不明のままであれば供託し、当該森林の森林所有者が現れた場合はその方法について協議する旨等）。	記載内容は、経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照
八　その他農林水産省令で定める事項	市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（七のイからニまでに掲げる事項を除く。）を記載すること（規則第 23 条）。	記載内容は経営管理権集積計画の内容２－５－１を参照

６－２－４－２　所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の記載内容について

所有者不明森林で経営管理権集積計画を定める場合、その記載方法は通常の経営管理権集積計画と同様の方法によります（２－５－１参照）が、当該森林の森林所有者と内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第 10 条の５に規定す

る市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載するものとするとします（長官通知第 10 の２）。

６－２－５　公告した旨の報告

（情報提供等）
第六十七条　農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

農林水産大臣は、所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、６－２－４の公告に係る所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるように努めることとされています（法第 67 条）。そのため、市町村は所有者不明森林に係る公告をした場合は、別記様式第 40 号により、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 10 の３の⑴）。

市町村から報告を受けた都道府県は、別記様式第 40 号により、農林水産大臣に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告することとします（長官通知第 10 の３の⑵）。

また、都道府県においても、所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、インターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずることが望ましいです（長官通知第 10 の３の⑵）。

なお、国においては、下記の林野庁ホームページにて当該情報の周知を行うこととしています（６－１－５と同じページです）。

【ホームページ URL】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html

【トップページからのアクセス】

林野庁 HP→政策について→分野別情報→森林経営管理制度（森林経営管理法）について

６－２－６　公告期間中に不明森林所有者が現れた場合

不明森林所有者は、公告の日から起算して２月以内に、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出ることができます（法第 25 条第３号）。不明森林所有者の申出は、申出者の氏名又は名称及び住所、当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積について記載した申出書により行う必要があります（規則第 22 条。別記様式第 41 号を参照）。申出書に添える権原を証する書面は、森林所有者証明書類とします。

不明森林所有者からの申出により、当該森林は所有者不明森林ではなくなるため、当該公告は直ちに取りやめる必要があります。その後の当該経営管理権集積計画の取扱いは現れた森林所有者との協議で決めることとします（長官通知第 10 の３の(3)）。具体的な対応方法は所有構成や協議内容により次の通り場合分けされます（図 18）。

①　現れた森林所有者が当該森林を単独で所有している場合

通常の意向調査及び経営管理権集積計画の作成手続によって経営管理権集積計画を定めることとします（２－５、２－６を参照）。

②　現れた森林所有者が当該森林の共有者の一部であり、不明森林共有者がいる場合

ア　経営管理権集積計画の作成に同意する場合は、現れた森林所有者から同意を得た上で、共有者不明森林に係る手続を行うこととします（６－１参照）。

イ　経営管理権集積計画の内容を変更することで現れた森林所有者が同意する場合は、新たな経営管理権集積計画を作成し、現れた森林所有者から同意を得た上で、共有者不明森林に係る手続を行うこととします（６－１参照）。

ウ　経営管理権集積計画を作成しないことを希望する場合、現れた森林所有者から今後の経営管理の意向を調査することとします。なお、今後の経営管理の意向を示さない等、なお経営管理権集積計画を定める必要がある場合には、確知所有者不同意森林の手続（６－３参照）によりみなし同意を得た上で、共有者不明森林に係る手続を行うことも可能です（６－１参照）。

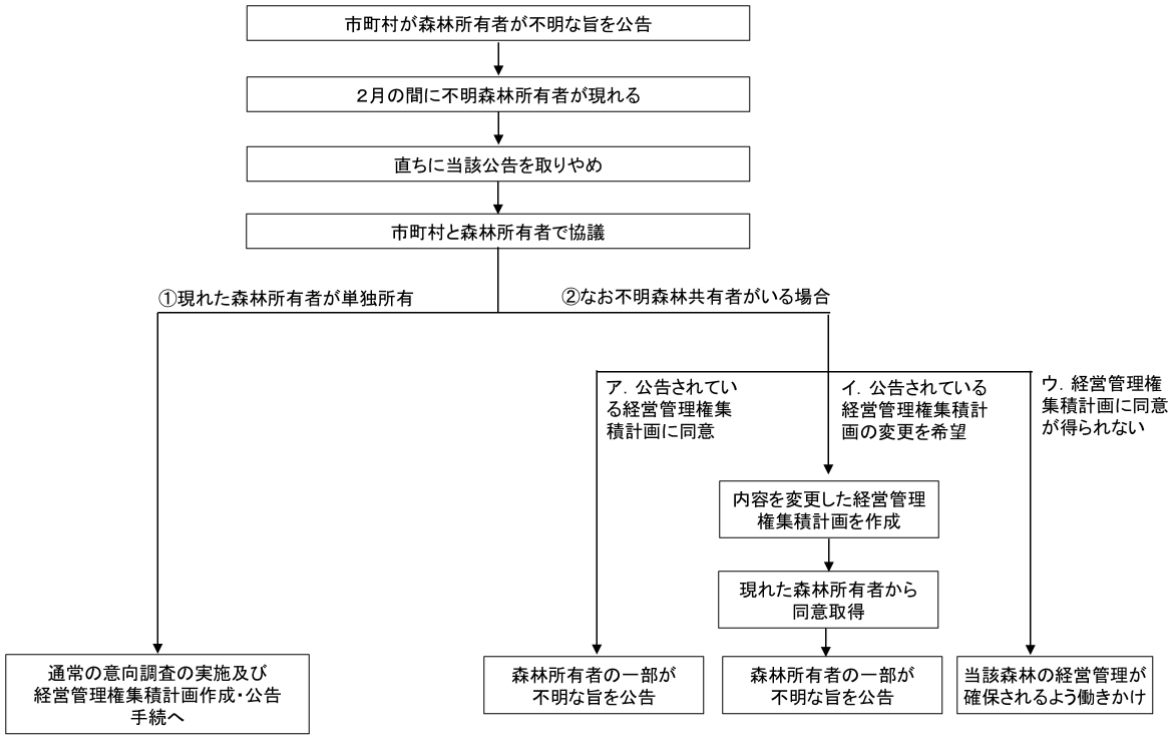


図 18：所有者不明森林の公告期間中に不明森林所有者が現れた場合のフロー

６－２－７　裁定の申請

（裁定の申請）
第二十六条　市町村が前条の規定による公告をした場合において、同条第三号に規定する期間内に不明森林所有者から同号の規定による申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定の申請）
第二十四条　法第二十六条の規定による申請については、第十五条を準用する。

（確知所有者不同意森林に関する裁定の申請）
第十五条　法第十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。
一　当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況
三　希望する経営管理権集積計画の内容
四　その他参考となるべき事項

市町村が６－２－４の公告をした場合において、公告の日から起算して２月以内に不明森林所有者から申出がないときは、当該市町村の長は、２月が経過した日から起算して４月以内に、都道府県知事の裁定を申請することができます（法第 26 条）。当該申請は、当該申請に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、当該申請に係る所有者不明森林についての経営管理の現況、希望する経営管理権集積計画の内容並びにその他参考となるべき事項を記載した申請書を提出して行う必要があります（規則第 24 条において準用する規則第 15 条。別記様式第 42 号）。その際、申請書には当該経営管理権集積計画を添付することとします。

その他参考となるべき事項には、裁定を申請する理由、申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情等、裁定に当たって都道府県知事が参考とする情報を記載することとします。

６－２－８　裁定

（裁定）
第二十七条　都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。
２　前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
二　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
三　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
四　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期
五　所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
六　第二号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
七　その他農林水産省令で定める事項
３　第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定において定めるべき事項）
第二十五条　法第二十七条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を除く。）とする。

都道府県知事は、６－２－７の裁定の申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をする必要があります（法第 27 条第１項）。

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、当該森林が以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ実際に経営管理を実施している者がいないことが探索により明らかである場合が考えられます（長官通知 10 の４の(1)）。

① 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置している場合

② 目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合

③ ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しているなど、現状のままでは荒廃が進行すると見込まれる場合「自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向等の事情が考えられます（長官通知 10 の４の(1)）。

都道府県知事は上記の事情を勘案し、かつ当該所有者不明森林について法令で定める方法により探索が行われたか、申請された経営管理権集積計画の内容が適当であるか等について留意した上で、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、法第 27 条第２項各号に規定された事項について裁定を行うこととします。なお、法第 27 条第２項第７号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第２号から第４号まで及び第６号に掲げる事項を除く。）を定める必要があります（規則第 25 条。内容は２－５－１参照）。

なお、裁定は、法第 27 条第２項第１号から第３号の事項については申請の範囲を超えないもので、法第 27 条第２項第２号に規定する存続期間については 50 年を限度として定める必要があります（法第 27 条第３項）。

都道府県知事は、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが不必要又は不適当であると認める時は、当該裁定の申請を棄却し、当該申請をした市町村の長に対し、別記様式第 43 号によりその旨を通知することとします。

６－２－９　裁定に基づく経営管理権集積計画の公告等

（裁定に基づく経営管理権集積計画）
第二十八条　都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
２　前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあっては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。
３　前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有者は、これに同意したものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に関する裁定の通知）
第二十六条　法第二十八条第一項の規定による通知は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。
２　法第二十八条第一項の規定による公告は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項及び当該裁定の理由につきするものとする。

都道府県知事は、６－２－８の裁定をした場合には、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告する必要があります（法第 28 条第１項）。市町村の長への通知は、裁定において定めた事項（法第 27 条第２項各号）、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面により行う必要があります（規則第 26 条第１項。別記様式第 43 号を参照。）。公告は、裁定において定めた事項（法第 27 条第２項各号）について行う必要があり（規則第 26 条第２項）、別記様式第 44 号を公報その他所定の手段によって行うこととします。

裁定をした旨を公告するに当たり、都道府県知事は、裁定後に当該森林の不明森林所有者が現れた場合は、当該裁定について行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨教示することとします（長官通知第 10 の４の(2)）（別記様式第 44 号を参照）。

現れた不明森林所有者から当該裁定に関する審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときは、その裁決書の写しを添えて、その旨を市町村に通知するとともに、公報その他所定の手段によって公告する必要があります（法第 28 条第１項）。裁定の内容の変更に係る通知及び公告は、別記様式第 45 号、第 46 号により行うこととします。

都道府県知事から裁定をした旨の通知を受けた市町村は、速やかに、裁定（裁決によるその内容の変更後のものを含む。）において定められた事項（法第 27 条第２項各号）を内容とする経営管理権集積計画を定める必要があります（法第 28 条第２項）。市町村は経営管理権集積計画を定めたときには、定めた旨を公告する必要があります（法第７条第１項。公告の方法、公告後の公開の方法については通常の経営管理権集積計画の公告・公開の方法を参照（２－６参照）。）。これにより定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有

者は、これに同意したものとみなされます（法第 28 条第３項）。なお、公告の際には、経営管理権集積計画が所有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 47 号により公告することとします（長官通知第 10 の４の(3)）。

６－２－10　供託

（供託）
第二十九条　前条第三項の規定により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（当該同意に係る森林について第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するものとする。
２　前項の規定による金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にするものとする。

同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託する必要があります（法第 29 条第１項）。なお、当該金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にする必要があります（法第 29 条第２項）。

供託とは、簡単に言えば、「一定の理由により相手に金銭を支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度」です。供託を行うに当たり、想定される事項は下表のとおりです。なお、手続の詳細等は個別案件ごとに異なる場合がありますので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。

供託者	【経営管理実施権配分計画が定められていない場合】 市町村 【経営管理実施権配分計画が定められている場合】 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者
供託の単位	【経営管理実施権配分計画が定められていない場合】 経営管理権集積計画単位 【経営管理実施権配分計画が定められている場合】 経営管理実施権配分計画の対象森林に係る経営管理権集積計画単位
供託の場所	当該森林の所在地の供託所
供託の原因たる事実	【経営管理実施権配分計画が定められていない場合】 ・「森林経営管理法第 28 条第３項の規定により被供託者が同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づく経営管理権の設定を受けた」旨 ・「当該経営管理権集積計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 【経営管理実施権配分計画が定められている場合】 ・「森林経営管理法第 28 条第３項の規定により被供託者が同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づく経営管理権の設定を受けた〇〇市が定めた経営管理実施権配分計画に基づく経営管理実施権の設定を受けた」旨

	・「当該経営管理実施権配分計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 【共通】 ・経営管理権集積計画に記載された所有者不明森林の所在及び当該経営管理権集積計画（及び経営管理実施権配分計画）に定められた算定方法に基づき支払うべき金銭の額（図 19－１～図 19－４）。 ・（所有者不明森林が共有林である場合）当該森林が共有林である旨 ※経営管理権集積計画に同意したものとみなした共有者全員を被供託者として供託を行う（図 19－５～図 19－８）。
供託金額の計算方法	供託する金額は、裁定において定められた「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法」により算定された額です（法第 27 条第２項第４号）。
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

供託は、裁定において定められた供託の時期までに行う必要があることから、都道府県知事は、裁定において定められた供託の時期までに供託すべき金銭が供託されたことについて、供託書正本の写しにより確認することが望ましいため（長官通知第 10 の５）、金銭の供託をした者に対して、速やかに供託書正本の写しを都道府県知事に提出するよう指導することとします。なお、経営管理実施権が設定されている場合、市町村にも供託書正本の写しを提出するよう、市町村は経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に対して指導することとします。

供託された金銭については、供託すべき供託所を誤った場合、供託金額を誤った場合等錯誤による場合を除き、供託をした者は取戻しをすることができないことに留意してください。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法及び供託規則等の法令の定めるところによる必要があります。供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

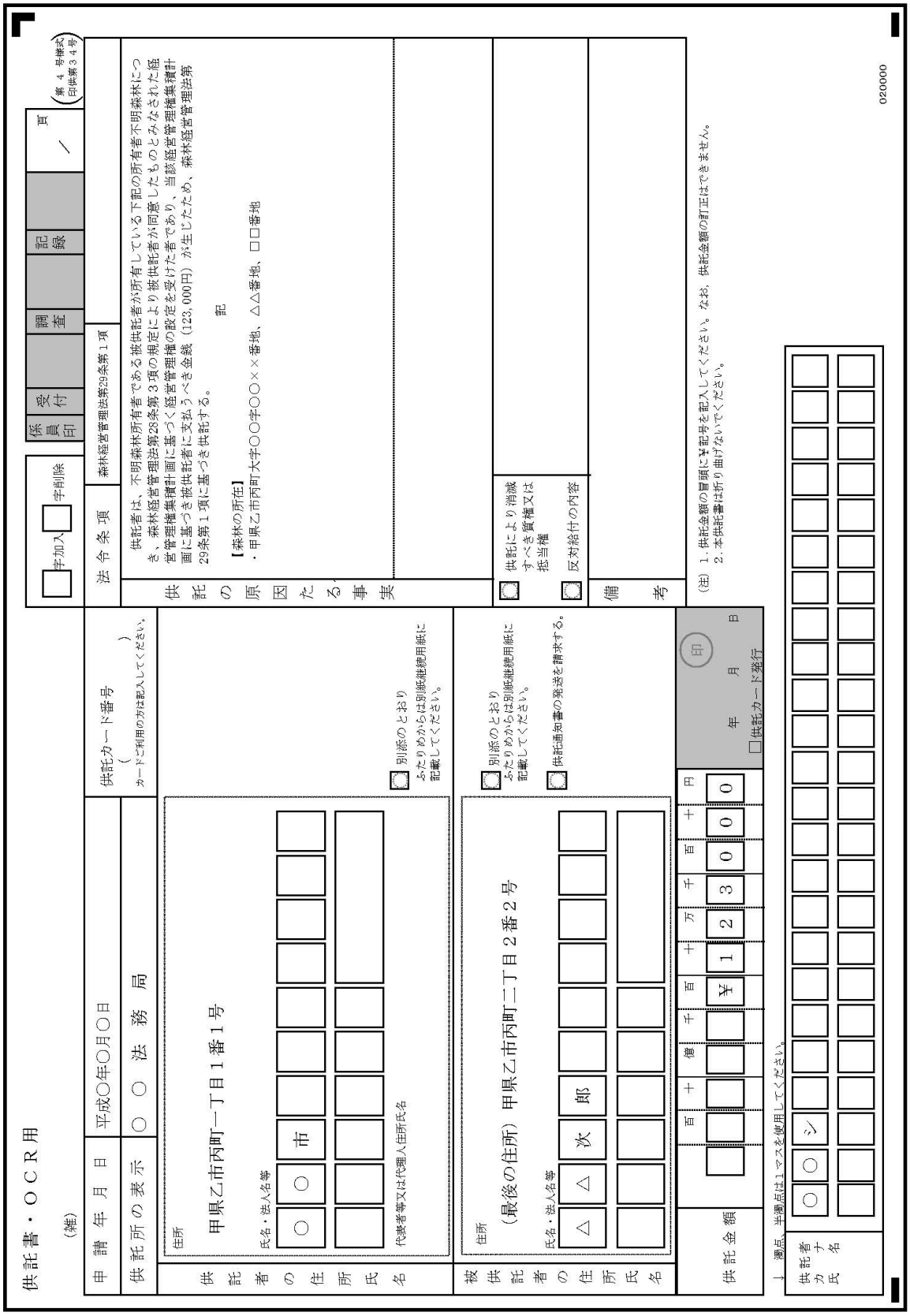


図 19－１：単独の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定なし）

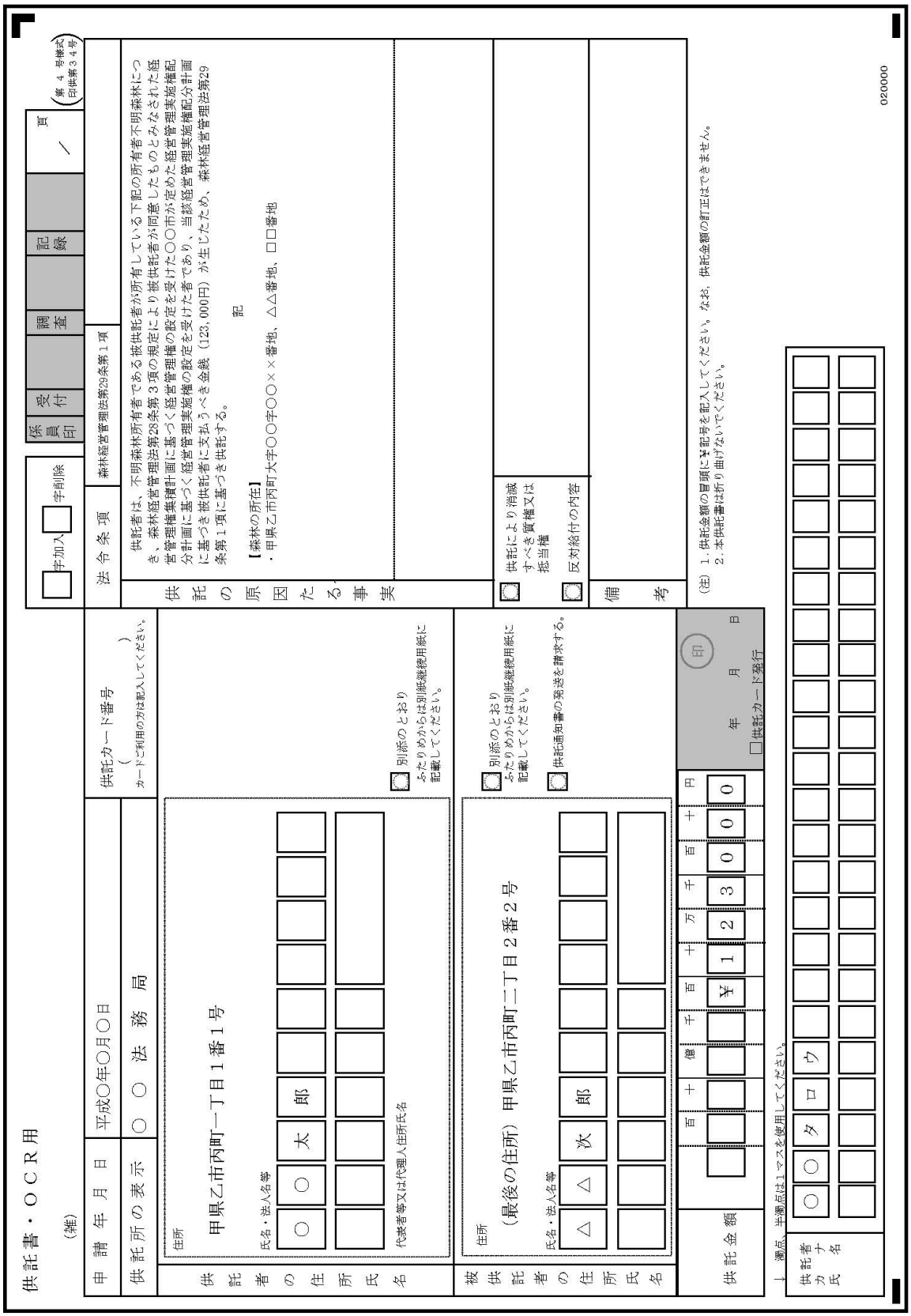


図 19－２：単独の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定あり）

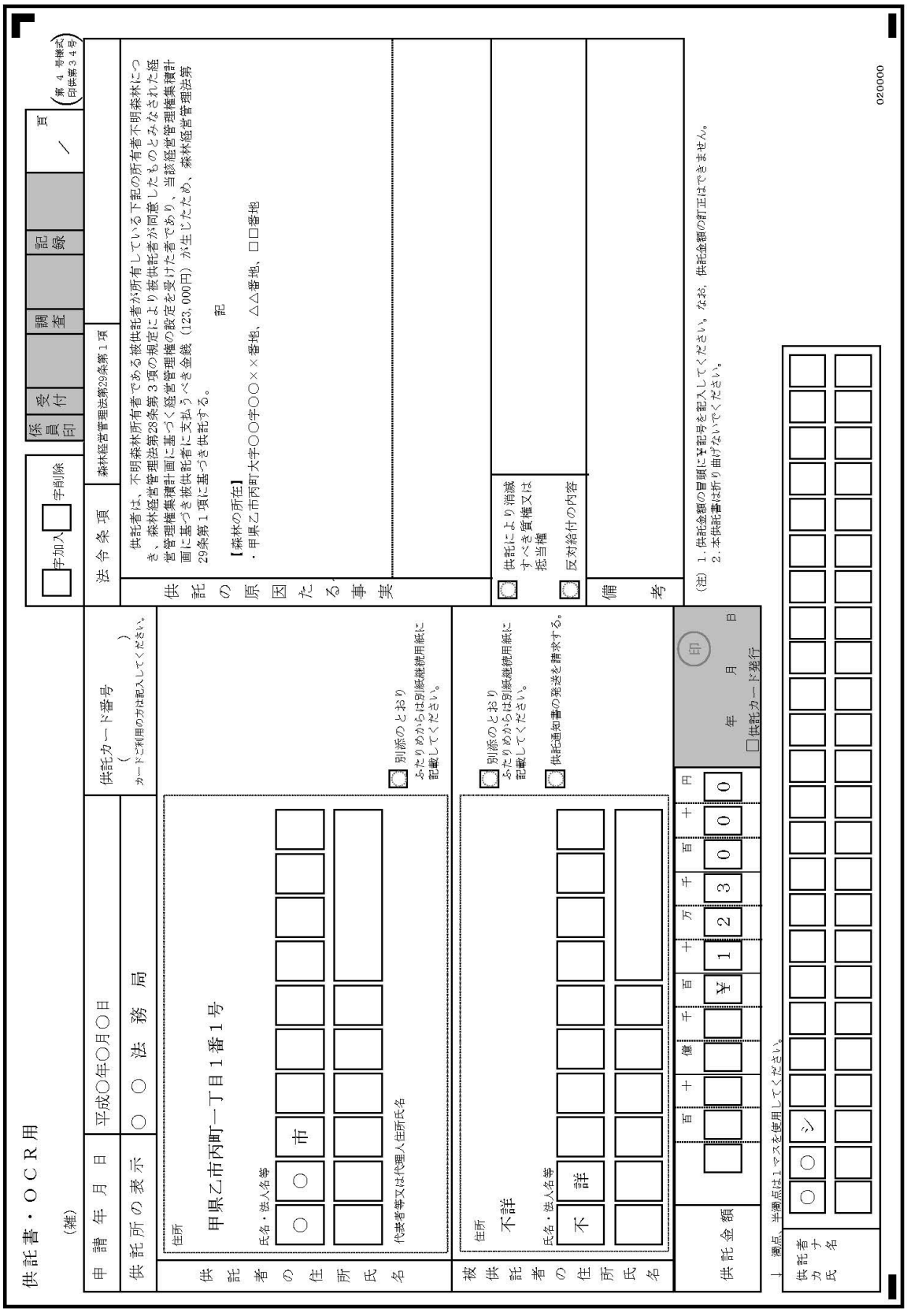


図 19－３：単独の不明森林所有者（氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定なし）

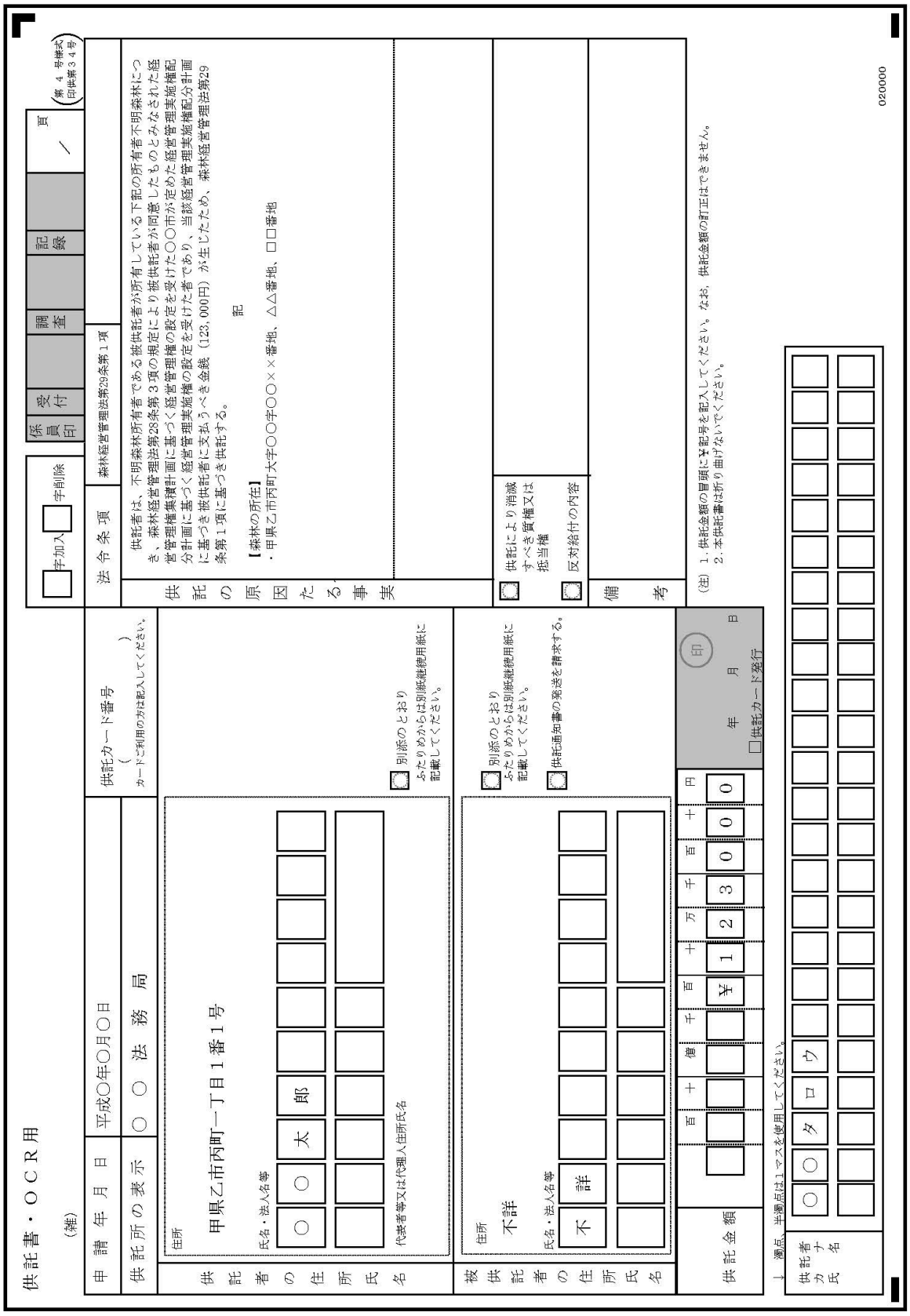


図 19－４：単独の不明森林所有者（氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定あり）

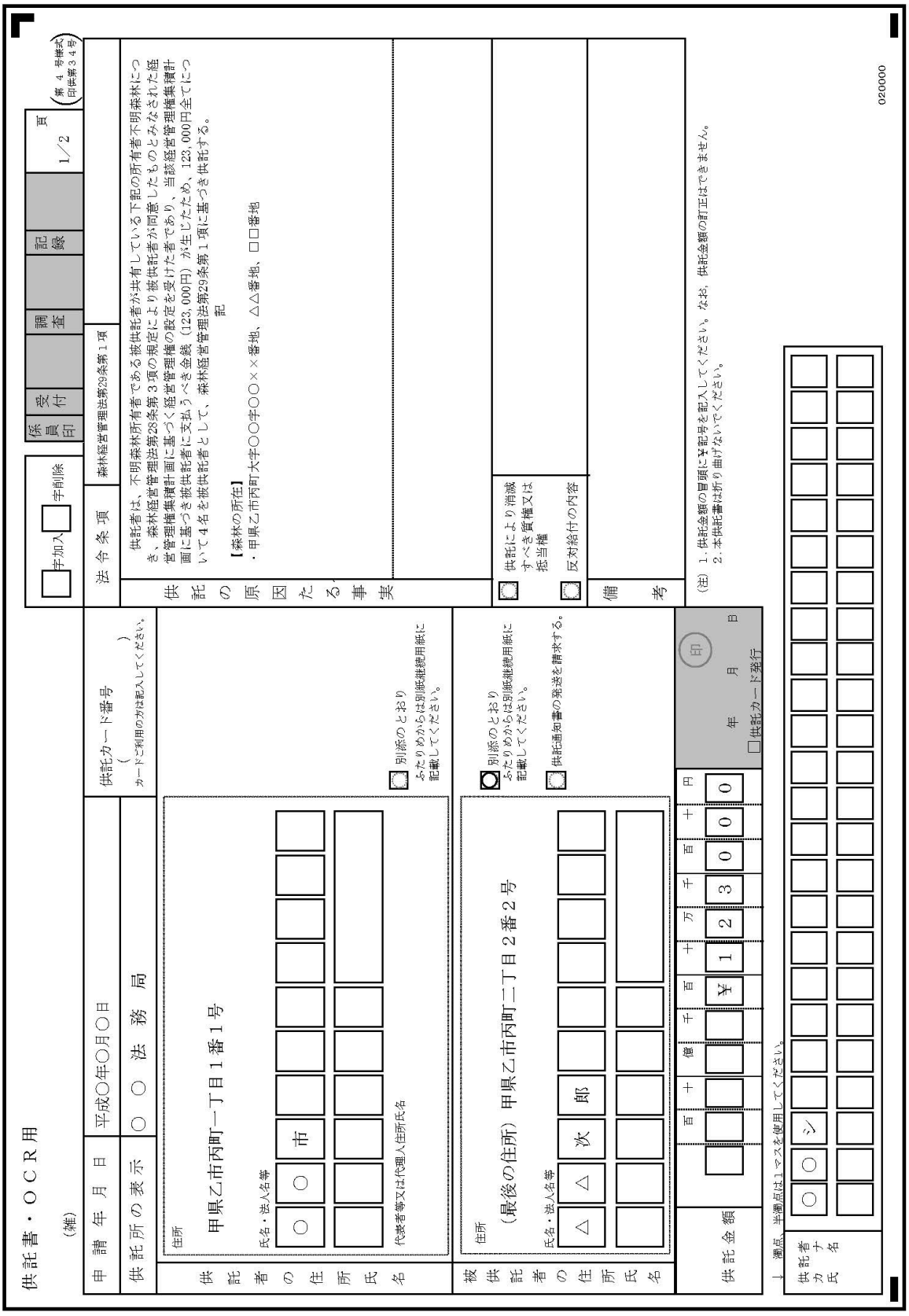


図 19－５（1/2）：複数の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定なし）

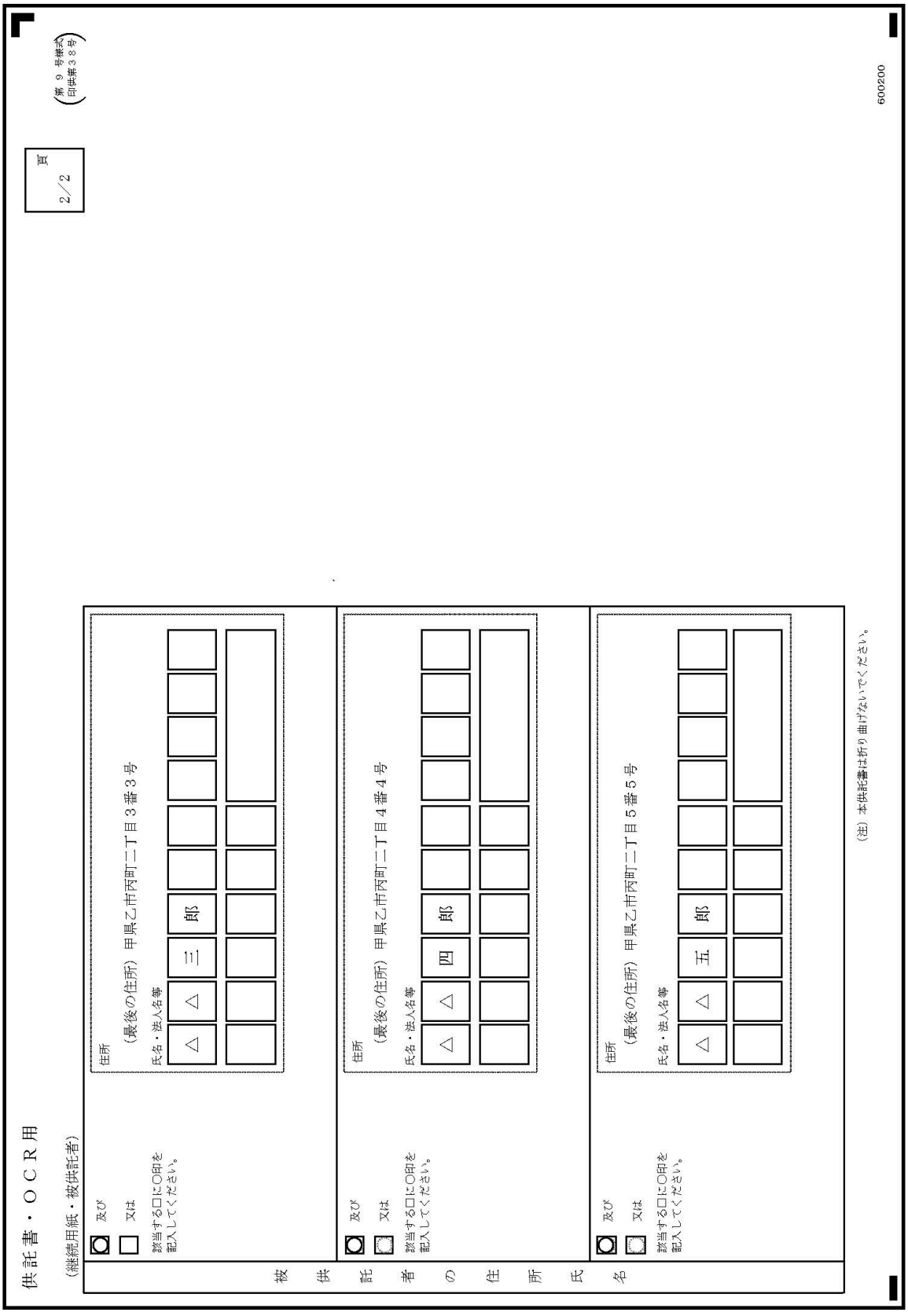


図 19－５（2/2）：複数の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定なし）

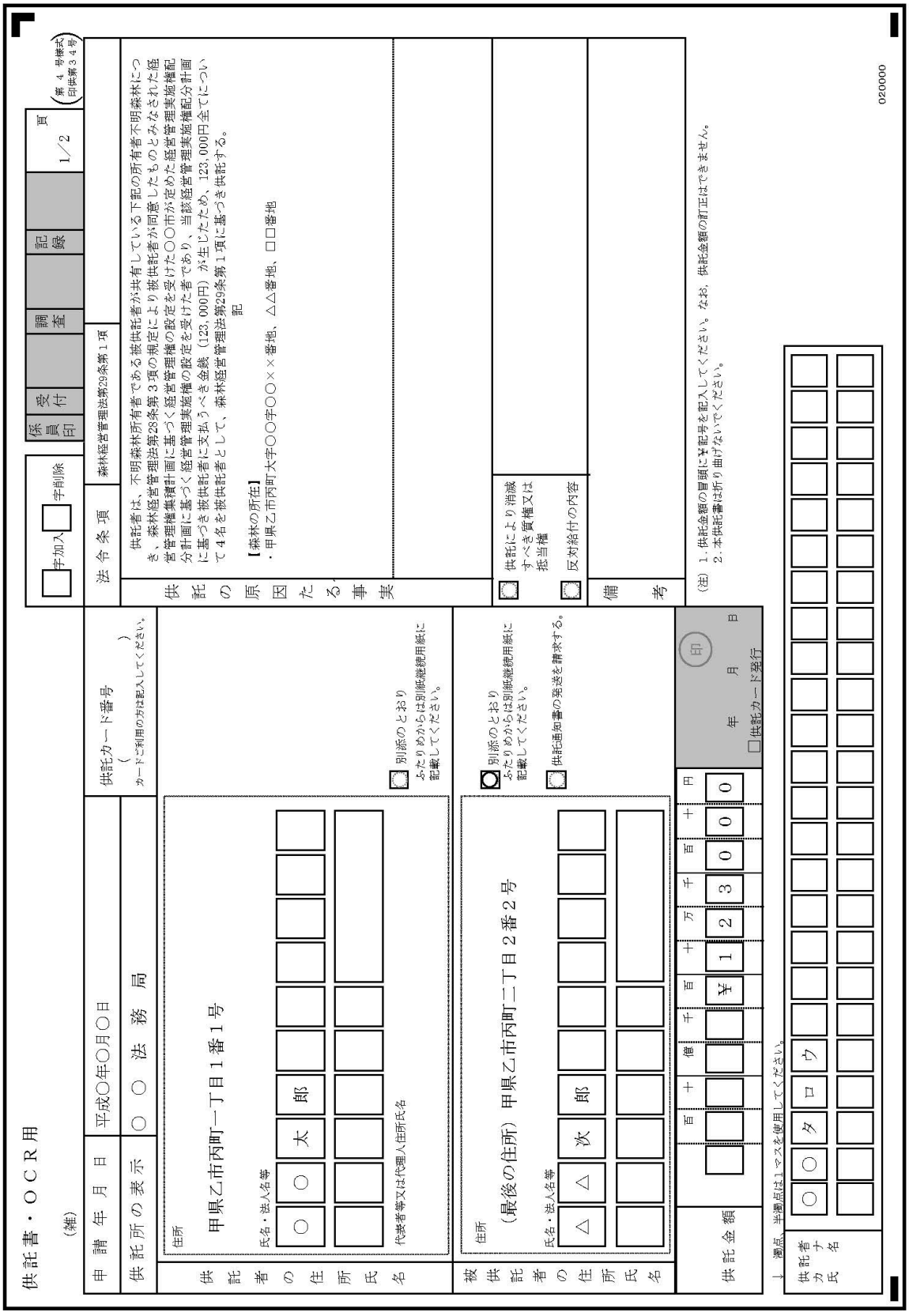


図 19－6 (1/2) ：複数の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定あり）

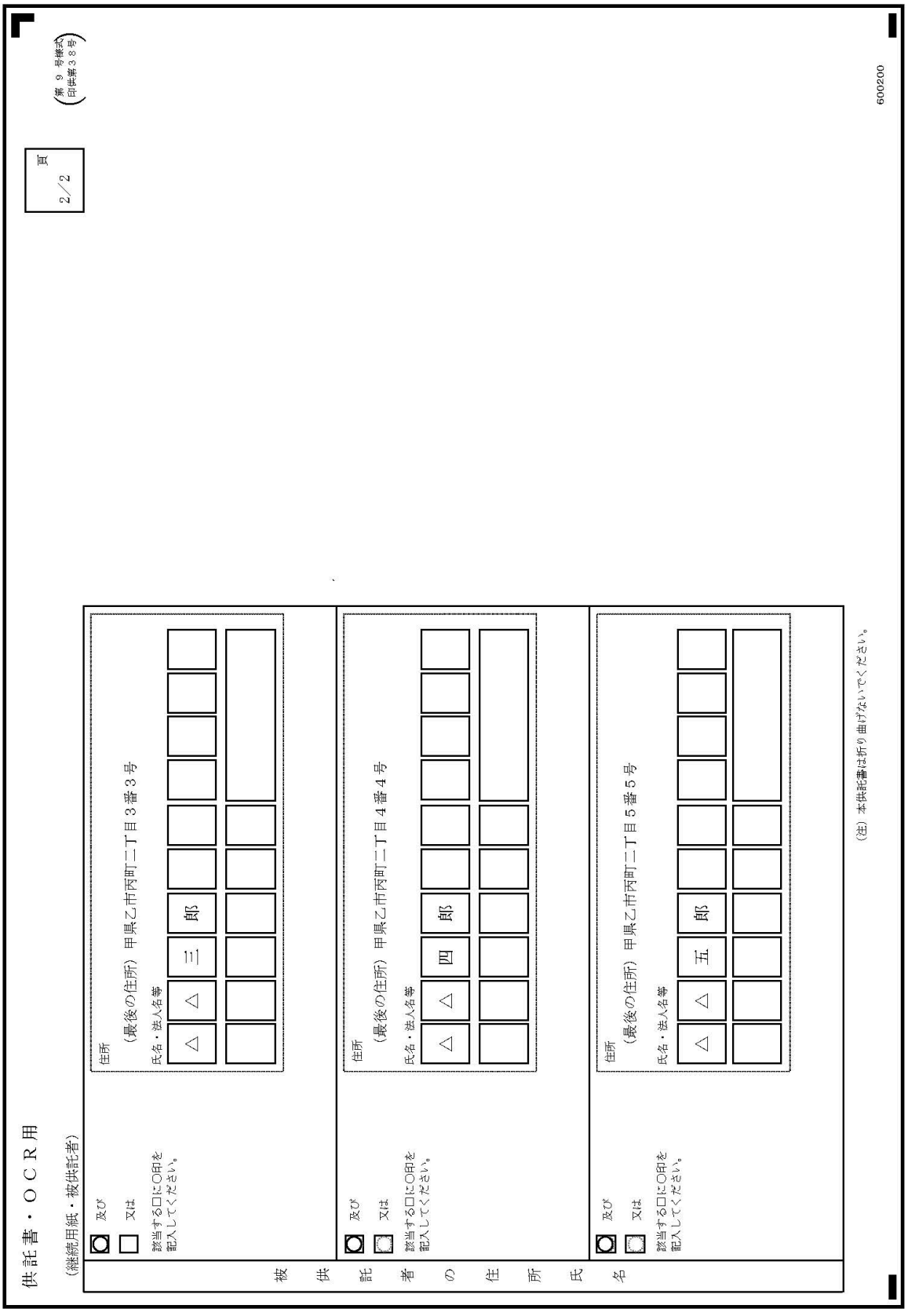


図 19－6（2/2）：複数の不明森林所有者（住所が不明）が権原を有している場合
（経営管理実施権の設定あり）

複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定なし）
第四号様式（第１３条第１項関係）その他の金銭供託の供託書

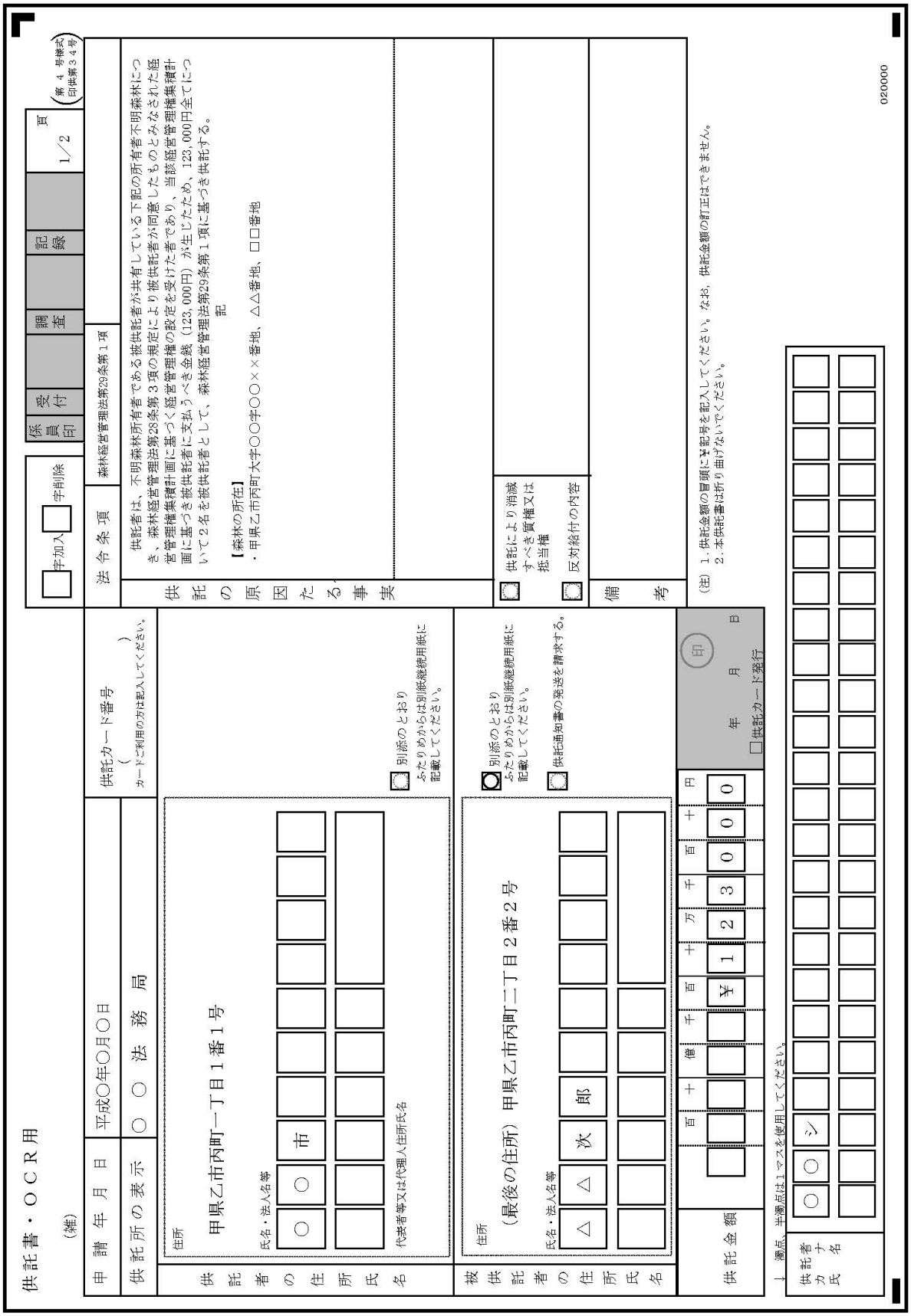


図 19－７（1/2）：複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定なし）

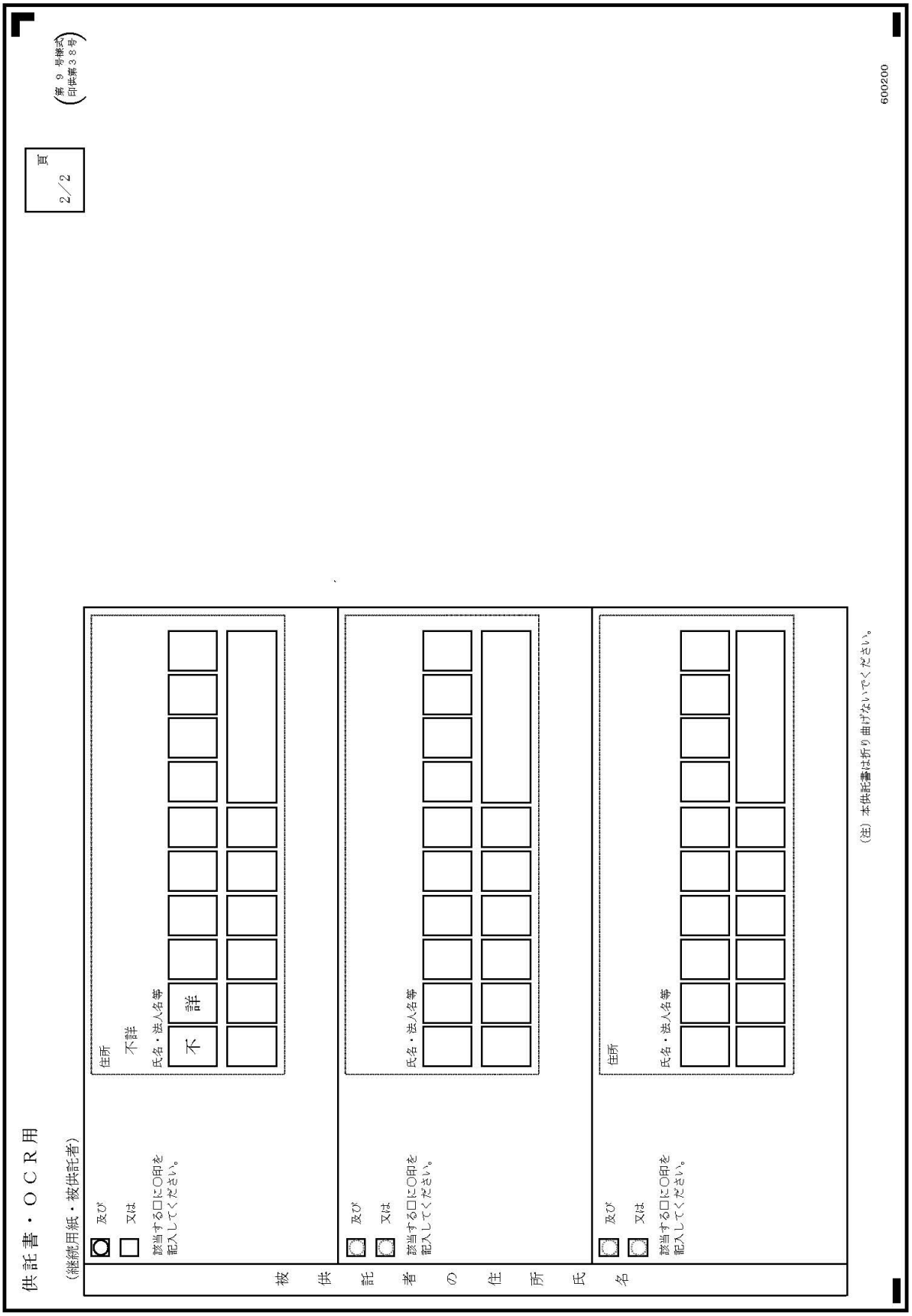


図 19－７（2/2）：複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定なし）

複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定あり）
第四号様式（第１３条第１項関係）その他の金銭供託の供託書

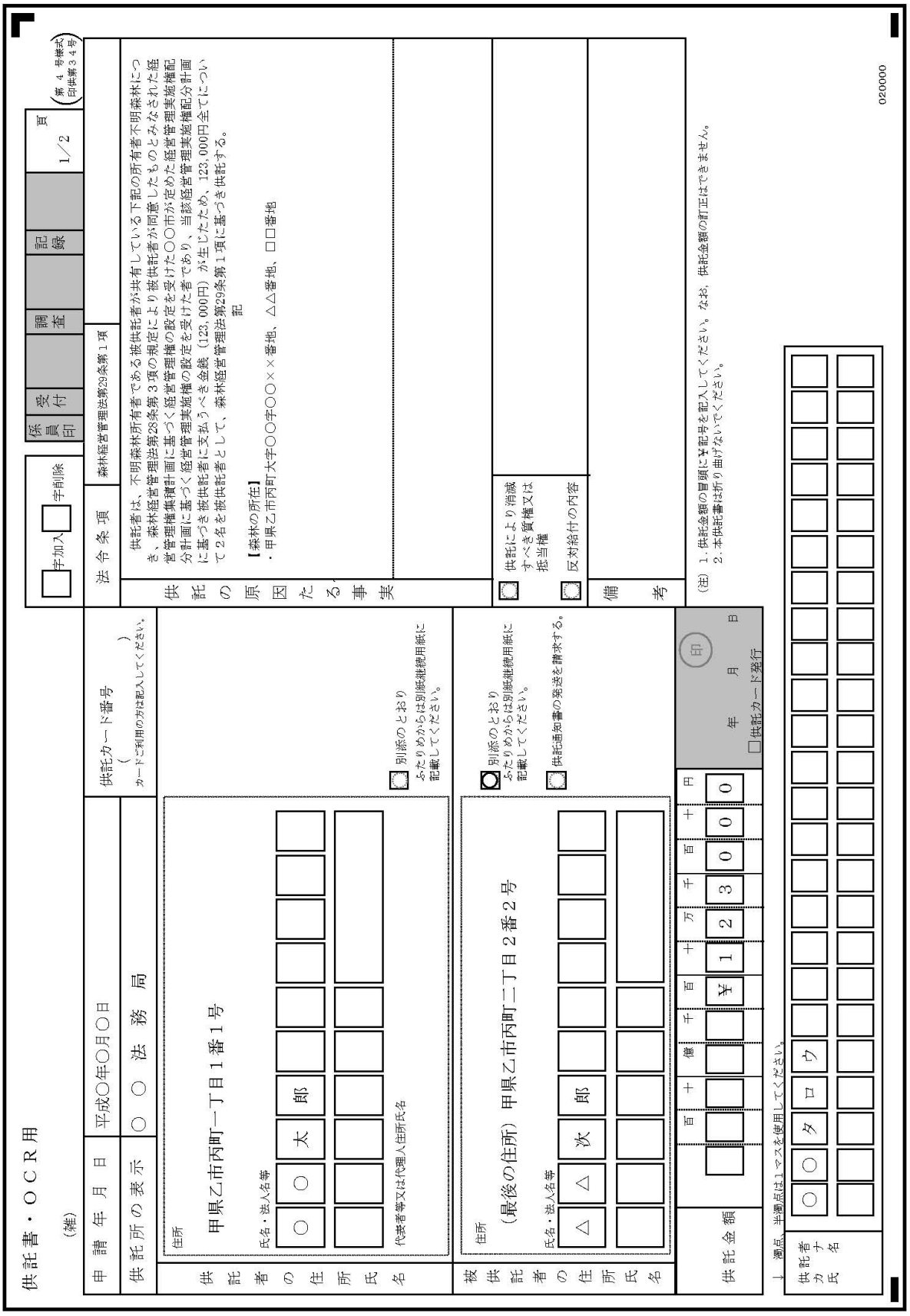


図 19－８（1/2）：複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定あり）

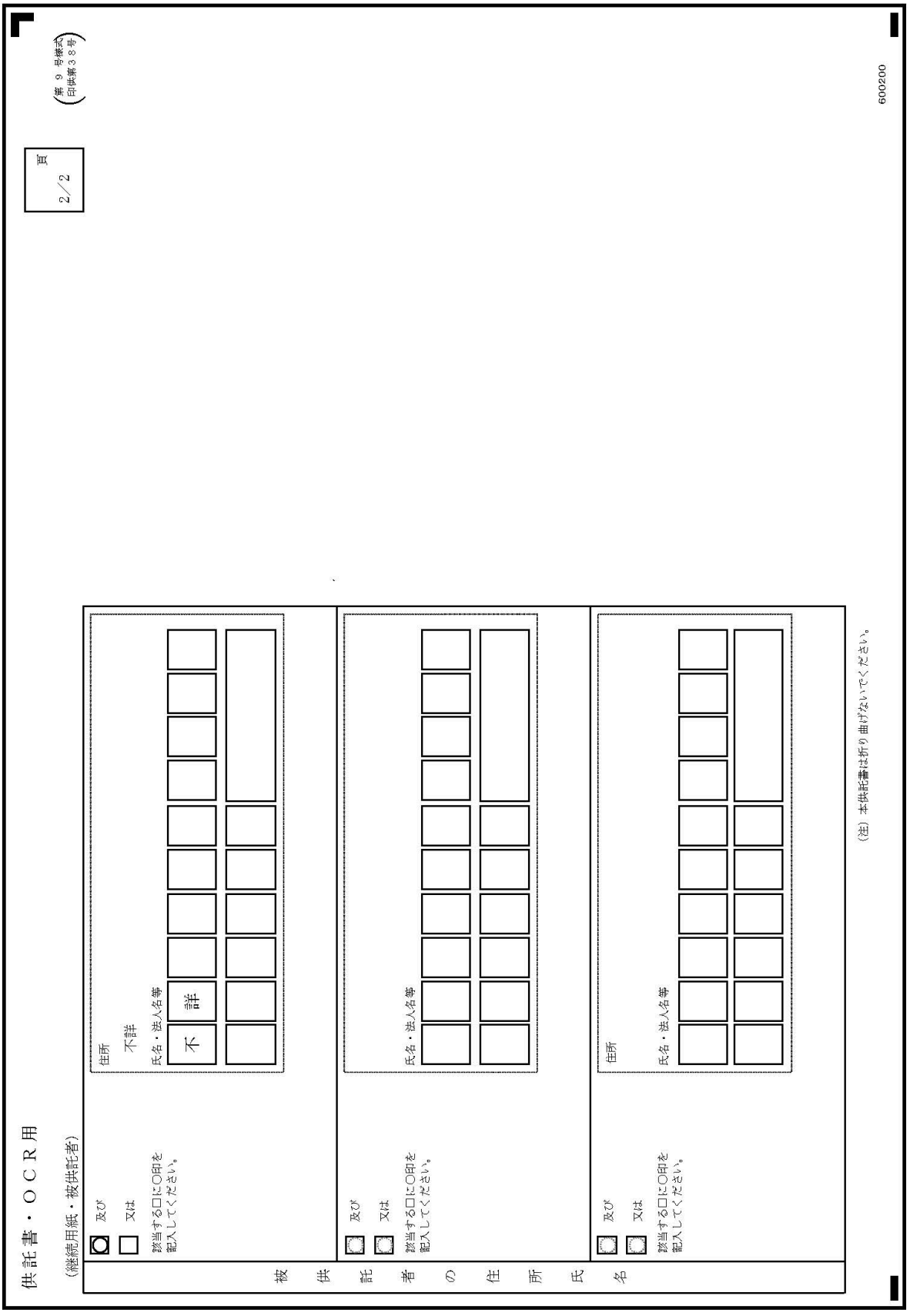


図 19－８（2/2）：複数の不明森林所有者（一部の者の住所が不明、一部の者の氏名等・住所が不明）が権原を有している場合（経営管理実施権の設定あり）

６－２－11　経営管理権集積計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合

法第７条第１項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告後に不明森林所有者が現れた場合、市町村は当該森林所有者から森林所有者証明書類の提出を受けて当該森林の森林所有者であることを確認した後、定められた経営管理権集積計画の取扱いについて協議することとします。また、当該森林について供託された金銭がある場合は、その旨現れた森林所有者に対して情報提供することとします（長官通知第 10 の６）。

６－２－11－１　経営管理権集積計画の取扱い

定められた経営管理権集積計画の取扱いは、森林の所有構成や協議内容により次の通り場合分けられると考えられます（図 20）。

①　現れた森林所有者が当該森林を単独で所有している場合。

ア　現れた森林所有者が定められた経営管理権集積計画に同意する場合、市町村の職権により経営管理権集積計画の名義に現れた森林所有者及び当該森林所有者からの情報により判明した当該森林所有者以外の関係権利者を追加し、当該森林所有者及び当該関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度経営管理権集積計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　現れた森林所有者が定められた経営管理権集積計画の内容を変更することを希望する場合は、定められた経営管理権集積計画を取り消した上で、通常の経営管理権集積計画作成手続により、内容を変更した経営管理権集積計画を定めることとします。

ウ　現れた森林所有者が経営管理権集積計画を定めないことを希望する場合は、６－２－12 の取消し手続を進めることとなります。

②　現れた森林所有者が当該森林の共有者の一部であり、不明森林共有者がいる場合

ア　現れた森林所有者が定められた経営管理権集積計画に同意する場合、市町村の職権により当該経営管理権集積計画の名義に現れた森林所有者及び当該森林所有者からの情報により判明した当該森林所有者以外の関係権利者を追加し、当該森林所有者及び当該関係権利者に写しを送付することとします。なお、名義変更に当たっては、再度経営管理権集積計画を定め、公告するという手続をとる必要はありません。

イ　現れた森林所有者が定められた経営管理権集積計画の内容の修正を希望する場合、当該経営管理権集積計画を取り消した上で、内容を変更した経営管理権集積計画を作成し、共有者不明森林に係る手続を実施することとします（６－１参照）。

ウ　森林所有者が経営管理権集積計画を定めないことを希望する場合は、６－２－12 の取消し手続を進めることとなります。

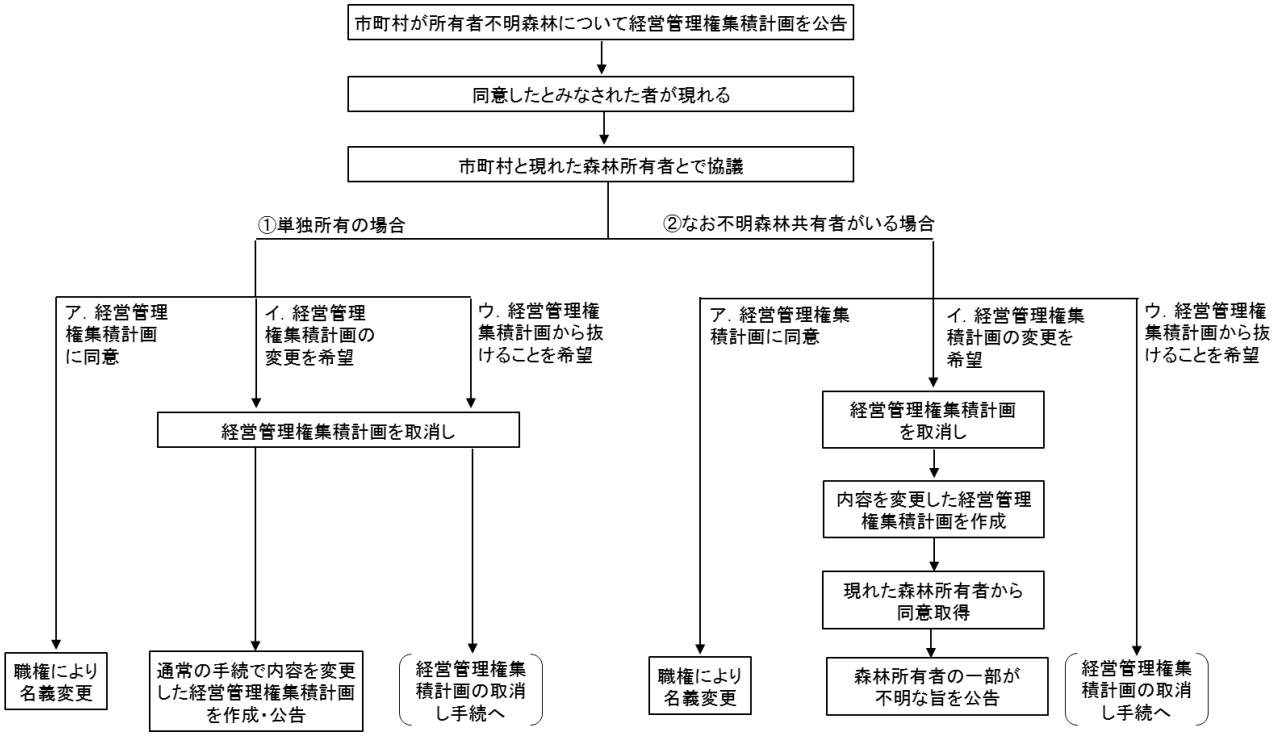


図 20：経営管理権集積計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合のフロー

６－２－11－２　供託金の受け取り

法第 28 条第３項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者は、供託法及び供託規則の定めるところにより、法第 29 条第１項により供託された金銭の還付を請求することができます。その際、被供託者とされている当該同意したものとみなされた森林所有者が死亡し、その相続人が還付請求をする場合には、供託規則第 24 条第１項第１号の「還付を受ける権利を有することを証する書面」として、その還付を受ける権利につき相続があったこと及び当該経営管理権集積計画の対象となっている森林に係る持分を証する書面を添付することが必要となるため、市町村はその旨を現れた森林所有者に情報提供することが望ましいです。

（参考）
◎民法
（供託）
第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
二 債権者が弁済を受領することができないとき。
２ 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

◎供託規則
（還付請求の添付書類）
第二十四条　供託物の還付を受けようとする者は、供託物払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　還付を受ける権利を有することを証する書面。ただし、副本ファイルの記録により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。
二　（略）
２　（略）

６－２－12　経営管理権集積計画の取消し

６－２－12－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）
第三十条　第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、当該経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があった日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
２　市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第三十一条　第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合
二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
２　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第三十二条　市町村は、第三十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
２　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第三十条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第二十七条　法第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。

（所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十八条　法第三十二条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 28 条第３項の規定により経営管理権集積計画に同意したとみなされた森林所有者は、法第７条第１項の規定による公告があった日から起算して５年を経過したときは、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 30 条第１項）。ただし、経営管理実施権配分計画が定められている場合には、次のいずれかに該当（②の場合は②－１及び②－２双方に該当）する場合に限り取り消すべきことを申し出ることができます（法第 31 条第１項）。

① 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合（法第 31 条第１項第１号）もしくは、

②－１ 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 31 条第１項第２号）、

②－２ 当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 31 条第１項第２号）

「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第 10 の７の(1)）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、林業経営者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第 10 の７の(2)）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に林業経営者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」とは、林業経営者が経営管理実施権配分計画の作成のために提出した見積額のうち、林業経営者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消しの申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則 27 条で準用する規則第 12 条）。別記様式第 48 号を参照）及び、申出者が森林所有者であることが確認できる森林所有者証明書類を提出してすることとします。また、経営管理実施権が林業経営者に設定されている森林については、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必要）を添付させることとします。

①　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、林業経営者が同意していることを証明する資料又は

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料

②－２　林業経営者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

６－２－12－２　取消し手続

市町村の長は、６－２－12－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法第 30 条第２項、法第 31 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者に対しては、申出の日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 32 条第１項、規則第 28 条で準用する規則第７条。別記様式第 49 号を参照）。また、当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が終了後、取り消すこととした森林の経営管理権集積計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 32 条第２項）。

また、市町村は、経営管理権集積計画の取消しを行った場合は、当該森林の知れている全ての関係権利者に対して別記様式第 50 号によりその旨を通知することとし、当該森林において経営管理実施権が設定されている場合は、林業経営者に対しても同様の通知をすることとします（長官通知第 10 の７の(3)）。

６－３　確知所有者不同意森林に係る特例について

６－３－１　概要

市町村は、意向調査を実施しても森林所有者が経営管理の意向を示さない森林等について経営管理権集積計画を定めようとする場合は、①当該森林所有者に経営管理権集積計画に同意する旨の勧告を行い、②なお同意しない場合は都道府県知事に裁定を申請し、③都道府県知事の裁定があれば、当該森林所有者が当該経営管理権集積計画に同意したものとみなして経営管理権集積計画を定めることができます。

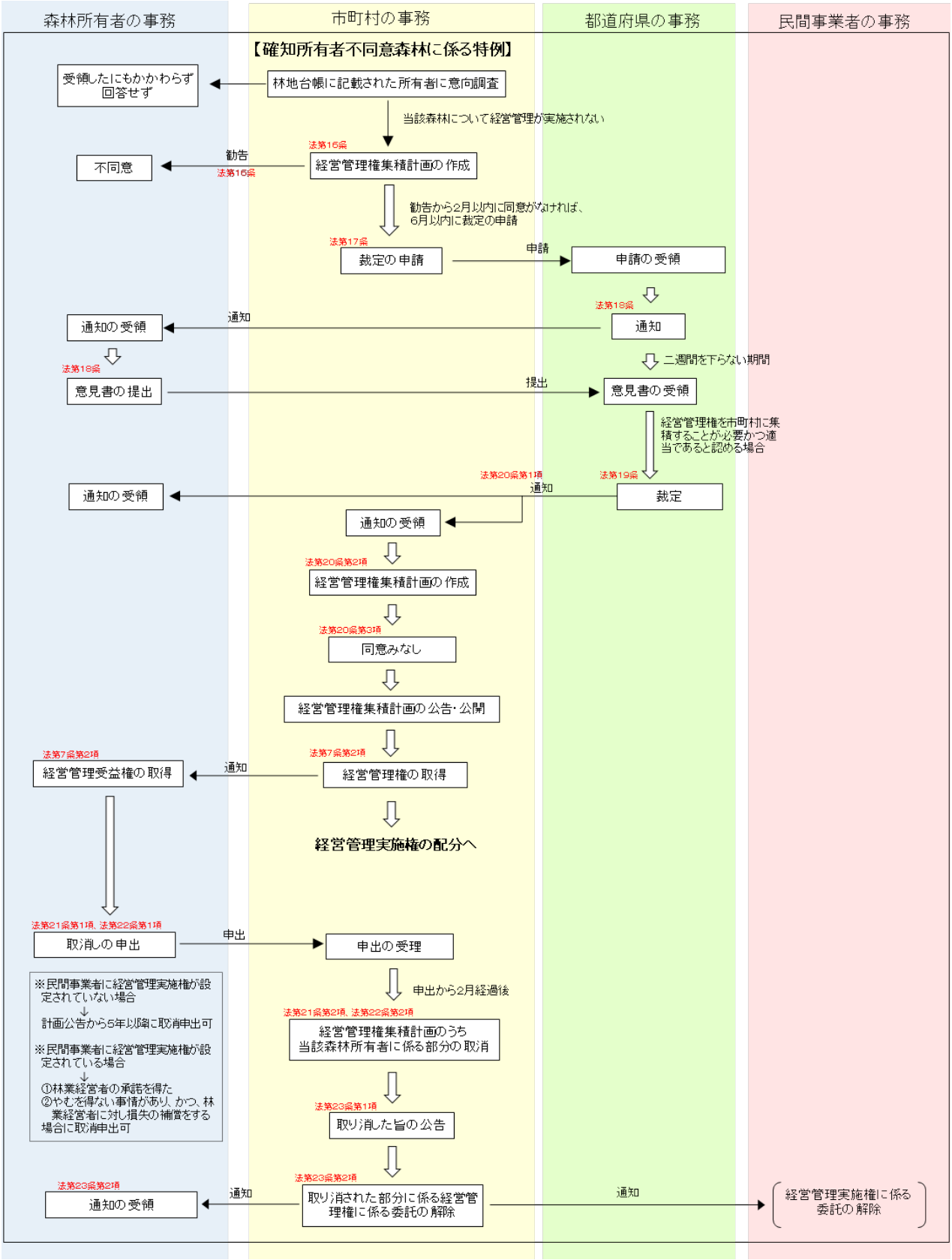


図 21：確知所有者不同意森林に係る特例における経営管理権集積計画の作成事務フロー

６－３－２　対象森林

確知所有者不同意森林とは、

①　経営管理権集積計画を定めようとする森林（※１）であり、かつ

②　森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該経営管理権集積計画に同意しない森林（※２）です（法第 16 条）。

※１　経営管理権集積計画を定めようとする森林とは、通常の経営管理権集積計画を定める森林と同様です（２－１参照）。

※２　確知森林所有者が当該経営管理権集積計画に同意しない森林とは、意向調査（事務の手引その１　２－３、その３　13－５－４参照）を行っても確知森林所有者が経営管理の意向を示さない森林又は確知森林所有者が自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない森林であり、かつ市町村が経営管理権集積計画を定めることについて確知森林所有者からの返答がない、意思が示されないなど、同意が得られない森林です（長官通知第９の１）。なお、確知森林所有者が明確に反対の意思を示しているにもかかわらず、それに反して権利設定をすることは望ましくないため、そのような場合には、当該計画に基づき実施する経営管理の必要性等について丁寧に説明を行い理解醸成を図ること、また数人の共有に属する森林にあっては持分買取りにより反対者との共有状態の解消を図ることが考えられます。

６－３－３　同意の勧告

６－３－３－１　同意の勧告の実施

（同意の勧告）
第十六条　市町村が経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該経営管理権集積計画に同意しないもの（以下「確知所有者不同意森林」という。）があるときは、当該市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、当該確知森林所有者に対し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（同意の勧告）
第十四条　法第十六条の規定による勧告は、当該経営管理権集積計画を添付して、当該経営管理権集積計画に同意すべき理由及び当該勧告をした日から起算して二月以内に当該経営管理権集積計画に同意しないときは法第十七条の規定により当該勧告をした市町村の長が都道府県知事の裁定を申請することがある旨を記載した書面により行うものとする。

市町村は、確知所有者不同意森林について経営管理権集積計画を定める場合には、確知森林所有者に対し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができます（法第 16 条）。当該勧告は、当該経営管理権集積計画を添付して、当該経営管理権集積計画に同意すべき理由及び当該勧告をした日から起算して２月以内に当該経営管理権集積計画に同意しないときは法第 17 条の規定により当該勧告をした市町村の長が都道府県知事の裁定を申請することがある旨を記載した書面により行う必要があります（規則第 14 条。別記様式第 51 号を参照）。

なお、当該勧告は確知森林所有者が法第３条第１項に基づく責務を果たしていない場合であることが前提となることから、当該森林又は当該森林の周辺森林における経営管理の状況等を総合的に勘案し、水源涵養機能、木材生産機能、生物多様性保全機能等の森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべきにもかかわらず、長期間にわたって現に施業が実施されていない森林に加え、地域の実情に応じで、今後適切な経営管理が行われなくなるおそれがあるものとして市町村が認める森林（事務の手引その１　２－３－１参照）である場合に限ることとし、かつ勧告を行う前に

①　確知森林所有者から経営管理の実施状況や今後の経営管理の予定等について聴取するなどにより森林所有者の意向等を適確に把握し、その意向等に沿って経営管理を実施するよう促すとともに、

②　それでもなお確知森林所有者が経営管理を行わない場合であって、かつ、当該森林について経営管理権集積計画を定めることが必要かつ適当と考えられる場合には、当該経営管理権集積計画について森林所有者の同意が得られるよう十分努めることとします。

これらを踏まえてもなお、確知森林所有者から意向が示されない等、当該森林について経営管理を確保する観点から当該勧告を行わざるを得ない場合には、勧告すべき事項について十分な検討を行い、現地調査等により森林の状況を十分考慮し、周辺の森林の経営管理への影響等を勘案した上で勧告することとします（長官通知第９の３）。

６－３－３－２　確知所有者不同意森林で定めようとする経営管理権集積計画の記載内容について

確知所有者不同意森林で経営管理権集積計画を定める場合、その記載方法は通常の経営管理権集積計画と同様の方法によります（２－５－１参照）が、当該森林の確知森林所有者から記載内容について同意が得られないことから、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第 10 条の５に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載することとします（長官通知第９の２）。

６－３－４　裁定の申請

（裁定の申請）
第十七条　市町村の長が前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定の申請）
第十五条　法第十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してするものとする。
一　当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況

三　希望する経営管理権集積計画の内容
四　その他参考となるべき事項

市町村の長が６－３－３の勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して２月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して６月以内であれば都道府県知事の裁定を申請することができます（法第 17 条）。当該申請は、当該申請に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積、当該申請に係る確知所有者不同意森林についての経営管理の現況、希望する経営管理権集積計画の内容並びにその他参考となるべき事項を記載した申請書を提出して行う必要があります（規則第 15 条。別記様式第 52 号）。その際、申請書には当該経営管理権集積計画を添付することとします。

その他参考となるべき事項には、裁定を申請する理由、申請に係る森林の自然的経済的社会的諸条件、その他の地域における土地の利用の動向その他の事情等、裁定に当たって都道府県知事が参考とする情報を記載することとします。

なお、当該勧告の後、当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意した場合は都道府県知事の裁定を申請することはできません（長官通知第９の４の⑴）。また、当該勧告を受けた確知森林所有者が当該森林の経営管理について方針を示した場合、都道府県知事の裁定によらずとも経営管理が確保される可能性があることから裁定を申請しないこととします（長官通知第９の４の⑵）。

６－３－５　意見書の提出

（意見書の提出）
第十八条　都道府県知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした市町村が希望する経営管理権集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるものとする。
２　前項の意見書を提出する確知森林所有者は、当該意見書において、当該確知森林所有者の有する権利の種類及び内容、同項の経営管理権集積計画の内容に同意しない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。
３　都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしないものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（意見書）
第十六条　法第十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所
二　第一号に規定する者の有する権利の種類及び内容
三　第一号に規定する者が当該経営管理権集積計画の内容に同意しない理由
四　第一号に規定する者の当該確知所有者不同意森林の利用の状況及び利用計画
五　意見の趣旨及びその理由
六　その他参考となるべき事項

都道府県知事は、市町村の長から６－３－４の申請があったときは、当該申請をした市町村が希望する経営管理権集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、２週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与える必要があります（法第 18 条第１項）。

都道府県知事が確知森林所有者に対して行う通知は、別記様式第 53 号により行うこととします。

また、確知森林所有者は意見書の提出を、意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所、当該者の有する権利の種類及び内容、当該者が当該経営管理権集積計画の内容に同意しない理由、当該者の当該確知所有者不同意森林の利用の状況及び利用計画、意見の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項について記載した書面によって行う必要があります（法第 18 条第２項。規則第 16 条。別記様式第 54 号を参照）。

なお、都道府県知事は、指定した期間を経過した後でなければ、裁定をすることはできません（法第 18 条第３項）。

６－３－６　裁定

（裁定）
第十九条　都道府県知事は、第十七条の規定による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。
２　前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積
二　確知所有者不同意森林の確知森林所有者の氏名又は名称及び住所
三　市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
四　市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
五　販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
六　確知所有者不同意森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
七　第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
八　その他農林水産省令で定める事項
３　第一項の裁定は、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定において定めるべき事項）
第十七条　法第十九条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

都道府県知事は、裁定の申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、６－３－５の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をする必要があります（法第 19 条）。

「現に経営管理が行われていない」とは、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、以下の①から③のいずれかに該当しており、かつ、意向調査（２－３

参照）により経営管理の意向が示されない又は示された施業予定に沿って施業が実施されておらず、市町村の長の勧告に対しても正当な理由無く応じなかった場合が考えられます（長官通知第９の４の⑶）。

①　当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態であり、当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上かつ単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置している場合

②　目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めない場合

③　①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しているなど、現状のままでは荒廃が進行すると見込まれる場合

「意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向、確知森林所有者からの意見書により提出された施業予定が適切か、森林としての利用以外の土地の利用を計画しているときは森林法第 10 条の２の規定による開発行為の許可の申請等が適切になされているか等の事情を勘案して、その適否を判断することが考えられます（長官通知第９の４の⑶）。

都道府県知事は申請された裁定の内容について、上記の要件を勘案し、当該確知所有者不同意森林についての経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、法第 19 条第２項各号に規定された事項について裁定を行うこととします。なお、法第 19 条第２項第８号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第３号から第５号まで及び第７号に掲げる事項を除く。）を定める必要があります（規則第 17 条。内容は２－５－１参照）。

なお、裁定は、法第 19 条第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる事項については申請の範囲を超えないもので、法第 19 条第２項第３号に規定する存続期間については 50 年を限度として定める必要があります（法第 19 条第３項）。

都道府県は、当該確知所有者不同意森林についての経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが不必要又は不適当であると認められる時は、当該裁定の申請を棄却し、当該申請をした市町村の長、関係権利者に対し、別記様式第 55 号により通知することとします。

６－３－７　裁定に基づく経営管理権集積計画の公告等

（裁定に基づく経営管理権集積計画）
第二十条　都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
２　前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあっては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。
３　前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、確知森林所有者は、これに同意したものとみなす　。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に関する裁定の通知）
第十八条　法第二十条第一項の規定による通知は、法第十九条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

都道府県知事は、６－３－６の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知する必要があります（法第 20 条第 1 項）。市町村の長及び当該確知森林所有者への通知は、裁定において定めた事項（法第 19 条第２項各号）、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面により行う必要があります（規則第 18 条。別記様式第 55 号）。その際、当該確知所有者不同意森林の確知森林所有者以外の関係権利者に対しても同様に通知することとします。

なお、確知森林所有者に対して通知する場合は、当該処分について、行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨教示することとします（長官通知第９の４の⑷）。

都道府県知事は、裁定についての審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときは、その裁決書の写しを添えて、その旨を市町村に通知することとします（別記様式第 56 号）。都道府県知事から裁定をした旨の通知を受けた市町村は、速やかに、裁定（裁決によるその内容の変更後のものを含む。）において定められた事項（法第 19 条第２項各号）を内容とする経営管理権集積計画を定める必要があります（法第 20 条第２項）。市町村は経営管理権集積計画を定めたときには、定めた旨を公告する必要があります（法第７条第１項。公告の方法、公告後の公開の方法については通常の経営管理権集積計画の公告・公開の方法を参照（２－６参照））。なお、公告の際には、経営管理権集積計画が確知所有者不同意森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう、別記様式第 57 号により公告することとします（長官通知第９の４の⑸）

６－３－８　供託

同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき、不同意の確知所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者））は、当該所有者に対して金銭の支払いを行うこととします。なお、当該森林が共有林である場合は、２－５－５－４の記載を

参考として共有者間で分配することとなります。ここでは個人所有者に対して支払うことについて記述します。

一方で、当該所有者が金銭の受領を拒んだ場合については、当該金銭の支払いに代えて、支払うべき金銭について、民法第 494 条の規定に基づき、供託することも考えられます。供託とは、簡単に言えば、「一定の理由により相手に支払えないとき、代わりに国（供託所）に預けておく制度」です。

> 第 494 条（供託）
> 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。
> 一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
> 二　債権者が弁済を受領することができないとき。
> 2　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

供託の可否については各法務局の供託官が判断することとなりますが、基本的には、確知不同意者に対して金銭を支払う旨について通知等を行ったうえで、受け取りを拒否された場合は、受領拒否を原因として、供託できる可能性があります。その供託原因等を記載し、法務局へ供託書を提出することとなります。

なお、手続の詳細等は個別事案ごとに異なる場合があります。状況によっては、必ず供託が認められるとも限りませんので、供託手続の活用を検討する際には、まずは供託所となる法務局に事前相談するようにしてください。相談先は、債権者の住所地の供託所となるため、遠方となる可能性もあります。電話やファックスで相談を受けてくれることもありますので、まずは一度連絡することをおすすめします。

また、供託を行うに当たり、そのほかに想定される事項は下表のとおりです。供託を行う意思がある場合、金銭の支払いがあり次第、速やかに行うことが望ましいです。

供託者	【経営管理実施権配分計画が定められていない場合】 市町村 【経営管理実施権配分計画が定められている場合】 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者
供託の単位	不同意の確知所有者ごと
供託の場所	不同意の各確知所有者の住所地の供託所
供託の原因たる事実	【経営管理実施権配分計画が定められていない場合】 ・「森林経営管理法第 2 条第 3 項の規定により被供託者が同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づく経営管理権の設定を受けた」旨 ・「当該経営管理権集積計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 【経営管理実施権配分計画が定められている場合】 ・「森林経営管理法第 20 条第 3 項の規定により被供託者が同意した ものとみなされた経営管理権集積計画に基づく経営管理権の設定を受けた○○市が定めた経営管理実施権配分計画に基づく経営管理実施権の設定を受けた」旨

	・「当該経営管理実施権配分計画に基づき被供託者に支払うべき金銭が生じた」旨 【共通】 ・当該経営管理権集積計画（及び経営管理実施権配分計画）に定められた算定方法に基づき支払うべき金銭の額 ・弁済を提供したが、債権者が金銭の受領を拒否した旨
供託金額の計算方法	供託する金額は、経営管理権集積計画に記載された「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法」により算定された額となります。
時効消滅	債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときは、債権は時効により消滅することとなります。 時効の起算点等の詳細については、供託所にお尋ねください。

経営管理実施権が設定されている場合、市町村にも供託書正本の写しを提出するよう、市町村は経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対して指導することとします。

供託を行った者は、債権者がその供託を受け取らない場合や、供託が有効であると判断した裁判の判決がまだ確定していない間は、供託した金銭を取り戻すことができます。

また、供託すべき金銭の供託手続については、供託法及び供託規則等の法令の定めるところによる必要があります。

供託手続の詳細は法務省のウェブサイトも参照してください。

供託制度の概要｜法務省
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html）

６－３－９　経営管理権集積計画の取消し

６－３－９－１　取消しの申出

（経営管理権集積計画の取消し）
第二十一条　前条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であって第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（次条第一項に規定するものを除く。）は、前条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があった日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
２　市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第二十二条　第二十条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であって第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（その権原に属する森林のうち第二十条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。
一　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合
2　前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十三条　市町村は、第二十一条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
2　前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第二十一条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十九条　法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。
（確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告）
第二十条　法第二十三条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

（共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出）
第十二条　法第十三条第一項及び第十四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の氏名又は名称及び住所
二　当該申出に係る共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積
三　当該申出の理由

（経営管理権集積計画の取消しの公告）
第七条　法第九条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

法第 20 条第 3 項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であって、法第 18 条第 1 項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の意見書を提出したものは、経営管理権集積計画の公告があった日から起算して 5 年を経過したときは、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができます（法第 21 条第 2 項）。ただし、経営管理実施権配分計画が定められている場合には、次のいずれかに該当（②の場合は②－1 及び②－2 双方に該当）する場合に限り取り消すべきことを申し出ることができます（法第 22 条第 1 項）。

①　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合（法第 22 条第 1 項第 1 号）もしくは、

②－1　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり（法第 22 条第 1 項第 2 号）、

②－2　当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合（法第 22 条第 1 項第 2 号）

「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画を公告した後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合などが考えられます（長官通知第 9 の 5 の(1)）。

ここでの「通常生ずべき損失」とは、森林所有者にとっても予見し難い事態であることから、林業経営者が補償として受け取れるのは「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」又は「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」が考えられます（長官通知第９の５の⑵）。

「ア：森林の経営管理に係る標準的な投下費用」とは、経営管理実施権が設定されてから取消しまでの間に林業経営者が投下した費用ですが、主伐や間伐等により収益が発生した後であって当該収益により費用を相殺している場合は、補償の対象となりません。一方、主伐や間伐を実施する前に準備施設を設置（森林作業道の開設等）している場合は、その作業に要した費用について標準単価から算出した額が補償の対象となると考えられます。

「イ：当該森林について取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益」とは、林業経営者が経営管理実施権配分計画の作成のために提出した見積額のうち、林業経営者が得られたはずの利益が補償の対象となると考えられます。

取消しの申出は、①申出者の氏名又は名称及び住所、②当該申出に係る確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積、③当該申出の理由を記載した申出書（規則第 19 条において準用する規則第 12 条。別記様式第 58 号を参照）に６－３－５で都道府県知事に提出した意見書を添付して提出することとします。また、経営管理実施権が林業経営者に設定されている森林については、これらに加え、以下の①又は②（②の場合は②－１及び②－２の双方が必要）を添付させることとします。

①　経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、林業経営者が同意していることを証明する資料

②－１　予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があることがわかる資料

②－２　林業経営者に通常要すべき費用を補償したことがわかる資料

６－３－９－２　取消し手続

市町村の長は、６－３－９－１の申出があったときは、当該申出の日から起算して２月を経過した日以降速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消す必要があります（法第 21 条第２項、法第 22 条第２項）。そのため、経営管理実施権の設定を受けている林業経営者に対しては、申出の日から取り消すまでの２月の間に機械の撤去等を行うよう指導する必要があります。

市町村は、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消したときは、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消した旨を市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する必要があります（法第 23 条第１項、規則第 20 条において準用する規則第７条。別記様式第 59 号参照）。また、当該経営管理権集積計画のうち当該取消しに係る部分について、インターネットや市町村の担当課等において、少なくとも１週間は公開しておくものとします。なお、取消しの公開期間が

終了後、取り消すこととした森林の経営管理権集積計画の公開を速やかに取りやめることとします。

当該公告があったときは、当該公告により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなされます（法第 23 条第２項）。

また、市町村は、経営管理権集積計画の取消しを行った場合は、当該森林の全ての関係権利者に対して別記様式第 60 号によりその旨を通知することとし、経営管理実施権が設定されている場合は、林業経営者に対しても同様の通知をすることとします（長官通知第９の５の⑶）。

なお、確知所有者不同意森林が共有林であり、かつ意見書を提出した森林所有者が共有者のうちの一部の者である場合には、当該取消しの申出がなされることで当該森林の経営管理権集積計画全体を取り消すこととなるため、市町村においては、当該取消しの申出がなされる前に、当該意見書を提出した共有者の持分権を他の共有者に譲渡すること等について森林所有者間の協議を促す等の対応に努めることが望ましいです。

7．経営管理支援法人について

7－1　経営管理支援法人

7－1－1　経営管理支援法人制度の趣旨

森林経営管理法に基づく市町村の事務は、経営管理権の集積に向けた森林所有者の探索や森林調査、経営管理の円滑な実施に必要な路網整備や森林施業の検討、森林所有者・民間事業者との調整など、多岐にわたります。

これらの事務の中には、

① 森林所有者の探索など、法務面の知見があることが望ましい事務
② 森林調査や必要な森林施業の検討など、専門的な知見や技術を要する事務
③ 政策的判断を伴わないものの膨大な事務量となるもの

もあります。これらの事務を担う市町村においては、

・ その森林・林業担当職員が十分でないという声、
・ 林業専門職がおらず、専門的な知見を要する場合に支障が生じているといった声、
・ 定期的な人事異動により知見やノウハウが蓄積しづらいといった声

が上がっており、これらの課題へ対応することで、より、効率的かつ効果的な制度執行を図っていく必要があります。

このため、一部の市町村では、外部の支援組織との連携を図る以下の例が見られます。

・ 都道府県や市町村が、公益社団法人等を設立し、森林・林業の専門的な知見や技術を有する者（森林総合監理士等）を配置することで、市町村のサポートや業務を受託する
・ 森林・林業に関し、市町村や地域の森林所有者を支援する民間の会社・法人が立ち上がり、市町村と連携する
・ 測量技術や ICT などを有する民間企業が、その知見を生かして、森林境界の明確化など、制度推進に必要となる課題解決をサポートする

更に、制度上、法務面の知見も求められる場合があり、そのようなノウハウを持つ法人・団体との連携も期待されるところです。

外部の支援組織と市町村が連携するこのような取組は、

・ 市町村において不足している専門的な知見や技術を補完し、市町村が必要な政策的判断に集中することで、効率的かつ効果的な制度執行の実施につながるという効果や、
・ 定期的な人事異動により知見やノウハウが蓄積しづらいという課題の中、その継続性の担保にも寄与するという効果が期待できます。

「経営管理支援法人」制度は、このような法人と市町村との連携が一層強化されるとともに、こうした取組を行う法人にも広がりが生まれることで、市町村が効率的かつ効果的に制度執行できるよう措置しているものであり、市町村が、上記のような趣旨で連携を図ろうとする法人を指定することができるものです。

さらに、市町村長が支援法人を指定することのメリットとして、
・法人に公的信用力が付与され、住民等の関係者の理解が得やすくなることで、経営管理の円滑化を図る業務を行いやすくなること
・支援法人は、経営管理を支援する法人として市町村による審査等を経て指定・公示されたものであるため、当該市町村が森林経営管理制度に関する事務の委託をしようとする場合に、当該支援法人に対して随意契約をすることについて、対外的に説明しやすくなること
が考えられます。

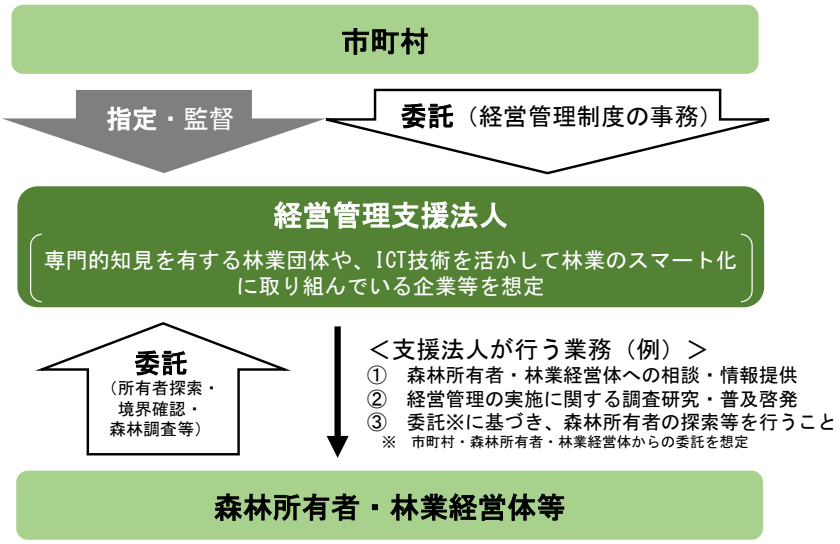


図 22：経営管理支援法人制度のイメージ

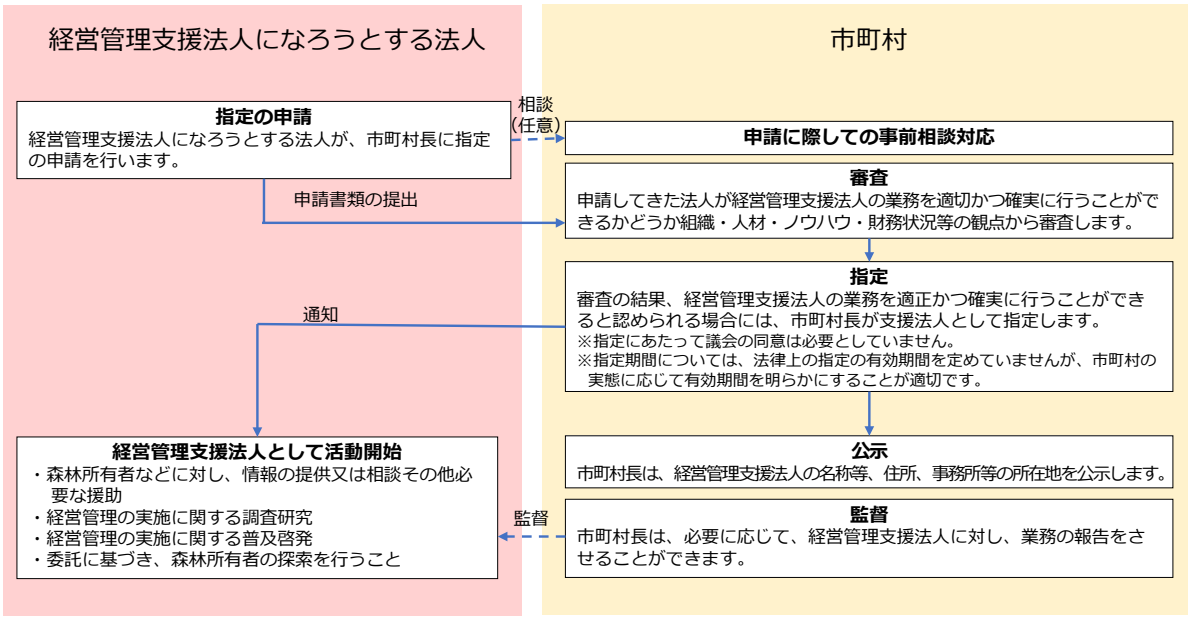


図 23：経営管理支援法人の指定等に係る手続の流れ

７－１－２　経営管理支援法人の指定・指定に係る審査

（経営管理支援法人の指定）
第五十七条　市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

法第 57 条第１項の規定により、市町村から、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を受けることができるのは、次に掲げる要件の両方を満たす法人です（長官通知第 24 の２の(1)）。

①　次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する法人であること。
（ア）特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）であること
（イ）経営管理の実施を支援する活動を行う法人であること
②　法第 58 条各号に掲げる支援法人業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。

法第 57 条第１項の「経営管理の実施を支援する活動を行う法人」には、森林所有者や民間事業者、市町村が経営管理を行う場合に必要な支援を行う法人が広く該当します。例えば、民間事業者や市町村が森林所有者の探索を行う場合に法務面からの支援を行う法人や、森林所有者や市町村が経営管理を行う場合に必要な森林調査や森林施業に係る計画の検討、ICT や測量技術なども活用した森林境界の明確化の支援などを行う法人が該当します（長官通知第 24 の２の(2)）。

具体的には、以下のような法人が、支援法人として活動することが期待されます。

- 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
- 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
- ICT を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業

これらのほか、

- 相続・登記などの法務その他の専門家（弁護士、司法書士、行政書士等）による法人
- 森林の集積・集約化等に密接に関連するまちづくり、地域活性化、移住・定住等を目的とする事業に取り組む法人
- 森林総合監理士等が所属する、地域の森林づくり構想の作成・合意形成、路網計画作成等の知見・実績がある法人

なども含め、幅広い法人の参入を期待しています。

また、法第 57 条第１項の「次条各号に掲げる適正かつ確実に行うことができると認められる」は、法第 58 条各号に掲げる支援法人業務のうち、市町村が指定をする目的に照らして必要となる業務について、適正かつ確実に行うことができると認められれば足り、必ずしもその全ての業務について適正かつ確実に行うことができることを担保する必要はないものとします（長官通知第 24 の２の(3)）。

支援法人の指定は、市町村長の裁量で行います。具体的には、以下のような手続とすることが考えられます。

① 支援法人の指定の方針等の明示

支援法人の指定は、行政手続法上、申請に対する処分行為にあたります。したがって、支援法人制度の運用にあたっては、指定を受けようとする法人（申請をしようとする法人）のために、当該市町村における指定の方針や指定の有効期間、想定している支援法人の業務等を、事務取扱要綱等により、あらかじめ明らかにしておく必要があります。

この際、市町村のウェブサイト上や、事務所への備え付け等により、あらかじめ支援法人となろうとする者がこれを確認できるようにしておくことが望ましいです（長官通知第24の２の(4)）。事務取扱要綱等の作成にあたっては、別記様式第61号の記載例を参考にしてください。

（ア）指定の方針について

特定の業務（例えば、森林の境界の明確化）のみについて支援法人を指定することも考えられるほか、森林経営管理制度に係る事務全般について支援法人を指定することも考えられます。

森林経営管理制度の推進上、どのような役割を期待して、支援法人を指定するのか、その方針を明らかにすることが望まれます。

（イ）指定の期間について

市町村が必要と認める期間（数年単位など）、指定することが考えられます。

（ウ）想定している支援法人の業務等について

法第58条各号に掲げる支援法人業務のうち、市町村が指定をする目的に照らして必要となる業務について、適正かつ確実に行うことができると認められれば足り、必ずしもその全ての業務について適正かつ確実に行うことができることを担保する必要はありません。（ア）の方針に照らして、必要と考える業務等を明らかにすることが考えられます。

なお、市町村の実情に照らして、指定する法人を一つに限ることも想定されますが、その際には、公平性の観点にも留意しながら、合理的にその理由を説明できるようにしておくことが重要です。

② 指定を受けようとする法人からの申請

指定を受けようとする法人からの申請の際に求める書類は、③の審査に必要な情報が得られるよう、その内容や様式を市町村が定めます。

具体的には、法人の活動目的・内容が支援法人制度の趣旨・目的に合致しているか、市町村の求める業務を適正かつ確実に行うことができる体制を法人が備えているかなど、③で述べる事項等を審査するため、以下のような書類の提出を求めることが考えられます。

なお、申請後の書類の手戻りの防止や、指定の方針等を巡る市町村と法人との認識の共有等を図るため、指定を受けようとする法人に対して、申請前に市町村にあらかじめ相談をするよう周知等することも考えられます。

【申請にあたって提出を求める書類の例】
○定款
○登記事項証明書
○役員・代表者の氏名、住所及び略歴を記載した書面
○前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
○当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
○経営管理の実施を支援する活動（※１）に係る実績を記載した書面（※２）

※１　広く、森林所有者や民間事業者、市町村が経営管理を行う場合に必要となる支援を行う活動が該当し、例えば、民間事業者や市町村が森林所有者の探索を行う場合に法務面の支援を行う活動や、森林所有者や市町村が経営管理を行う場合に、必要な森林調査や森林施業に係る計画の検討、ICT や測量技術なども活用した森林境界の明確化の支援などを行う活動等が該当します。
※２　法人のウェブサイト、会報、パンフレット、議事録等でも可

○支援法人として行おうとする業務に関する計画書

③ 支援法人の審査

支援法人を指定する際の審査にあたっての基準は、市町村が独自に定めるものですが、例えば、業務を適正かつ確実に行うことができるか否かを審査するため、以下のような事項が考えられます。こうした内容を、事務取扱要綱等により、あらかじめ明らかにしておくことが望まれます。この際、市町村のウェブサイト上や、事務所への備え付け等により、支援法人となろうとする者がこれを確認できるようにしておくことが望ましいです（長官通知第 24 の２の(4)）。

事務取扱要綱等の作成にあたっては、以下の要件の例や別記様式第 61 号の記載例を参考にしてください。なお、この記載例は一般的なものですので、地域の実情や支援法人に求める業務の内容に応じて要件を追加するなど、適宜修正のうえご活用ください。

【支援法人の基本的な要件の例】
○　次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する法人であること
（ア）特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）であること
（イ）経営管理の実施を支援する活動を行う法人であること
○　過去に指定を取り消され、その取消しの日から○年を経過しない者でないこと
○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から○年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）がその事業活動を支配するものでないこと。
○　役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと
・　未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）
・　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から〇年を経過しない者
・　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
・　暴力団員等

【支援業務を適正かつ確実に行うことができることに係る要件の例】

○　支援法人として業務を行うに足る知見を有していること

※　既に経営管理の実施を支援する活動等の実績があることをもって審査することも考えられます。
※　森林総合監理士（フォレスター）、技術士（森林部門）、林業技能士、森林施業プランナー、森林経営プランナー、林業技士等の林業関係の資格を有している者が在籍していることをもって審査することも考えられます。
※　相続や登記等の法務に関わる相談対応等である場合には、弁護士や司法書士をはじめとした専門士業の者が構成員や連携先となっていることなどが考えられます。

○　当該市町村内で業務が円滑に行えること

○　必要な組織・人員体制を備えていること

○　個人情報をはじめとする情報の取扱いに関する適切な措置がとられていること

※　法第 58 条各号の業務の実施にあたっては、個人情報を含む所有者関連情報を取り扱うものが多くあります。また、７－１－７で述べるとおり、市町村から法第 60 条第２項に基づき、所有者関連情報を提供することもあります。
※　市町村において、支援法人の指定時に、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく個人情報の適切な管理等を行うことができる体制を確保すること及びその取扱いについての誓約を求めることが考えられます。

○　持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること

※　具体的には以下のような基準が考えられます。
・　直近の事業年度の自己資本比率が０％未満でないこと（債務超過でないこと）。
・　これを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

７－１－３　経営管理支援法人の公示

（経営管理支援法人の指定）
第五十七条
２　市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

市町村長は、支援法人を指定したときは、以下の事項を公示することとされています。

ア　支援法人の名称又は商号
イ　支援法人の住所
ウ　事務所又は営業所の所在地

公示方法は、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載など、より幅広く地域住民等に周知を図ることができる方法とします（長官通知第 24 の２の(5)）。

７－１－４　経営管理支援法人による関連事項の変更

（経営管理支援法人の指定）
第五十七条
３　支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村の長に届け出なければならない。
４　市町村の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

支援法人が、公示された内容を変更するときは、あらかじめ、市町村長に届出をする必要があり、市町村長はその届出があったときは、同じく公示することとされています。

支援法人がこれらの変更をしたにもかかわらず市町村長に届出をしていないと考えられるときは、必要な届出をするよう支援法人に求めることが必要です。

７－１－５　経営管理支援法人の業務

（支援法人の業務）
第五十八条　支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　森林所有者、民間事業者その他経営管理を行おうとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。
二　経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。
三　経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。
四　委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者（第六十条第二項において単に「森林所有者」という。）の探索を行うこと。
五　前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。

支援法人は、法第 58 条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うものとしています（長官通知第 24 の３）。

① 森林所有者、林業経営体などに対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援

（※　具体的には、例えば、
・　市町村から個人情報保護法上必要な措置等を講じた上で、意向調査結果の提供を受けて民間事業者などへのあっせんを行うことや、
・　森林所有者の所有森林についての相談に対して森林経営管理制度の活用や民間事業者へのマッチング対応を行うこと
といった支援が挙げられます。）

② 経営管理の実施に関する調査研究

③ 経営管理の実施に関する普及啓発

④ 委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者の探索を行うこと

（※　「現に経営管理が行われていない森林」とは、森林法第 10 条の５に規定する市町村森林整備計画に定められた施業方法から著しく逸脱している森林や、危険木が発生している森林など適切な施業が実施されていない森林をいいます。）

⑤ その他経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務

（※　森林経営管理法上市町村が実施すべき政策的判断を伴う事業又は事務に該当しないものであって、市町村がその区域内の森林について経営管理が円滑に行われるようにするために必要と認める事業又事務をいうものとします。具体的には、④の「現に経営管理が行われていない森林」に該当しない森林の森林所有者の探索や、森林調査、森林の境界の明確化などが挙げられます。）

支援法人は、これらの業務の実施に当たり、必要に応じてその一部を他の事業者等に委託することも考えられます。場合によっては、法第 58 条第５号に掲げる業務として、市町村森林経営管理事業の執行等について支援法人が市町村から委託を受け、施業や販売等の各業務を他の様々な事業者に再委託することも可能です。

なお、森林組合や森林組合連合会に関しては、一般的に、１事業年度ごとに組合員等以外の者からの業務受託が総事業量の２分の１以内となるようにしなければならない規定（いわゆる員外利用制限規定）がありますが、経営管理支援法人が法第 58 条各号に掲げる業務について森林

組合や森林組合連合会に委託する場合については、基本的にこの員外利用制限の対象外となります（令和８年４月１日施行）。

（参考）
◎　森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）
○第九条第八項　組合は、第四項の規定によるほか、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員（以下この項において「組合員等」という。）以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。
○第九条第九項　組合は、前項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。
一　第一項に掲げる事業
二　第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの（第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）
○第百一条第七項　連合会は、第三項の規定によるほか、定款で定めるところにより、所属員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員（以下この項において「所属員等」という。）以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において所属員等が利用するその事業の分量の額（政令で定める事業については、政令で定める額）を超えてはならない。
○第百一条第八項　連合会は、前項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める営利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を、所属員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（連合会の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を、それぞれ利用させることができる。
一　第一項第一号から第二号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業
二　第一項第五号及び第十二号に掲げる事業であつて、同項第一号の二に掲げる事業と併せ行うもの（同項第五号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）

◎　森林組合法施行規則（平成 18 年農林水産省令第 46 号）
○第一条　森林組合法（以下「法」という。）第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。
一～三　（略）
四　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十七条の規定に基づき経営管理支援法人としての指定を受けた法人であって、同法第五十八条各号に掲げる業務について当該森林組合の事業を利用しようとするもの
五　（略）
○第百六条　法第百一条第八項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる法人とする。

７－１－６　経営管理支援法人の監督

（監督等）
第五十九条　市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
２　市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
３　市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
４　市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

市町村長は、必要に応じて、支援法人に対し、業務の報告をさせることができます（法第59条第１項）。この報告は、必要に応じて、支援法人が、市町村に対し、事業計画書や事業報告書、個人情報の管理状況がわかる資料等を提出することにより行います（長官通知第24の４の(1)）。

支援法人が適切に個人情報の管理等を行っているか確認するため、定期的にその状況についても報告を求めることが適切です。個人情報の管理等が不適切であること（※）が判明した場合には、命令を行うこと等も検討します。

（※　例えば、個人情報の不適切な取扱いとして、支援法人が業務を遂行する中で取得した所有者関連情報について、所有者の同意を得ることなく、当該業務の目的外で使用している場合や、支援法人の外部に提供している場合等が考えられます。）

また、市町村長は、支援法人が、必要な業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、業務改善命令を出すことができます。命令に違反した場合には、支援法人の指定を取り消すことができます。

支援法人の指定を取り消す際の公示の方法は、市町村において決めることができますが、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載など、より幅広く地域住民等に周知を図ることができる方法としてください（長官通知第24の４の(2)）。

７－１－７　経営管理支援法人への情報提供等

（情報提供等）
第六十条　国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
２　市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報（以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。
３　前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人（当該所有者関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。
４　前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（１）支援法人への所有者関連情報の提供

市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして求めがあったときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、所有者関連情報を支援法人に提供することとされています。この「森林所有者」とは、法第58条第４号に規定する森林所有者（現に経営管理が行われていない森林の森林所有者）をいいます。また、この「現に経営管理が行われていない森林」は、森林法第10条の５に規定する市町村森林整備計画に定められた施業方法から著しく逸脱している森林や、危険木が発生している森林など適切な施業が実施されていない森林をいいます（長官通知第24の５の(2)）。

※ 「その業務の遂行のため森林所有者を知る必要がある」とは、例えば、経営管理支援法人が民間事業者その他の経営管理を行おうとする者から委託を受けて森林所有者や立木の所有者の探索を行うため、必要な森林所有者情報を市町村から取得するときをいいます（長官通知第 24 の５の(1)）。
※ 「所有者関連情報」は、森林所有者の氏名・名称、住所及び連絡先が基本です。また、「世帯構成」や「親族の連絡先」に係る情報は、所有者関連情報には当たりません（長官通知第 24 の５の(3)）。

（２）所有者の同意の取得

法第 60 条第２項に基づき支援法人に対して所有者関連情報を提供する際、市町村長はあらかじめ所有者の同意を得る必要があります。

ここでは、支援法人が、市町村からではなく、民間事業者その他経営管理を行う者からの委託を受けて森林所有者の探索を行う際に、法第 60 条第２項に基づき、市町村に対して森林所有者関連情報の提供を請求する場合を想定しています。

※ 例えば、支援法人に対し、①共有林の森林所有者が不明共有者の探索を委託する、②森林所有者が境界の確認のため隣接森林の所有者の探索を委託する（探索を含めて境界明確化を委託する）、③林業経営体が集約化のため所有者探索を委託するなどのケースにおいて、支援法人から所有者関連情報の提供の求めを受けた市町村が当該所有者の情報及び所在を把握していれば、当該所有者の同意を得て、支援法人に情報提供することとなります。

※ 市町村が支援法人に業務委託を行う場合は、通常、委託契約の中で守秘義務等を定めた上で所有者関連情報を提供できると考えられるため、この規定を使う必要は基本的にありません。

なお、この同意は、当該請求を受けた市町村長に過度な負担を課すこととならないよう、「同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる」こととしています（法第 60 条第４項）。すなわち、所在不明である者を探索してまで、所有者関連情報の提供に関する同意を取らなければならないものではなく、そのような者の情報について、市町村は提供する義務を有しないことを意味しています。このため、所在不明である者について、本人の同意を得ずとも情報を提供できるわけではないことにご留意ください。

また、探索の対象となっている森林が複数名の共有・相続人多数などの状態であることが判明している場合、所在が判明している所有者について同意を得た上で、同意を得ることができた当該所有者に関する所有者関連情報を支援法人に提供することとなります。

所有者の同意を取得する手続等の詳細については「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」（林野庁作成）もご参照ください。

（３）支援法人への所有者関連情報の提供の流れ

（１）及び（２）を踏まえると、支援法人への所有者関連情報の提供は、基本的には、以下のような流れで行われることになります。本手引の末尾に、各手続において参考となる様式例を掲載しています。

手続	様式例
① 支援法人は、当該支援法人を指定した市町村長に対し、その業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、所有者の探索に必要な限度で、所有者関連情報を請求する。	別記様式第 62 号
② 市町村長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該情報を提供することについて本人の同意を得る。	別記様式第 63 号 別記様式第 64 号
③ 市町村長は、本人の同意が得られた場合は、所有者関連情報を支援法人に提供する。	別記様式第 65 号
④ 同意が得られなかった場合（所有者の所在が判明していない場合等を含む。）は、情報の提供ができないことを通知する。	別記様式第 66 号

（4）所有者関連情報の取扱いに関するその他留意点

所有者関連情報は、民間事業者その他の経営管理を行おうとする者からの委託に基づく所有者の探索のために取得したものであり、当該委託業務の目的以外の目的のために利用されることがないよう、また、委託業務の終了時には適切に廃棄等するよう、指定書や事務取扱要綱等においてその取扱いを明記することが重要です（長官通知第第 24 の５の(4)）。

７－１－８　経営管理支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出

（支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出）
第六十一条　支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

（森林経営管理法施行規則）
（経営管理権集積計画等の作成の申出）
第五十一条　法第六十一条の規定による経営管理権集積計画の作成の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。
一　申出者の名称及び主たる事務所の所在地
二　当該申出に係る森林の所在
三　その他参考となるべき事項
２　前項の規定は、法第六十一条の規定による集約化構想の作成の申出について準用する。この場合において、同項第二号中「所在」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。

業務の遂行等を通じて、集積・集約化を進める必要がある森林を確知した場合等において、経営管理権集積計画及び集約化構想の作成の申出を市町村に対して行うことができます（法第 61 条）。申出にあたっては、別記様式第 67 号－①及び②を参考にしてください。

市町村は、法第 61 条の規定により申出があったときは、任意でこれに応答するものとします（長官通知第 24 の６）。

当該申出について、市町村に応諾（努力）義務は設けていないため、申出に応答しないことも可能です。これは、法第６条の森林所有者からの経営管理権集積計画作成の申出、法第

50 条の適合事業者からの集約化構想作成の申出と異なり、支援法人は当事者ではないためです。

一方で、効果的・効率的な計画等の作成につなげるため、申出を行うに当たっては、支援法人と市町村との間で事前に調整を図ることも有効と考えられます。

なお、申出に応答する場合には、法第 6 条の森林所有者からの経営管理権集積計画作成の申出、法第 50 条の適合事業者からの集約化構想作成の申出に対する通知の様式を参考にしてください。

8．災害等防止措置命令等について

8－1　概要

市町村の長は、伐採又は保育が実施されていない森林において、当該森林の周辺の地域において災害を発生させること等の事態の発生を防止するために、当該森林の森林所有者に当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずべきことを命じることができ、なお森林所有者が当該措置を講じない場合等には、市町村の長自ら当該措置を講じることができます。

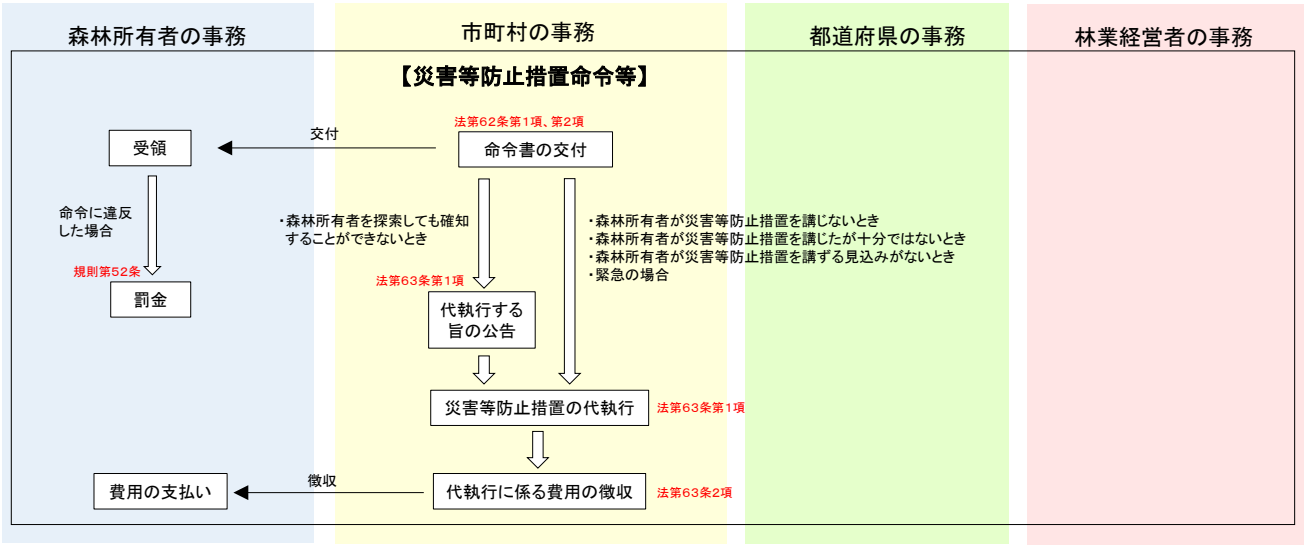


図 24：災害等防止措置命令に係る事務フロー

8－2　災害等防止措置命令の対象森林

（災害等防止措置命令）
第六十二条　市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十七条第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。
一　当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。
二　当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。
三　当該森林の現に有する水源の涵(かん)養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。
四　当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。
2　前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（災害等防止措置の命令書）
第五十二条　法第六十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする
一　講ずべき災害等防止措置の内容
二　命令の年月日及び履行期限

三　命令を行う理由
四　法第六十三条第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において、法第 62 条第１項各号に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができます（法第 62 条第１項各号）。

対象森林は民有林全体ですが（法第２条第１項）、保安林（森林法第 25 条及び第 25 条の２）は対象から除かれます（法第 62 条第１項）。また、このほか、以下の３つの場合についても、災害等防止措置命令を発出しないものとされています（法第 62 条第１項）。

①経営管理権が設定されている場合

経営管理権が設定されている場合、市町村又は林業経営者による経営管理が行われることとなります。前者の場合は、市町村が森林所有者に代わって適切に伐採又は保育を実施することとなり、後者の場合でも、市町村が必要に応じて林業経営者に対する指導を行い、林業経営者が経営管理を行っていないと市町村が認める場合等には、経営管理実施権配分計画を取り消した上で、市町村自ら又は新たな林業経営者の手によって適切な伐採又は保育の実施を確保することとなるため、災害等防止措置命令を発出しないものとされています。

②森林法第 10 条の９第３項の規定の適用がある場合

森林所有者等が伐採造林届出書どおりに伐採を行っていない場合に出される遵守命令（同法第 10 条の９第３項）の適用がある場合には、命令の重複を避けるため、災害等防止措置命令を発出しないものとされています。

③森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 17 条第３項の規定の適用がある場合

認定特定植栽事業者等が認定特定植栽事業計画に従って行う立木の伐採について、伐採又は伐採後の植栽が当該認定特定植栽事業計画に従っていない場合に出される遵守命令（同法第 17 条第３項）の適用がある場合には、命令の重複を避けるため、災害等防止措置命令を発出しないものとされています。

８－３　災害等防止措置命令の発出の基準

災害等防止措置命令を発出する「伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林」及び「法第 62 条第１項各号に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当と認める場合」の基準については以下、８－３－１及び８－３－２の通りです。

なお、当該森林が災害等防止措置命令の発出の基準に該当するか否かについては、市町村は、①対象となる森林の現況、②当該森林及びその周辺の地域における過去の土砂の流出若しくは崩壊その他の災害又は環境を悪化させる事態の発生状況、③当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における過去の水害の発生状況、④当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域における過去の渇水の発生状況、⑤地形、土壌、気象等の自然的条件について十分に現地調査を行うとともに、必要に応じ専門家の意見を聴いた上で判断することとします。

また、現地調査や専門家の意見を踏まえても、災害等が発生する蓋然性や当該発生に対する森林所有者の帰責性を判断しかねる場合も考えられます。そのような場合において、当該命令を行うことが災害等の防止を実現する上で効率的かつ効果的な手段であり、その他の手段に代えがたいものであるかなどを慎重に判断いただく必要もあります。さらには、森林の公益的機能の持続的な発揮の観点から、当該命令による一時的な伐採又は保育の実施にとどめず、市町村が経営管理権を取得し、市町村自らが経営管理を行うことを選択するなど、多角的な検討を加える必要があります。

８－３－１　伐採又は保育が実施されていない森林について

「伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林」とは、次の①から③に掲げる事項ごとにそのすべてに該当する森林であって、かつ、当該森林の経営管理の状況、当該森林の存する地域における経営管理の状況等の客観的諸事情と、当該森林所有者の当該森林における今後の利用計画等の諸事情を総合的に勘案することにより、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林とします（長官通知第 25 の１の⑴）。

① 伐採に係る措置を要する森林にあっては、ア 当該森林の林冠を構成する目的樹種の林木相互が過密の競合状態にあること、イ 当該森林を構成する目的樹種に密度管理図がある場合には、当該森林の収量比数が 0.85 以上であること、ウ 当該森林の単位面積当たりの成立本数が、当該地域の標準的な植栽本数から推定される自然間引線（自然枯死線）以上におおむね位置していること。

② 保育に係る措置を要する森林にあっては、目的樹種の林木が草本類及び目的外樹種の林木（つる類を含む。）によって、著しく生長を阻害されており、そのまま放置した場合には目的樹種による成林が見込めないこと。

③ ①、②以外の森林であって、枯死木、枯損木が発生しており、現状のままでは活力のある森林の状態に回復しないと見込まれること。

８－３－２　事態の発生を防止するために必要かつ適当と認める場合

「法第 62 条第１項各号に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当と認める場合」については、市町村が、林分の過密化、下層植生の消失、根系の未発達による表土の流亡、林木の生育の衰退等の状況が認められるかどうかによって判断することとします。

具体的には、次に掲げる事項等から、当該森林の過密状況等を総合的に勘案することにより、引き続き伐採又は保育が実施されないときは法第 62 条第 1 項各号に掲げる事態が発生する可能性が高いと考えられます。

ア　林内照度の不足により下層植生の衰退状態が当該林分のほぼ全般にわたって進行していること、

イ　目的樹種間又は目的外樹種との競争の激化により、林内の成長衰退木、枯損木の発生が相当程度みられること、

ウ　雨滴侵食、地表流のため表土の流亡が認められるような状態に至っていること、

エ　居住地域等に隣接する林分において、胸高直径に対する樹高の比が高く（形状比 80 以上）、気象災害に対する耐性が低下していること、

なお、当該災害等防止措置命令の対象となる森林が水害の防止の機能や水源の涵養の機能を現に有しているかどうかについては森林の機能別調査実施要領（昭和 52 年 1 月 18 日付け 51 林野計第 532 号林野庁長官通知）による機能の評価区分のうち、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」又は「快適環境形成機能」の判定区分が「H」とされている区域であること等を踏まえて判断願います。

８－４　災害等防止措置命令の発出手続

市町村が、法第 62 条第 1 項各号に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができます（法第 62 条第 1 項）。

「その必要の限度において」とは、伐採又は保育等の実施により災害等の発生を防止するという目的の達成に必要な面積にとどめることです（長官通知第 25 の 1 の⑵）。

「期限」とは、災害等防止措置命令の対象となる森林において、８－３－１及び８－３－２の状況がさらに深刻化しないと考えられる時点を想定しており、具体的には 1 年以内とすることが望ましいです（長官通知第 25 の 1 の⑶）。

「災害等防止措置（当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置）」とは、法第 62 条第 1 項各号に掲げる事態ごとに、当該事態を防止するのに必要な伐採、保育等の森林の施業を行うことをいいます（長官通知第 25 の 1 の⑷）。

市町村の長は、災害等防止措置命令をするときは、講ずべき災害等防止措置の内容、命令の年月日及び履行期限、命令を行う理由、法第 63 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨を記載した命令書を交付する必要があります（法第 62 条第 2 項。規則第 52 条。別記様式第 68 号を参照。）。

講ずべき災害等防止措置の内容には、災害等防止措置を講ずる方法、伐採後に植栽を行う場合にあっては伐採後に植栽する樹種別の植栽本数を記載することとします。

また、森林所有者に対して命令を交付する場合は、当該命令による処分について、行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨教示することとします。

なお、行政手続法第３章に定める意見陳述等の手続にあっては、同法第 13 条第２項第１号の規定に該当する場合に限り省略することとします。

８－５　災害等防止措置の代執行

（代執行）
第六十三条　市町村の長は、前条第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその災害等防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは、自ら当該災害等防止措置を講じ、当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。
一　前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
二　前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により当該災害等防止措置を命ずべき森林所有者の探索を行ってもなお当該森林所有者を確知することができないとき。
三　緊急に災害等防止措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
２　市町村の長は、前項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害等防止措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該森林の森林所有者から徴収することができる。
３　前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（参考：森林経営管理法施行令）
（不明森林所有者等の探索の方法）
第二条　法第二十四条（法第五十三条において準用する場合を含む。）及び第六十三条第一項第二号の政令で定める方法については、前条の規定を準用する。

（不明森林共有者の探索の方法）
第一条　森林経営管理法（以下「法」という。）第十条（法第五十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。
一　当該共有者不明森林の土地及びその土地の上にある立木の登記事項証明書の交付を請求すること。
二　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備え

ると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。
五　前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

（参考：森林経営管理法施行規則）
（不明森林所有者関連情報等を保有すると思料される者等）
第二十一条　第八条の規定は、令第二条において準用する令第一条第二号の農林水産省令で定める者について、第九条の規定は、令第二条において準用する令第一条第四号の農林水産省令で定める措置について、第十条の規定は、令第二条において準用する令第一条第五号の農林水産省令で定める措置について、それぞれ準用する。

（不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者）
第八条　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　当該共有者不明森林の土地を現に占有する者
二　当該共有者不明森林について所有権以外の権利（登記されたものに限る。）を有する者
三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
四　前各号に掲げる者のほか、市町村が保有する情報（不明森林共有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不明森林共有者関連情報を有すると思料される者

（登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置）
第九条　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。
一　登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
二　前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。
四　登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該登記名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

（共有者不明森林の森林所有者を特定するための措置）
第十条　令第一条第五号の農林水産省令で定める措置は、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該共有者不明森林の所在する市町村内においては、当該措置に代えて、当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

（災害等防止措置に要した費用）
第五十三条　市町村の長は、法第六十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

市町村の長は、法第 62 条第 1 項に規定する場合において、次の①から③のいずれかに該当すると認めるときは、自らその災害等防止措置の全部又は一部を講ずることができます（法第 63 条第 1 項）。

① 災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき（法第 63 条第 1 項第 1 号）。

これは、森林所有者が命令書に定められた期間内に災害等防止措置を行わない又は命令書に記された災害等防止措置に比べ十分な措置を実施していない場合等が考えられます（長官通知第25の２の⑵）。

② 災害等防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、当該災害等防止措置を命ずべき森林所有者の探索を行ってもなお当該森林所有者を確知することができないとき（法第63条第１項第２号）。

探索の方法は、数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができない場合は６－１－３と同様の方法で行い、当該森林の森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。）が不明の場合は６－２－３と同様の方法で行う必要があります（法第63条第１項第２号。令第２条）。

また、探索を行ってもなお当該森林の森林所有者を確知することができず、代執行を行う場合は、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは、自ら当該災害等防止措置を講じ、当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告する必要があります（法第63条第１項。別記様式第69号参照）。

なお、相当の期限については、６月は確保することが望ましいです（長官通知第25の２の⑴）。

③ 緊急に災害等防止措置を講ずる必要がある場合において、法第62条第１項の規定により当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき（法第63条第１項第３号）。

これは、森林所有者による経営管理が行われていないことに起因して既に枯損木が多数発生しており、森林の有する公益的機能が低下し、台風期に風倒により隣接する森林や施設に被害を与えることが予見される場合等、災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがない場合が考えられます（長官通知第25の２の⑶）。

また、市町村の長は、災害等防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害等防止措置に要した費用について、当該森林の森林所有者から徴収することができます（法第63条第２項）。当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示する必要があります（規則第53条）。

なお、この費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第５条及び第６条が準用されています（法第63条第３項）。具体的には、費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納付日を定め、義務者に文書で納付を命じる必要があります（行政代執行法第５条）。また、費用は国税滞納処分の例により徴収でき、市町村は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有し、徴収額は代執行を行った市町村の収入となります（法第６条第１項から第３項）。

また、市町村の長が、災害等防止措置の全部又は一部を講ずる場合におけるものも含め、市町村がその区域内で実施する立木の伐採については、森林法第 10 条の８第１項の規定により伐採造林届出書を提出する必要はありません。

（参考）

◎　行政代執行法
第五条　代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。
第六条　代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。
○２　代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
○３　代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

９．林業経営者への支援措置について

９－１　林業経営者への支援措置

（国有林野事業における配慮等）
第六十四条　国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする。
２　森林法第七条の二第一項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努めるものとする。

（指導及び助言）
第六十五条　国及び都道府県は、林業経営者に対し、経営管理実施権に基づく経営管理を円滑に行うために必要な指導及び助言を行うものとする。

（独立行政法人農林漁業信用基金による支援）
第六十六条　独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができる。

附　則
（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）
第二条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条に規定する資金であって林業経営者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対しては、国有林野事業における配慮（法第 64 条）、国及び都道府県による指導及び助言（法第 65 条）、独立行政法人農林漁業信用基金による支援（法第 66 条）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例（法附則第２条）が措置されています。

（参考）
◎　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）
（林業・木材産業改善資金助成法の特例）
第九条　林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項の林業・木材産業改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

９－２　日本政策金融公庫の金融支援措置

日本政策金融公庫の林業構造改善事業推進資金、林業経営育成資金（森林取得）において、経営管理実施権の設定を受けた林業経営者等に対して措置が設けられています。

林業構造改善事業推進資金は補助事業の事業計画等に基づいて行う林業者等の設備投資を支援する資金となっています。法第 36 条第２項の規定により経営管理実施権の設定を受けられるものとして都道府県から公表された民間事業者、法第 44 条第２項の規定により集約化構想の受け手となることを希望するものとして都道府県から公表された民間事業者（適合事業者）、又はこれらの者と木材安定取引協定を締結した木材産業者であれば、非補助事業であ

っても貸付を受けることができます。最新の資金の貸付条件等については、日本政策金融公庫のホームページをご参照ください。

林業構造改善事業推進資金｜日本政策金融公庫

（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kouzoukaizen.html）

林業経営育成資金（森林取得）は森林の土地の取得に対して活用できる資金です。本資金の支援措置については、森林取得に係る公庫資金の活用（事務の手引その３　14－６－３）を参照ください。

市町村は、このような支援措置があることについて、林業経営者に対して情報提供するよう努めることとします。

10. 都道府県による事務の代替執行について（都道府県実施）

10－１　概要

都道府県は、市町村が行う意向調査等の事務の全部又は一部を代替執行しようとするときは、①当該市町村と協議し、同意を求めることができ、②同意があった場合には協議により定める代替執行に関する規約を公告することで、当該事務を代替執行することができます。

10－２　都道府県から市町村への代替執行に関する協議

（都道府県による森林経営管理事務の代替執行）
第六十八条　都道府県は、その区域内の市町村における次に掲げる事務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行すること（第三項において「森林経営管理事務の代替執行」という。）について、当該市町村に協議し、その同意を求めることができる。
一　第五条又は第四十五条第二項の規定による調査の実施に関する事務
二　経営管理権集積計画の作成に関する事務
三　市町村森林経営管理事業に関する事務
四　経営管理実施権配分計画の作成に関する事務
五　集約化構想の作成に関する事務
六　権利集積配分一括計画の作成に関する事務
２　前項の同意があった場合には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の二第一項の求めがあったものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
３　都道府県は、森林経営管理事務の代替執行をしようとするときは、その旨及び森林経営管理事務の代替執行に関する規約を公告するものとする。森林経営管理事務の代替執行をする事務を変更し、又は森林経営管理事務の代替執行を廃止しようとするときも、同様とする。

都道府県は、その区域内の市町村における法第 68 条第１項各号に掲げる事務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行すること（以下「森林経営管理事務の代替執行」という。）について、当該市町村に協議し、その同意を求めることができます（法第 68 条第１項）。

「森林経営管理事務」とは、市町村が行う事務のうち、法第５条又は法第 45 条第２項の意向調査、法第４条の経営管理権集積計画の作成、法第 33 条の市町村森林経営管理事業、第 35 条の経営管理実施権配分計画の作成、法第 43 条の集約化構想の作成及び法第 51 条の権利集積配分一括計画の作成に関する事務をいいます。

「実施体制の整備の状況その他の事情」とは、市町村の職員数等の実施体制、森林の立地条件等の事情から、都道府県が広域で一体として集積・集約化したほうが効率的に実施できると判断する場合が考えられます。

10－３　規約の作成

法第 68 条第１項により都道府県が市町村に森林経営管理事務の代替執行をすることについて同意を求め、市町村と協議し、当該市町村の同意があった場合には、地方自治法第 252 条の 16 の２第１項の求めがあったものとみなされます（法第 68 条第２項）。そのため、都道

府県が市町村の森林経営管理事務を代替執行するには、協議により規約を定める必要があります（地方自治法第 252 条の 16 の 2 第 1 項）。規約には①代替執行の範囲、②代替執行事務の管理及び執行方法、③代替執行に要する経費の支弁の方法、④その他代替執行に関し必要な事項を記載することとします（別記様式第 70 号参照）。

なお、法第 68 条第 1 項により都道府県が市町村に森林経営管理事務の代替執行をすることについて同意を求め、当該市町村と協議し、同意があった場合においては、地方自治法第 252 条の 16 の 2 第 3 項の規定は適用されないため、都道府県と市町村で定めた規約について議会の議決を得る必要はありません（法第 68 条第 2 項）。

10－4　規約の公告

都道府県は、森林経営管理事務の代替執行をしようとするときは、その旨及び森林経営管理事務の代替執行に関する規約を公告する必要があります（法第 68 条第 3 項）。森林経営管理事務の代替執行をする事務を変更し、又は森林経営管理事務の代替執行を廃止しようとするときも、同様です（法第 68 条第 3 項）。代替執行をする旨等の公告は別記様式第 71 号により、公報その他所定の手段によることとします。

10－5　森林経営管理事務の代替執行の実施

森林経営管理事務の代替執行は、規約の範囲内で実施することとなります。なお、意向調査又は市町村森林経営管理事業を実施した場合は、市町村にその結果を報告することとし、経営管理権集積計画、経営管理実施権配分計画、集約化構想又は権利集積配分一括計画の案を作成した場合は、速やかに市町村に送付し、市町村はそれぞれの計画を公告することとします。

（参考）
◎地方自治法
（事務の代替執行）
第二百五十二条の十六の二　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。
２　前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
３　第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行をし、又は代替執行事務を変更し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。

（協議会の設置）
第二百五十二条の二の二　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2　普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
3　第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
4　公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
5　普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
6　普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

11. 市町村の実施体制の確保について

11－１　林業技術者等の確保

市町村は、経営管理権集積計画、経営管理実施権配分計画及び権利集積配分一括計画の作成、市町村森林経営管理事業等を行うに当たっては、経営管理実施権を設定する民間事業者の選定、森林施業の実施等について専門的な知見が必要となることが想定されることから、地域林政アドバイザー制度の活用による林業技術者の確保や森林技術総合研修所における実務研修への参加などによる林務担当者の育成等を図ることが望ましいです。

11－２　他の地方自治体との協力

市町村単独では実施体制が整っておらず、隣接する市町村に林業専門職員がおり実施体制が整っている場合等においては、隣接市町村と一体として経営管理権集積計画により経営管理を実施することが望ましいです。その場合でも経営管理権集積計画は、森林が所在する市町村の名のもとの計画とすることとします。

11－３　その他

市町村職員の事務負担軽減の観点から、意向調査等の事務や境界明確化などの作業について、必要に応じて民間に委託することも可能です。

その際、令和７年の法改正により創設された「経営管理支援法人制度」を活用することができます。詳細については、７．経営管理支援法人について（７－１）を参照してください。

12. 市町村に対する援助等

12－１　市町村に対する援助

（市町村に対する援助）
第六十九条　国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

市町村が経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成、市町村森林経営管理事業、集約化構想の作成、権利集積配分一括計画の作成等を行うに当たっては、経営管理実施権を設定する民間事業者の選定、森林施業の実施等について専門的な知見が必要となることが想定されることから、国及び都道府県は、法第 69 条の規定により市町村に対し、必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うよう努めます（長官通知第 27）。

国においては、都道府県・市町村が地域林政アドバイザー制度を活用した場合の経費を、特別交付税措置（措置率：市町村 0.7、都道府県 0.5）の対象としているほか、市町村への支援を担う人材を対象とした全国での研修の開催や取組事例の横展開等を通じて情報提供等を行います。また、森林管理署等（国有林）は都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組みます。これらを通じ、引き続き必要な支援を行います。

都道府県においては、市町村に対し、森林経営管理制度に係る指導・助言や情報共有、研修、相談等への対応を行うための協議会（会議）を設置したり、市町村への実務的支援を行う支援機関（サポートセンター）を設置している事例が見られるほか、森林経営管理制度の取組方針を整理し、その内容を本庁、出先の事務所、支援機関との間で共有しつつ、きめ細やかな支援につなげている事例も見られます。これらに加え、令和８年４月の法改正において、①前述の支援機関（サポートセンター）が、経営管理支援法人（７－１参照）として市町村支援に取り組めるよう措置したほか、②都道府県が集約化構想（事務の手引その３参照）を市町村と共同で作成することで、体制が不十分な市町村をサポートしながら、より広域的な視点で林道整備や原木流通に係る調整等に取り組める仕組みを措置しました。これらを通じ、都道府県が、一層の市町村支援に取り組むことが期待されます。

さらに、こうした取組にあたっては、国及び都道府県の森林総合監理士等による積極的な支援が期待されます。

12－２　国への報告

国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努める必要があるため（法第 69 条）、地方自治法第 245 条の４に基づき当該助言等に必要な資料の提供を求めることとします（長官通知第 28）。

市町村に対しては、意向調査の実施や経営管理権集積計画の作成状況など、制度に係る手続全般について資料の提供を求めることとし、林野庁から毎年度、都道府県を通じて報告を求めることとします。なお、「面積」は人工林、天然林別の数値について報告を求めます。

（参考）
◎　地方自治法
（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）
第二百四十五条の四　各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
２・３　（略）

＜本事務の手引に関する問い合わせ先＞

林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室
（メールアドレス：shinrin_keieikanri@maff.go.jp）